

environment Update

第 23 号

— 海外環境関連情報誌 — Vol.4 No.5 (2003.1)

CONTENTS

WEEE & RoHS、EUCの最新動向

環境セミナー「WEEE & RoHS指令の解説と今後の課題」
Covington & Buting 法律事務所
Mr.Candido Tomas ARCIA MDYNEUX 2

ブリュッセル短信

WEEE & RoHS指令—技術検討委員会へ— 閾値/境界製品群/除外項目 -
NEC Europe Ltd. Brussel Office 杉 隆 24

EUの環境政策

第6次環境行動計画 30

モニタリング

欧州 ・連載 欧州環境規制動向
～在ブリュッセル弁護士モニタリング 情報 [24] 48

米国 ・連載 米国における環境関連動向
～在ワシントンコンサルタントによるモニタリング 情報① 68

中国【5】 3つの環境関連法の施行：
経済構造改革の推進と対外経済関係強化の視点 76

組合員のページ

パイオニアの環境保護に対する取り組み
パイオニア株式会社 社会環境部 齋藤 茂 83

環境・安全グループニュース

新刊図書のご案内 86

環境・安全グループ 担当委員会活動の状況 88

事務局便り 90

WEEE & RoHS 指令の解説と今後の課題

EU の廃電気電子機器リサイクル（WEEE）指令案および特定物質の使用禁止（RoHS）指令案については、2002 年 10 月、調停委員会で合意に達し、11 月 8 日に共同草案が正式承認された後、12 月 16 日に農業・漁業相理事会で、12 月 18 日には欧州議会で共同草案がそれぞれ採択されました。両指令は、欧州委員会の正式提案後、2 年半の審議を経て成立したわけですが、今後、EC 官報に告示されて発効となります。さらに発効後 18 ヶ月以内に EU 加盟国において法制化・施行されることになります。

共同草案が調停委員会で承認された時点で、両指令は内容が最終的に固まったことから、企業がその内容を十分に理解して、今後の対応を図ることが重要であります。このため当組合はブラッセル事務所と連携して、在ブラッセルの Cándido Garcia Molyneux 弁護士（Covington & Burling 法律事務所）を招いて、12 月 2 日（月）に大阪、翌 3 日（火）に東京において、「WEEE & RoHS 指令の解説と今後の課題」をテーマとした環境セミナーを開催しました。なお同氏には、2001 年 9 月に両指令に関するセミナーの際にも招き、講演いただいております（同講演録および質疑応答編は environment Update Vol.3 No.3 および No.4 に連載）。

以下は同セミナーでの講演記録を編集したものです。



1. 背景

WEEE、RoHS 両指令は、これだけを孤立させて考えるということではできません。他の EU の指令、法律、あるいは環境上のイニシアティブの文脈の中で考えて行かなければいけないと考えています。たとえば IPP（Integrated Product Policy—包括的製品政策）についての『グリーンペーパー』*があります。それは、特に、製品の設計であるとか、環境に対する優しさといった側面が非常に重要性を持ってくると思います。

それから危険な有害物質あるいはその調剤等の上市及び使用の制限に関する指令、バッテリー指令、廃自動車（ELV）指令等があります。それから将来は EEE（電子電気機器）に対してもエコデザインとか、エネルギー効率向上の要件についての指令が出ることにもなるだろうと考えています。

その他にも、重要なのは廃棄物指令と廃棄物輸送規則です。廃棄物指令が何故重要かということ、これは廃棄物についての「定義」をしているからです。WEEE は EEE についての廃棄物に関する指令であるので、これを理解することが非常に重要になってきます。廃棄物のコンセプトは何かというと、捨てる（discard）という概念が非常に重要

になってくるわけであり、品物・製品の保有者、所有者が捨てるという必要性に迫られる、あるいは意図を持っているもの、それが廃棄物であるということになるわけです。これはまた巡り巡って捨てられるものが廃棄物であるということにも繋がっていきます。ですから、廃棄物という概念を巡っては WEEE も含めて議論が行われているわけです。

もう 1 つ非常に重要なのは、廃棄物輸送規則です。これは 1 つの加盟国から他の加盟国へ廃棄物を移送する場合に係ってきます。全ての加盟国において、たとえば WEEE にしても、その処理施設あるいはリサイクル施設が全て整っているわけではありません。したがって、そういった目的のために WEEE を 1 つの加盟国から他の加盟国へ輸送する必要性が起こってきます。

もう 1 つ重要なのは、EU における新しい化学物質政策についての『ホワイトペーパー』があります。RoHS 指令では 6 つの物質（カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE）が規制の対象として取り上げられていますが、更にこの『ホワイトペーパー』の中で、EU として物質そのものだけではなく、それを含んでいるような製品について

* 和訳は environment Update Vol.2 No.6 に掲載。

も制限することを考えています。その制限には 1,000 ぐらいの物質が対象となり得る可能性があります。

2. 法制化のプロセス

皆様は、既にご承知のことと思いますが、調停委員会によって WEEE 指令および RoHS 指令の合意が達成されたのが 2002 年 10 月 10 日です。いま言語の専門家が最終的に言葉をチェックしているところで、11 月 8 日にその作業が終わります。その段階で、議会が 6 週間プラス 2 週間の延長も可能で、その期間に批准をすることになります。

議会においては、議員の絶対多数、つまり 626 票のうち 314 票以上の多数決で承認ということになります。また理事会の場合には、特定多数決ということで 87 票のうち 62 票の賛成票が必要ということになります。本日の環境セミナーの資料の中に最終的な合意文章が載せてありますが、これの中身について議会あるいは閣僚理事会は変更することはできません。ただし、この先何か変更があるとするすれば、それは言語上のエラーがあってそれを修正するというだけに留まるわけです。理事会としても、議会としても、中身をいじることとは決してありません。そして理事会及び議会は「イエス」か「ノー」か、何れかの判断を下さなければいけないということになっています。

2002 年 12 月末までの段階にこの指令案が承認されるか、あるいは遅れるとすれば 2003 年 1 月にすれ込むという可能性があります。そして最終的に合意されたものが 2003 年年初の官報に告示されます。この場合、加盟国は、最終的に合意された指令をそれぞれの国内法令に 2004 年 7～9 月までに転換する、つまり 18 ヶ月の間に転換をしなければいけないことになります。WEEE 指令の効力が発生するのが 30 ヶ月後ということで 2005 年 7 月以降、RoHS 指令の場合、つまりその中に含まれている有害物質の使用制限は 2006 年 7 月 1 日からということになります。

事前にいただいている質問中に、「加盟国が、実際にそのような期限に間に合うように国内法を整備し、実施することができるのだろうか」というものがありましたが、既に殆どの加盟国が法案を準備している、あるいは法制化の手続きを取っている段階にあります。そういう法令がなく、かつそのような法案の準備を一切していないところは

英国、アイルランド、ギリシャ、ルクセンブルクだけと私は承知をしております。加盟国の中には、もう既に法令があるところ、あるいはその法案の準備中であるところが多いといま申し上げましたが、そのような法令があるからといって、それが現在の段階で指令の求めている要件、あるいは規定を完全に遵守しているわけではないということも申し添えておきたいと思います。

具体的にどの加盟国が遅れそうなのかという問題については、過去において他の指令に対して加盟国がどういう対応してきたかというパターンを見れば想像ができるのではないかと考えます。一般論としていえば、ヨーロッパの北部の国々は期限に合わせてきちんと正しく実施してきた傾向があると思います。逆に南部の国々は遅れがちであり、しかも実施も必ずしも適正ではないという傾向があると思います。特に、英国とアイルランドは相当遅れていると思います。今回の指令についても、実施面で特にアイルランドが遅れるのではないかと、私は見えています。

3. WEEE 指令

(1) メーカーの義務

まず、WEEE について申し上げますと、各メーカーは WEEE 指令の下に、その EEE に対してマーキングをする義務が生じます。それと同時に、当該電気電子機器メーカーが登録をし、それぞれの加盟国の当局に対して情報を提供する義務が生じます。つまり、上市した製品の数量について情報を提供することとテイクバックの要件が生じ、また処理をする義務も生じます。同時に、再生、リサイクルの義務がかかります。併せて、個別的な費用負担の責任が生じます。

これが何を意味するかというと、各メーカーは自社製品のコストだけを負担するということです。だからといって、独自のテイクバック方式を取ってはいけないということではありません。個別に、自分でテイクバックするスキームを作ることでもできるし、他のメーカーとともに共同でテイクバックのスキームを作ることでもできますが、共同で対応するような場合でも、自社製品のコストだけを負担することになります。

(2) 適用範囲

最も重要な問題は、WEEE の適用範囲です。どのような電気電子機器が対象になるのかということです。ここで念頭に置いていただきたい重要なポイントは、WEEE の対象範囲というのは、もはや RoHS の対象範囲と同じではないということです。

対象範囲について理解しなければいけないのは、WEEE の定義という重要な問題です。つまり、本文に定義があって、そして付属書 IA で一般的なカテゴリーについての Exhaustive List（網羅的なリスト）というのがあります。同時に付属書 IB における EEE の Exhaustive List が入っています。ここで困みに申し上げておくと、現行のテキストでは Exhaustive List（網羅的なリスト）ということになっているけれども、委員会がもともと提示した指令案の中では例示的なリスト、Illustrative なリストにしか過ぎませんでした。そこが Exhaustive なものに代わったというのがポイントです[☆]。それから対象となっていない EEE の部品についての除外ということと、軍事目的のための EEE の除外が入っています。

次に付属書 IA には、10 のカテゴリーが記載されていて、この中で対象となる EEE がリストされています。それで更に WEEE が適用される EEE として付属書 IB があります。この付属書 IA と IB の違いは、将来の改正・修正の時に出てきます。つまり、付属書 IA に、今は 10 カテゴリーしかありませんが、新しいカテゴリーを加えるということになると、委員会は正式な立法上の手続きを経て追加する、つまり議会と閣僚理事会の手続きを経なければ追加することはできません。しかし、IB に関しては、欧州委員会として何時でも加盟国代表委員会というシステムを利用して、その他の電気電子機器を追加することができるわけです。

例えば、付属書 IA では玩具が 7 のカテゴリーに入っています。IB の方の中にもいろいろな玩具が記載されています。付属書 IB のところでは電子人形は、いま入っていません。ということは、現在、電子人形に対しては WEEE が適用されない

ということになっているわけです。しかしながら、将来、何時の段階でも委員会が付属書 IB に対して電子人形を追加しようと思えば、その段階で直ぐできるわけで、そしてその段階から WEEE 指令が電子人形に対して適用されるということになります。

もう 1 つ問題は、適用除外の問題に係ってきます。WEEE の適用対象となっていないような機器に付属していて、その一部を構成しているような EEE の場合、これは除外されることになるわけですが、自動車为例にとってみると、自動車は WEEE の対象範囲ではありません。何故ならば、ELV 指令の対象となっているからです。しかし、自動車の中にラジオが搭載されていて、そのラジオが自動車の一部を構成しているとすれば、原則としてラジオそのものは WEEE の適用範囲には入りません。ところがこの問題は、それほど単純ではないのです。自動車についていたラジオを取り出して利用することもあるでしょうし、普通どこにでもあるラジオを自動車の中に入れて自動車の中で使うということもあり得るかも知れません。基本的には、自動車の一部の場合、たとえばラジオであれば自動車に固定されている、あるいはカーナビゲーションのようなもの、自動車の一部となっているようなものについては WEEE の対象とはしないということです。自動車の一部ですから、付属書 IA のカテゴリーの中には入っていないことになります。

もう 1 つの例は船舶です。船の場合にも、ラジオが積んであるとします。しかし、このラジオは WEEE の対象とはなりません。その船の一部と見なされるからです。しかし、この問題もまた単純ではありません。たとえばその船が漁船だとして、漁民がラジオを家へ持って帰って使うということもあり得るでしょう。そういう問題が起こると思います。問題はそれほど単純ではないのですが、原則として WEEE の適用対象となっていないような機器の一部を構成しているような EEE に対しては WEEE からの適用除外ということです。

もう 1 つの適用除外として軍事用の EEE については除外されるという問題があります。これもまた論争の対象となります。たとえばコンピュータをデンマークの国防総省に売ったとすると、デンマークの場合には、これを WEEE の適用除外とは

[☆] 編者注：付属書 IB について 2002 年末まで欧州委員会では Exhaustive なリストと言っていたが、2003 年入り、indicative（例示的）なリストになると訂正される可能性がでてきた。

認めておりません。たとえ国防総省に対する売却であったとしても、そのコンピュータ自体は他の民生用の目的にも利用できるからです。したがって、軍事的な目的以外に使用できないものがあるとするれば、それは WEEE の適用除外と認定されるということです。

WEEE の対象範囲の問題は RoHS の場合も同じで、論争の対象となります。現在では、もともと欧州委員会が考えていた原案とは異なる形に変わってきているからです。ですから適用範囲の問題については慎重にお考えいただきたいと思います。いま私は、私の意見を申し上げているわけで、私の考え方が正しいと思っておりますが、問題は決して明確ではありません。幾つかの問題については裁判所での決着を待たなければ最終的な判断ができないことがあると思います。

因みに、前述の関連でご紹介申し上げておきたいことがあります。本日の環境セミナーの資料に「Issues of the Text Agreed in Conciliation of the Proposed WEEE Directive」(本誌 13 ページ)と「Issues of the Text Agreed in Conciliation of the Proposed RoHS Directive」(本誌 20 ページ)という 2 つのチャートを載せてあります。1 番左の列に問題点、2 列目に現行のテキストの欄があって、現行のテキストがどのようになっている、どのような問題点があるのかを書いてあります。3 列目は、未だオープンで、未解決の問題が書いてあります。最後列には、各加盟国がどのような裁量権を持っているか、持っていないか、加盟国が異なる法令を導入したり、あるいはより厳しい基準を設けたりする可能性等について書いてあります。

このチャートは、情報源として、そしてツールとして大いに皆様のお役に立つことと思いますが、ただ、はっきりとお断り申し上げておきたいのは、これは私どもの法律的な意見ではありませんので、皆様方が事業上の意思決定をこの表のみに基づいて行われたいようにしていただきたいと思います。

(3) 部品

その次は構成部品 (components)、サブアセンブリ (subassemblies)、そして消耗品 (consumables) の問題です。ここで重要になってくるのは、構成部品が捨てられる (discard) 時に、当該の EEE の一部となっている場合には、そ

れが WEEE の対象となるということです。その EEE を買った時に、その構成部品とか、あるいは消耗品がついていたかどうかは問題になりません。捨てる段階で、それらが当該の EEE の一部であるかどうかということが問題になります。捨てる段階で構成部品なり、あるいは消耗品の一部である場合には、それが WEEE の対象となります。

これに関連して、構成部品及びその消耗品のメーカーが最終的に WEEE 指令の下において責任を問われるのかという問題が起こります。これは別の問題だと思うので、私の解釈を申し上げたいと思います。最終的に責任を取らなければいけないのは、その EEE そのもののメーカーであると思います。あるコンピュータメーカーが、他の会社から構成部品を購入して自分のところのコンピュータに使った場合、最終的に責任を問われるのは、コンピュータメーカーであって、構成部品のメーカーではありません。つまり、テイクバックの責任、処理をする責任を問われるのは、コンピュータメーカーということになるわけです。ただし、実体としては、コンピュータメーカーが構成部品のメーカーに対して、その構成部品の生産と設計に当たって、よりリサイクル性が高まる、あるいは再利用可能性が高まる、処理可能性が高まるように作って欲しいと依頼・指示することは当然可能となります。

3 番目の問題、はもう少し複雑です。ある構成部品をメーカーが直接消費者に売るような場合、たとえばマイクロソフトのマウスを直接市場に出し消費者が買うという場合、そしてそれをコンピュータとつなげて消費者が使う場合、一体、そのテイクバックの責任は誰にかかるのかということです。この問題については、現在の指令案では明確にされておりません。恐らく、将来、加盟国がこの問題について決定することになると思われます。マウスメーカーが自分のブランドを付けてスーパーマーケット等で売っている場合どうなるか。私の解釈を申し上げれば、殆どの加盟国は、そのマウスメーカーがテイクバックの責任を取るべきであるという判断を下すことになると思います。

(4) 廃棄物の定義

もう 1 つ定義上理解しなければいけない重要な問題は、EEE の廃棄物定義の問題です。この問題を理解するためには、EU の廃棄物指令を理解しな

なければならない。この廃棄物指令の中で廃棄物は「いかなるものであっても捨てられた（discard）もの、それが廃棄物である」という定義になっています。所有者が捨てることを迫られる場合、あるいは捨てるという意図を持った場合ということになるわけですが、先述したように、廃棄物というのは捨てられるもの、捨てられたものが廃棄物であるという形で堂々巡りになるので議論の対象となるわけです。廃棄物の定義を巡る議論が、WEEE 指令の下における廃棄物、廃電気電子機器製品の定義を巡る議論につながってしまっています。

もう1つ明らかに考えなければならないのは、WEEE 指令が国の当局におけるオペレーション上の前提条件を変えてしまう可能性があることです。過去においては、一部のテイクバックのオペレーションは、必ずしも廃棄物を取り扱ったものとは見なさないという議論をすることが可能でした。たとえばある種の機器を病院に持っていき、病院からそれをテイクバックして、場合によってはリファバービッシュ（refurbish）、つまり磨耗品等を交換して新品同様に、他の組織なり民間企業なりに売る可能性があります。そのような場合には、病院から民間企業へその品物が移動するというテイクバックのオペレーション自体は廃棄物を取り扱ったとは見なされなかった。つまり廃棄物ではないということですから、廃棄物の移動、輸送に係る規則、あるいは EU の廃棄物指令の適用対象とはなりません。

今度の WEEE により、EU の他の廃棄物に係る指令、たとえば輸送の指令であるとか、あるいはその他関連の指令を同時に考えなければいけない。この WEEE によって全てのテイクバックのオペレーションが、先ほどの条件と違って、全て廃棄物を対象とするということを前提としてしまっているわけです。

1 つの例が再利用に係るものです。WEEE 指令の下における前提条件としては、再利用されるものは EEE の廃棄物であり得るという考え方になっています。これは「絶対にそうだ」というふうになっているわけではなく、あり得る可能性を示唆しているわけです。しかし、このような解釈は、例えば OECD のガイダンス等の方向性と異なっていて、それに基づいて、たとえばオランダ等は再

利用されるものは廃棄物ではないと主張しているわけです。つまりリファバービッシュ（refurbish）して再利用するというものは廃棄物ではない。だから EU の廃棄物輸送規則であるとか、あるいは廃棄物指令の適用対象とはならないという主張をしています。

WEEE から適用除外となるような EEE の再利用という状況はあり得ます。具体的にいうと、消費者が保証に基づいてメーカーに返却をするような場合です。あるラジオメーカーがラジオを消費者に売った場合、そのラジオが機能しないということで保証期間のうちである保証に基づいて、そのラジオをメーカーに返還する。そしてメーカーは別のラジオと交換する場合です。戻されたラジオをメーカーは消費者から引き取って、自分の工場ですべての段階では、そのラジオはまだ廃棄物ではありません。廃棄物ではない当該ラジオは WEEE の適用対象でもなく、他の EU の廃棄物輸送、廃棄物関連指令の適用対象でもありません。そのラジオがテストされ、機能しないことが判明し、メーカーがラジオを捨てる（discard）という決定を行った段階ではじめて廃棄物となるわけです。

もう1つの例はリースです。消費者からリース期間が終了したということで返還される商品、メーカーがテイクバックする商品は廃棄物ではありません。したがって WEEE の適用対象ではありません。戻された商品が、そこで寿命が終わりだという判断をされた上で捨てられる時に初めて WEEE 指令の対象とされるわけです。

(5) 責任負担

次に WEEE 指令の下で、誰が責任を持つかということです。指令によると、生産者、そして販売者、たとえば他のメーカーから買ったものであったとしても、自らのブランドを付けて販売する場合には、その販売をする者が責任を問われます。また、加盟国に輸入する輸入者も責任を問われます。輸入者あるいは生産者が、いないような場合には、加盟国に職業的に輸出をする輸出者が責任を問われます。

もう1つ、解釈あるいは加盟国がどのように実施をしていくかに関連して「Placed on the Market」が非常に重要で、上市する者が WEEE 指令において責任を問われることになります。たとえば、既に実際にフランスの法案で行われていて、

上市する者というのが具体的な意味を持っています。日本にメーカーが存在していて、そのメーカーが「A」という加盟国に輸出をする。その加盟国の中には輸入者がいる。このような場合には、この輸入者が WEEE 指令の下で責任を問われます。この輸入者が日本のメーカーの子会社であっても、その日本のメーカーとは完全に独立した法人であっても状況は同じです。

もう 1 つの状況として勘案しなければならないのは、日本のメーカーから、最初に 1 つの加盟国に輸出されて、その加盟国において輸入者が存在し、その輸入者は完全に独立した法人であっても子会社であっても、そこから次に別の加盟国へそれぞれ輸出をされ、それぞれ輸出先の加盟国においては子会社なり、代理店なり、あるいは完全に独立した輸入者が存在しているという状況で、誰が責任を取るのかというと、それは最終的に輸出をした加盟国における輸入者なり、代理店なりが責任を持つということになります。

指令では更に加えて、加盟国に職業的に輸出をしている場合で、その輸入者なり、代理店等が WEEE 指令の義務を遵守しない場合、あるいはそういったような資金がない場合には、日本の本社たりといえども安全ではないことが示唆されています。つまり、このような状況においては、日本にいる本社はきちんと WEEE 指令を遵守するように担保をしておかなければいけないということです。もしそうでない事態が起こったような場合には、それぞれの加盟国の当局から日本の本社に対して追及が及ぶ可能性があります。特に、法律上は外国にいるメーカー、つまり本社というのは問題がなくて、そして安全なのかも知れません。加盟国に、それぞれディストリビュータなり、輸入者なりがいれば、それらが責任を取るということになりますが、実体的には、子会社、ディストリビュータが資金を持っていないと対応できないということであれば、加盟国の政府当局が本社に追及の手を伸ばす可能性があるといえると思います。

次は、長距離販売 (Long Distance Sales) です。これについて指令は、第三国に存在しているメーカーが長距離で電話あるいはインターネットを通じて通販をしているような場合については、ある一定の注意 (precaution) を払わなければいけな

い、あるいは措置を講じなければいけないとあります。それにも係らず実体的には、長距離のメーカーに対して、この指令を執行するのは困難になり得ることが想定されます。それでメンバー国が独自のモニタリングあるいは執行上の措置を取り得る可能性があると思います。

(6) マーキング/情報提供/登録義務

次に、この WEEE の指令に基づいて、メーカーには、マーキング、情報提供および登録の義務がかかります。つまり、分別回収のマークを付けること、責任者を明確にするためのマーク、あるいは上市されたタイミングを示すマーク等を付けることを要求されます。また、それと同時に、たとえば 2005 年の 7 月以前なのか、以後なのかを明確にすることが重要になってきます。同時に、処理、回収、再利用の施設についての情報も提供しなければなりませんし、一体誰が責任を持ってそれをするかということも明確に情報として提供しなければなりません。各加盟国の当局として、どのような品物について、どれだけの量が上市されたのか、そしてそこから出てくる廃棄物の量、回収処理、リサイクル、再利用されるようなものについての量についても登録が行われた上で情報を提供しなければならないことになっています。

(7) 回収方法

生産者が最低限、回収地点からのテイクバックに対して責任を持つことになっています。場合によっては、各家庭からあるいはディストリビュータからの回収という場合もあります。

更に、この点に関連して申し上げれば、各家庭なり、あるいは消費者から直接生産者が個別あるいは共同でテイクバックするシステムを作り上げることができますが、その条件としては「無料」ということになるわけです。

また、各加盟国はテイクバックを独占してはならないということがあります。たとえばデンマークにおいて市町村だけがテイクバックをしてはいけない、そのようなルールを作ってはいけないということを意味します。生産者、あるいは責任者が自ら回収方式を立ち上げることができ、処理をする権利があるわけで、市町村だけが一元的にテイクバックを行って、その費用を生産者が分担するようなことをしてはならないといっているわけ

です。

更に、2006 年 12 月から WEEE 指令の下において回収目標が定められていて、1 人年間 4kg ということになっています。だからといって加盟国がこれ以上高い目標値を設定してはいけないということではなく、加盟国がより高い目標を個別のカテゴリーに対して個別に設けるという可能性はあります。

(8) 輸送

次は冒頭に申し上げたことの繰り返しになります。WEEE 指令において、処理、リサイクルあるいは再利用の要件がかかるわけですが、その輸送については廃棄物輸送規則に従うということが重要なポイントです。メーカーが、全ての加盟国において処理あるいはリサイクル施設を持つことが合理的ではない場合も有り得ます。たとえばスカンジナビア諸国あるいはベネルックスにおいては加盟国ごとに設けなくて、どこかに纏めておくという可能性もあるし、南の加盟国で処理をした方がコストが安いからということもあるでしょう。場合によっては EU 外で処理、リサイクルをした方が更にコストが安いという場合があると思います。これらのケースにおいては、1 つの加盟国から他の加盟国等へ廃棄物の輸送が行われます。このような輸送を加盟国がブロック、阻止できるのは、それが廃棄物輸送規則に則って、その権利が認められている場合のみです。それ以外の場合は、加盟国にはそれらの輸送を阻止する権限はありません。各加盟国は、WEEE の要件を遵守していない他の加盟国に対する輸送をブロックすることはできない。つまり、たとえばデンマークで生産されて、そこで EEE が返還され、それが廃棄物となって、いま指令を実施していないギリシャに輸送するケースがある場合は、ギリシャが WEEE 指令を遵守していないからといってデンマークがギリシャへの当該廃棄物の輸送を阻止するということとはできないことになっています。

第三国、つまり EU 以外の国に廃棄物を輸送するために覚えておいていただきたいのは、それらが再利用およびリサイクルのターゲットと係ってくるということです。たとえば第三国のポーランドに輸送をした場合、そのポーランドにある施設でのリサイクル処理あるいは再生を考えた場合に、ポーランドが WEEE 指令を遵守していない、ある

いはその当該の施設が遵守していない場合には、そこにおけるリサイクル処理は、リサイクルあるいは処理のターゲットの中にカウントされないことになります。

(9) 再生/リサイクル/再使用

WEEE の指令により、再生およびリサイクル、そして将来は再利用が義務付けられることになります。生産者は、回収およびリサイクルに対して責任を取らなければなりません、これは個別に行っても、共同で行ってもかまわないわけです。繰り返しになりますが、加盟国はそのような回収あるいはリサイクルについて独占的なシステムを構築してはいけないことになっています。具体的な再生およびリサイクルターゲットを、WEEE のそれぞれのカテゴリーについて設けるわけです。現段階では、このターゲットの中に医療機器は入っておりません。しかしながら 2008 年 12 月までには新しい、より高いターゲットが設けられることになっていて、そのターゲットの中には医療機器が含まれます。

(10) 費用負担

次に、誰がどのような形で費用を負担するかという問題が出てきます。いままでのところでは、殆ど全ての業界が個別に将来の廃棄物に対して費用負担をすべきという立場を取りました。つまり、各メーカーが自らのコストに対して費用を負担するということです。家庭から出る EEE には、将来の廃棄物と historical waste（歴史的廃棄物）があります。将来の廃棄物については明らかに個別費用負担責任原則が適用されます。つまり、各メーカーが自らのコストを負担するということです。つまり、メーカーがリサイクルし、処理し、再生するわけですが、それは個別あるいは集団的に行っても構わない。集団的に行う場合には、その中で自らのコスト分について負担をすることになります。

将来の廃棄物については visible fee が禁止されています。そして保証金（guarantee）が求められることがあります。これはメーカー、輸入者、あるいはディストリビュータが製品を上市する段階で保証金を提供しなければいけないということです。これは必ずしも銀行口座に資金を積むことを意味するわけではありません。保証金の 1 つの形としては、そのメーカーが回収スキームのメンバ

ーであることを示すとか、場合によってはリサイクルの保険に入っているとか、預託金を積むという場合が有り得ると思います。いまの段階での明確でないポイントとして、メーカーが積んだ預託金を何時返してもらえるのかということがあります。私の推測にしか過ぎませんが、預託金を返却してもらうのは恐らく困難であろうと思います。何故ならば、全ての上市した EEE を完全にテイクバックしてリサイクルしていることを、どのように証明できるのかという問題があるからです。加盟国の実施のあり方として、一部の加盟国はかなり長期間に亘って、たとえば 10 年後の段階で完全にそのメーカーが要件を果たしていることが証明された段階で預託金を返還をする可能性は有り得るといういい方をする場合があるかも知れません。

この保証金は、孤児製品（orphan product）に対して負担をすることを意味するわけではありません。他のメーカーの出した孤児製品に対して、その保証金を使って充当するということは考えられていないわけです。つまり、各メーカーが自らのコスト分について負担するということです。理論的には、そこまでいえますが、実態的に全てのコストをカバーするだけの十分なギャランティがあるのかどうか、なかった場合には一体どうなのかということは未だ明確ではありません。加盟国が実施の段階でそういうことを考えて行くと思いますが、原則論としては、このギャランティはコスト分を負担するということで、他のメーカーの孤児製品に対しての負担を求めるという主旨のものではありません。

次に家庭からの廃棄物で historical waste に対してどのように対応するかですが、これには比例的に費用の負担が求められることになります。そのコストが発生した段階において存在しているメーカーのマーケットシェアに基づいて、孤児製品を含めて負担が決められるということです。たとえば 10 年前にあるメーカーが上市した製品が、その後そのメーカーが倒産してしまい、もはや存在しない状況で historical waste が出てきてしまった場合に、それをどうするか。その場合には、その廃棄物のリサイクルの段階で存在しているメーカー間でマーケットシェアに比例して費用を負担することになります。

historical waste についてメーカーは visible fee を徴収することが認められます。携帯電話について 100 ユーロ、プラスそのテイクバック、リサイクル、再生のためにたとえば 10 ユーロというものを求めるということが可能になります。この visible fee は 8 年間だけ認められています。関連して申し上げますと、いまの段階でメーカーが visible fee について合意できるかどうか。たとえば携帯電話のメーカーが全て集まって visible fee に合意し、統一的なフィーを徴収することができるかどうかは明確ではありません。visible fee についてメーカー間で協定を結ぶというようなことは、場合によっては価格協定と見なされる可能性もあるので、慎重を期することが重要ではないかと思います。

業務用 WEEE についての費用負担の方式ですが、基本的には、原則として生産者が費用を負担する、ただし生産者とユーザーが、その他の費用負担方法については合意することも可能です。

4. RoHS 指令

RoHS 指令に移ります。RoHS 指令に基づいて 6 つの有害物質の禁止が定められていますが、はじめに除外について申し上げます。構成部品や製品そのものが除外されるわけではなく、これらの有害物質の用途が除外の対象になるということです。また、これについては最大許容値についての見直しのメカニズムが設けられています。

(1) 対象範囲

RoHS については対象範囲が極めて重要です。もちろん、RoHS の対象範囲と WEEE の対象範囲は異なっています。RoHS の対象範囲の理解として EEE の定義は、基本的には WEEE の定義と同じであるということです。付属書 IA のカテゴリーのうち 8 と 9、医療機器と監視制御機を除いて全てが対象となるわけです。家庭用のルミネール（照明器具）等は含まれています。付属書 IB に入っているかどうかは RoHS 指令に関する限り無関係ということになります。繰り返して申し上げますと、付属書 IA でカバーされているもので、医療機器と監視制御機を除いたものについては対象となります。

もう 1 つ重要なポイントは、軍事目的のための EEE といえども RoHS 指令の適用除外ではありません。軍事目的の EEE は、WEEE では除外対象で

あるのに RoHS 指令で除外対象となっていない。このことに一体どんな意味があるのかを申し上げれば、ある国の国防総省に対して電子的なミサイルを売り、そのミサイルの中に「鉛」が入っているか、いないかは余り問題になりません。そもそも、そのミサイルが打ち込まれてしまえば都市そのものが破壊されてしまうわけだから。しかし、競争上の視点から見て他のメーカーのミサイルと競合することを考えた時に、軍事目的のための EEE が RoHS 指令に遵守をしていれば、そういう RoHS 指令に遵守していないメーカーの作ったミサイルに対して、より優位な競争的な地位に立てるということになるからです。

1 つ重要なポイントは、先ほど船に搭載されているラジオは WEEE の適用除外であると述べましたが、RoHS 指令においては適用除外になりません。航空機に搭載されている電気通信機器は、WEEE 指令の下では除外されているけれども、RoHS 指令では除外されていません。ただ、自動車に使われている EEE は、例外として RoHS 指令の対象ではありません。何をもってそれが自動車の一部であると判断するのか難しいところですが、それは横におくとして、自動車の一部を構成しているような EEE については、あくまでも自動車指令の対象であって RoHS 指令の対象ではないということです。

(2) 対象製品

次に構成部品、サブアセンブリーおよび消耗品についてですが、それが何時の時点で買われたのか、当該 EEE の購買時点か、あるいはその後か、といったことは全く関係がありません。全てが RoHS 指令の対象となります。

EEE の修理あるいは再生用のスペアパーツについては、2006 年 7 月以前に上市された機器用のものであれば適用除外になります。3 つの部分に分かれています。第 1 番目は、2006 年の 7 月以前に上市された機器用のスペアパーツは除外され、また再利用も除外されます。これらが同じ 2006 年 7 月以前ということが係ってくるわけですが、修理用、再利用が除外されます。

スペアパーツの中には、構成部品等組み立て品は入るけれども、消耗品は入りません。スペアパーツについては、一体どのようにモニターするかが非常に難しくなってくるわけです。2006 年 7

月前に上市をされた機器のスペアパーツと 2006 年 7 月以降に上市された機器のスペアパーツ、これは容易に区別することは難しいわけです。

(3) 禁止物質

RoHS 指令で禁止している 6 つの物質について、そのタイミングをどうするかが非常に大きな問題で、業界の中でも大きな論争の対象となっています。

RoHS 指令の 6 物質の使用禁止時期は 2006 年 7 月 1 日となっています。この指令の中には、他の言葉も使われていて、これが具体的な意味を持つ可能性があります。その 1 つは「New：新しい機器」という言葉であり、もう 1 つは「Placed on the Market：上市をされた」という言葉です。新しいという言葉「New」は特別な意味を持ち得ます。ということは、再利用されたものは除外される可能性があるわけです。つまり、2006 年 7 月前に上市はされ、その後リファビッシュされて、再販売されているものについては、除外される可能性はあります。そしてまた「New」という言葉について、この指令が発効した以降に上市されたものについては、それが除外されることになります。

RoHS 指令は、恐らく 2003 年 1 月に採択され、その後官報に告示され発効することになると思いますが、その前に生産されたもので 2006 年 7 月以降に販売されたものについては、非常に強い議論ができると思いますけれども RoHS の対象ではない。そして新しい機器ではないから禁止の対象とされるべきではない、と主張できるのではないかと解釈しています。何故ならば、この「New」という解釈の可能性として、これはモデルに対して適用されるのではなく、個別の機器、それぞれのユニットに対して適用される私は解釈をしているからです。「New」だけではなく「上市」という点についても、あくまでもユニット、個別に対して適用しているのであって、モデルごとではないと考えています。この状況は 2006 年 7 月以降に上市をされているものは除外されません。除外されるためには、2006 年 7 月前に販売されなければならないからです。

重要なポイントは「上市」というコンセプトです。EU の法律では、「初めて利用可能 (Available) になった時点」と書かれています。EU の市場において 2006 年 7 月前に再販売あるいはリリースさ

れたものについては含まないということです。たとえば日本でまず売られて、それから 2006 年 7 月以降に EC で再販売されたようなものは禁止の対象になるということです。

「上市」はあくまでも異なる法人間の移転を意味します。同じ法人間における別の工場等における移転は上市ということにはなりません。子会社間の移転であったとして、それが独立した別の法人格ということになっている場合には上市と見なされる場合もあり得ます。

また、流通、利用の観点からも考えなければなりません。テストのために当該 EEE を移転する場合には「上市した」とは見なされません。たとえばコンピュータをソフトウェアメーカーのところへ持って行き、そのコンピュータが作動するかどうかテストをするような場合の移転は「上市した」とは見なされません。「上市」ということは、EC の市場で販売する、あるいは EC の市場へ輸入するというものが入ります。

日本のメーカーが、たとえばデンマークにある異なる法人に対して売り、その法人がデンマークで輸入するという場合に、当該製品が国境を越えた段階で「上市された」と見なされます。

EU の関税法に「release for free circulation」という言葉が使われています。つまり域内市場において自由な流通をするためにリリースされた場合というのが「上市された」ということを意味するわけです。ある特定のメンバー国において、特別の通関手続きがあって、それが中に入ってくる場合、あるいは出て行く場合、あるいはトランジットといったような種類の通関手続きである場合には、「上市」とは見なされません。したがって、必ずしも全ての輸入が「上市」に当たるわけではなく、その国の中で自由に流通すべく国境を越えてリリースされたものだけが「上市をされた」と見なされます^{☆☆}。[]

☆☆ 編者注：「上市」の定義について、欧州委員会最近「商品を店の棚に乗せること」という解釈を述べている。この解釈に従う場合、2006 年 7 月 1 日以降店頭に並べられる製品や流通在庫品などは 6 物質を含んではいけないことになる。

(4) 適用除外

次に、除外の話に移ります。付属書で除外されているのはあくまでも用途であって、その用途に係ってくる構成部品ではありません。講演前にいただいた多くの質問がこの点に関係しているので、ここで申し上げておきたいと思います。たとえばサーバーのためのハンダで使われる「鉛」は、ハンダ付けをする時に使われる「鉛」であるので、そのアプリケーションは除外になりますが、サーバーそのものが RoHS 指令の適用除外になるわけではありません。

RoHS 指令では、適用除外と最大許容値についてファーストトラックで、急速に見直しをすることができるようになっています。何時、いかなる時でも、委員会が急速に適用除外について変更する可能性があることは是非念頭に置いていただきたいと思います。

変更するために必要なのは「Technical Adaptation Committee」のメンバー国の代表の承認を得ればよいというだけで、実態的には殆ど全ての場合に委員会の提案が通って変更がされるという可能性があります。唯一できないのは票決の場合、87 票のうち、62 票の反対があれば通らないということになるけれども、欧州委員会案は、ほぼ確実に通ると考えておいた方がいいと思います。このようになると付属書に盛られている適用除外は、極めて速やかに、短時間のうちに変更される可能性が出てくるわけです。

付属書の改正に関する限り、RoHS 指令は委員会に非常に大きな裁量権を与えています。したがって、企業各社あるいは団体におかれては、慎重に、かつ注意深く委員会の動向を注視することが重要です。そして技術的な付属書についての改正案が出てくる前でも、何か動きがあった場合には、自らの提案を委員会に積極的に出す行動が必要になります。

5. 国内法への転換

将来の問題、加盟国ごとの実施の問題について話を移します。

国ごとの実施については、オープンな問題、つまり、指令で明確にしていない問題とそうでないものを区別して考えることが重要だと思います。EU の場合に、たとえばこのような問題に関して、

裁判所で調和的な解釈が採択され、EU 全域に適用されるものもあると思うけれども、他方、各加盟国の裁量が認められていて、それぞれにより厳しい要件を課するとか、異なる要件を課する可能性もあります。このような場合には、ヨーロッパ全体の調和というのはできなくなります。

各加盟国が裁量権をもって、より厳しい基準を設けるかも知れない場合、いろいろな要素によって影響を受け、変わってきます。たとえばその指令にかかっている文言、法的な根拠、EC 条約といったもので影響されてくるので、いま私がどうなると申し上げることは、まるで預言者あるいは魔法使いのような役割を要求されることと同じだと思います。

WEEE と RoHS、それぞれの指令において加盟国が裁量権を発揮できるような分野が何か。いま全部を申し上げることは無理ですが、RoHS 指令においては明らかに加盟国が適用除外というものを替えることはできません。たとえばハンダの「鉛」について、デンマークという加盟国がその適用除外のあり方を替える、あるいは規制をより厳しくすることはできない仕組みになっています。

6. WEEE の今後

将来の変更に關していえば、その一部は理事会および議会の法的な改正手続を経て行われなければならないものもあるし、また、WEEE については、おそらくそういったような変更があるだろうと考えています。

Technical adaptation の変更については、WEEE 指令について前述したような立法的な手続を経なくても、委員会提案という形でできます。これに対しては条件付き多数ということで、圧倒的な多数で反対しない限り委員会の原案が採用されることになります。

7. RoHS の今後

WEEE 指令と同じことが RoHS 指令にも適用されていて、一部について議会、閣僚理事会を巻き込むような立法手続が必要ですが、他のかなり重要な変更、つまり用途についての適用除外の変更については Technical Adaptation 委員会でも可能であり、非常に速やかに変更されます。

8. 今後の対応

企業あるいは団体として将来何をしていかなければいけないか。

第 1 番目には、加盟国による実施をモニターすることが重要です。第 1 に、誤った形で実施されないようにきちんと注視していくこと、第 2 に、指令が皆様にとって有利な形で実施されるようモニターすることが重要だと思います。モニターすると同時にテクニカル・アダプテーションについて、あるいは将来の法律、立法的な手続を経ての改正についても、ロビーイング活動が重要だと思います。特に、有害物質の規制・制限については、委員会がリスク評価をする、研究調査をするといったような時に、きちんとモニターすることが重要です。

更に、法律あるいは政治的な戦略を立て、委員会の付属書改正の動きがある場合には、それに参加し影響を与えることが重要です。また、自らにとって好ましくない形で変更、改正が行われようとする時には、欧州委員会に対して「もしそうになったら裁判所に提訴する」といったような意思表示をすることも必要になるでしょう。

どういうアプローチを取るかについては、第 1 に、科学にベースを置いたアプローチが重要であることから、EU の行っている科学的な研究、調査についてもモニターすることが重要です。第 2 は、法的なバックが必要です。WEEE 指令、RoHS 指令についての法的な理解を深め、EU において両指令がどのように機能しているかを明確に理解しておくことが重要です。第 3 は、政治的、制度的な理解です。EU におけるプロセスがどのように進んで行くかについてもきちんと理解することが必要です。

以上で、私の話は終わりとします。ご清聴ありがとうございました。

□

Issues of the Text Agreed in Conciliation of the Proposed WEEE Directive

This chart is not intended to provide legal advice and should not be used for that purpose or as a basis for making decisions concerning legal liability or obligations in particular circumstances.

Issues	Required by the Text	Open and Future Issues	Member States Discretion
EEE	Definition of EEE Excludes EEE that is part of other equipment not falling within the scope of the WEEE Directive: e.g. EEE in vehicles, EEE in large scale stationary industrial tools	The interpretation of EEE that is part of another equipment that does not fall within the scope of the Directive is likely to be controversial	Member States unlikely to have discretion to adopt different definition Member States unlikely to adopt another definition in the case of equipment for vehicles. Member States, however, may have discretion to include EEE in large scale stationary industrial tools
Covered Categories	• Large household appliances • Small household appliances • IT & telecommunication equipment • Consumer Equipment • Lightening Equipment • Electrical and electronic tools (except large scale stationary industrial tools) • Toys, leisure and sports equipment • Medical Devices (except all implanted and infected products) • Monitoring and Controlling instruments • Automatic Dispensers	Definition of large scale stationary industrial tools	Member States may have discretion to include additional categories
Annex IB EEE	Annex IB provides for an exhaustive list of EEE falling within the different categories	Technical Adaptation Committee (TAC) to introduce additional EEE in Annex IB	Member States may have discretion to include additional EEE not included in Annex IB
Exemptions for Military Purposes	Only if EEE is intended for specifically military purposes	Concept of military purposes	Member States may have discretion to delete exemption for EEE for military purposes
Components, Subassemblies and Consumables (C,S&Cs)	Which are part of the EEE at the time of discarding. Includes C,S&Cs that are bought separately, if they are part of the EEE at the time of discarding. Does not include C,S&Cs that are discarded separately		Member States may have discretion to include C,S&Cs that are discarded separately

Contact Dr. Cándido García Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

Persons Responsible	Whoever: • Produces and sells in a <u>Member State</u> • Resells under its <u>own brand</u> in a <u>Member State</u> (unless name of producer appears on EEE) • Imports on a <u>professional basis</u> into a <u>Member State</u> • Exports to that <u>Member State</u> (likely: in the absence of producers or importers in a <u>Member State</u>)		Member States are likely to implement this as “whoever places on the market of the <u>Member State</u> ”
Persons Providing Financing	Excluded. But not if they produce, import, export or resell the EEE under their brand name		Member States are unlikely to have discretion to include persons providing financing
Long Distance Sales	Included		Member States may have discretion to develop their own different monitoring and enforcement systems to ensure that persons selling with long distance selling techniques are liable
Definition of WEEE	EEE that is discarded May include EEE for re-use only if it has been discarded	Concept of “discard” will continue to be controversial	EEE for reuse is likely to be controversial at Member State level
Definition of Future WEEE	Waste from EEE that is placed on the market after 30 months from entry into force of directive (i.e. July 2005)	Concept of placed on the market: EC market or Member State market?	Member States are unlikely to have discretion to adopt a different definition of future WEEE
Definition of Historical WEEE	Waste from EEE that is placed on the market before 30 months from entry into force of directive (i.e. July 2005). It includes WEEE from EEE placed on the market before the entry into force of the directive	Concept of placed on the market: EC market or Member State market?	Member States are unlikely to have discretion to adopt a different definition of historical WEEE Member States are likely to consider that WEEE from EEE which was resold or released after July 2005 is historical WEEE, if first sale or lease took place in the EC/Member State
Definition of WEEE from Private Households	WEEE that comes from: • Private households • Commercial, industrial, institutional and other sources, if of similar nature and quantity to that from private households	Distinction between professional WEEE and WEEE from commercial, industrial and institutional sources that is of similar nature and quantity as that from private households is likely to be controversial	Member States are likely to implement different interpretations of professional WEEE
Environmental	Member States are required to “encourage”	Will an EEE Directive develop?	Member States have strong arguments to adopt

Contact Dr. Cándido García Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

Design	environmental design of EEE to facilitate dismantling, recovery and reuse of EEE Manufacturers must not prevent the reuse of WEEE through specific design features or manufacture		and enforce EEE environmental design requirements. It is still unclear, however, whether environmental design requirements are compatible with the EC Treaty
Information Requirements	EEE placed on the market 30 months after entry into force WEEE Directive (i.e. July 2005) must carry a: • A separate collection mark • A mark clearly identifying the person responsible for WEEE • A mark specifying that the EEE is placed on the market after 30 months from entry into force of WEEE Directive (i.e. July 2005) Producers must provide treatment and recovery, recycling and reuse information of their EEE to treatment, reuse and recovery facilities, within 1 year from their placing on the market	Standardization bodies (e.g. CEN, CENELEC) are likely to adopt standards on marking identifying person responsible for WEEE and specifying timing of placing on the market	Member States may impose on producers additional information requirements, e.g. take back publicity campaigns, information in the instructions for use or at the point of sale, etc Member States may have discretion to impose on producers additional requirements on information to be provided to treatment, reuse and recovery facilities
Collection of Private Household WEEE	Member States must ensure the establishment of collection points as of 30 months from the entry into force of the WEEE Directive (i.e. July 2005) Producers are responsible, at a minimum, for take back from collection points Producers may operate individual or collective take back systems from private household, if free of charge for the private household		Member States may have discretion to require initiation of take back systems before July 2005 Member States may (1) require distributors to take back free of charge similar WEEE that they sell; or (2) provide for different take back systems, if free of charge (e.g. municipal take back, collection facilities) Member States may not impose take back collection monopolies Member States may have discretion to require producers to take back WEEE from (1) private households; and/or (2) distributors
Contaminated	Collection points may refuse WEEE that	May distributors also refuse WEEE	Member States are <u>required</u> to make specific

Contact Dr. Cándido García Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

WEEE	presents health and safety risks to their personnel	that presents health and safety risks to their personnel?	arrangements for WEEE that presents health and safety risks. Such specific arrangements are likely to vary among Member States
Collection Targets for Private Household WEEE	Minimum mandatory target: 4 kg on average per inhabitant per year, by December 31, 2006 (December 31, 2008 for Greece and Ireland) New EU collection targets must be adopted by December 2008		Member States may have discretion to impose specific collection targets on different categories of EEE Member States may have discretion to impose higher collection targets Member States may have discretion to prohibit the disposal of WEEE together with unsorted waste
Collection of Professional WEEE	Producers must provide for the collection of WEEE from professional users		Member States may not exempt producers from collecting WEEE from professional users.
Treatment Requirements on WEEE	Producers (or third parties on their behalf) are required to set up treatment systems using best available techniques (likely by July 2005) Producers may set up individual or collective treatment systems Treatment must comply with requirements of Annex II	Best available techniques are to be defined under the IPPC Directive Commission (assisted by TAC) may impose additional treatment requirements Commission (assisted by TAC) must evaluate “as a matter of priority” treatment requirements for (1) printed circuit boards for mobile phones; and (2) liquid crystal displays	Member States may not impose treatment system monopolies Member States may have discretion to impose additional/more stringent treatment requirements Member States may have discretion to impose minimum quality standards for the treatment of collected WEEE
Requirements on Treatment Facilities	Treatment facilities are required to: - Obtain a permit as required by the Waste Directive - Comply with the requirements of Annex III Treatment facilities may be exempted from permit requirements, if they are recovery facilities and they subject themselves to inspections from national authorities Member States must “encourage” the use of EMAs by treatment facilities	Commission (assisted by TAC) to adopt requirements on treatment facilities of Annex III	Member States may have discretion to impose additional requirements on treatment facilities Member States may have discretion to impose EMAS requirements on treatment facilities
Trans-border	Treatment operations may take place outside		Member States may block trans-border

Contact Dr. Cándido García Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolynex@cov.com; www.cov.com)

Shipments of WEEE	Member State, if shipment is in compliance with Waste Shipment Regulation WEEE may be exported to a non-EC third country that does not meet WEEE Directive requirements, if in compliance with Waste Shipment Regulation WEEE exported outside the EC may count for recovery and recycling targets (see below), only if third country facility meets WEEE Directive's requirements on recovery, reuse and recycling		shipments of WEEE, only if authorized under the Waste Shipment Regulation Member States may not block the shipment of WEEE to other Member States that do not comply with the requirements of the WEEE Directive Member States may not block the shipment of WEEE to third countries that do not comply with the requirements of WEEE Directive Member States may block shipments of WEEE within their territory Member States may not impose recovery or recycling system monopolies Member States may have discretion to impose mandatory requirements on re-use
Recovery, Recycling and Reuse of WEEE	Producers are responsible for the recovery and recycling of WEEE Producers may provide for recovery and recycling (1) individually; or (2) collectively Member States are required to give priority to re-use of whole appliances		
Recovery, Recycling and Reuse Targets	Producers are required to meet the following targets by December 31, 2006: • Large household appliances and automatic dispensers: 80% recovery, and 75% recycling • IT & telecommunications and consumer equipment: 75% recovery, and 65% recycling • Small household appliances, lightening equipment, electrical and electronic tools, toys, leisure and sports equipment, monitoring and control instruments: 70% recovery, and 50% recycling • Gas discharge lamps: 80% recycling No recovery and recycling targets for medical devices until December 31, 2008		Member States may have discretion to impose higher recovery and recycling targets Member States may have discretion to advance the deadline to meet the recovery and recycling targets Member States may have discretion to impose recovery and recycling targets for medical devices

Contact Dr. Cándido García Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

	WEEE that does not meet treatment requirements does not qualify for targets EEE that is re-used is exempted from meeting recovery and recycling targets New recovery, recycling and re-use targets must be adopted by December 31, 2008 (including targets for medical devices)		
Financing of WEEE from Private Households	Producers are financially responsible for take back, treatment, recovery and recycling of WEEE, as of 30 months after entry into force of the WEEE Directive (i.e. July 2005) Financial responsibility for producers starts, at a minimum, from collection points Individual responsibility, but producers may choose between (1) establishing individual scheme; or (2) participating in a collective scheme Producers are required to provide for a guarantee when placing their products on the market: (1) participation in a collective scheme; (2) recycling insurance; or (3) blocked bank account Visible fees are prohibited	Whether guarantee must be provided in each different Member State	Member States may have discretion to impose financial responsibility on producers before July 2005 Member States may have discretion to impose financial responsibility on producers as from private households or distributors Member States may not impose collective responsibility Member States may have discretion to provide for additional types of guarantees. Member States may have discretion to require specific types of guarantees Member States may not authorize the use of visible fees In practice, it is likely that most producers will join a collective scheme
Financing of Future WEEE from Private Households	To be paid by producers existing when the take back occurs on a proportional basis. (The text illustrates proportional basis as that which is proportionate to the respective shares of the producers on the market by type of equipment). Member States are required to allow for visible fees for a transitional period of 8 years (10 years for large household appliances)	Whether producers in a Member State may agree on a common visible fee for all EEE Whether producers in a Member State may agree on a common visible fee per type of EEE	Member States may have discretion to impose individual responsibility for historical WEEE from private households Member States may have discretion to provide for different forms of establishing proportionality, e.g. by share of producer and not by share of producer/type of equipment Member States may not prohibit visible fees
Financing of Historical WEEE from Private Households			

Contact Dr. Cándido García Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

Orphan Waste	Visible fees must not be higher than the costs of take back Producers are not responsible for future orphan waste		Member States may not allow for longer transitional periods for visible fees
Financing of Future WEEE from Professional Users	To be financed by producers. Producers and professional users, however, may conclude agreements stipulating other financing methods		Unclear whether Member States may have discretion to make producers responsible for future orphan waste
Financing of Historical WEEE from Professional Users	To be financed by producers. Producers and professional users, however, may conclude agreements stipulating other financing methods		Member States are not likely to be able to prohibit producers and professional users from concluding financing agreements
Registration	Member States are required to draw up a register of producers, and inform the Commission of EEE put on the market and taken back		Member States may make professional users totally or partially responsible, unless producers and professional users agree otherwise. Member States are not likely to be able to prohibit producers and professional users from concluding financial agreements Member States are likely to have discretion to require producers to (1) register; (2) inform on quantities and categories of EEE placed on the market; (3) inform on quantities and categories of WEEE taken back; (4) inform on WEEE exported; and (5) inform on WEEE recycled, recovered or reused Member States may have discretion to impose additional information requirements on producers. Member States may have discretion to provide for the adoption of a certification scheme whereby distributors and producers would be required to prove that specific quantities of their WEEE have been taken back, recovered, reused or recycled

Contact Dr. Cándido García Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

November 25, 2002

Issues of the Text Agreed in Conciliation of the Proposed RoHS Directive

This chart is not intended to provide legal advice and should not be used for that purpose or as a basis for making decisions concerning legal liability or obligations in particular circumstances.

Issues	Required by the Text	Open and Future Issues	Member States Discretion
EEE	Definition of EEE Likely to include EEE that is part of equipment that does not fall within RoHS Directive, e.g. telecommunications equipment in ships Does not impose stricter requirements than the Batteries Directive and the End of Life Vehicles Directive	Unclear whether the RoHS imposes additional, but not stricter requirements than the Batteries Directive and the End of Life Vehicles Directive	Member States unlikely to have discretion to adopt different definition
Covered Categories	• Large household appliances • Small household appliances • IT & telecommunication equipment • Consumer Equipment • Lightning Equipment • Electrical and electronic tools (except large scale stationary industrial tools) • Toys, leisure and sports equipment • Automatic Dispensers • Electric bulbs and luminaires in households The European Commission is required to make a proposal within 24 months from the entry into force of the RoHS Directive on the inclusion of medical devices and monitoring and control instruments	Unclear whether Member States may have discretion to include medical devices and monitoring and control instruments and any other categories of EEE	Member States may have discretion to include additional categories (other than medical devices and monitoring and control instruments)
EEE in Annex IB of the WEEE Directive	List of EEE included in Annex IB of the WEEE Directive is irrelevant for the purposes of the RoHS Directive		Member States may not provide that the list of EEE in Annex IB of the WEEE Directive is exhaustive for the purposes of the RoHS Directive

Contact Dr. Candido Garcia Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

Exemptions for Military Purposes	No exemption for EEE for military purposes	Member States may not provide for exemptions for EEE for military purposes
Components, Subassemblies and Consumables (C,S&Cs)	Restrictions apply to all C,S&Cs, independently of whether they are placed on the market as part of EEE or separately. They must, however, be intended to be used with the EEE Restrictions on C,S&Cs may not be stricter than those imposed by other EC legislation, e.g. Batteries Directive.	Member States may not exempt C,S&Cs.
Exemption for Spare Parts	Spare parts are exempted if for (1) the repair of EEE placed on the market before July 2006; (2) the reuse of EEE placed on the market before July 2006 Spare parts include components and subassemblies, but not consumables Spare parts are not exempted if for EEE placed on the market after July 2006, but produced before the entry into force of the RoHS Directive	Member States may not delete the exemptions for spare parts Member States may not extend the exemptions for spare parts
Persons Responsible	Whoever: • Produces and sells in a <u>Member State</u> • Resells under its own brand in a <u>Member State</u> (unless name of producer appears on EEE) • Imports on a professional basis into a <u>Member State</u> • Exports to that <u>Member State</u> (likely: in the absence of producers or importers in a <u>Member State</u>)	Member States are likely to implement this as “whoever places on the market of the <u>Member State</u> ”
Persons Providing Financing	Excluded. But not if they produce, import, export or resell the EEE under their brand name	Member States may not include persons providing financing
Long Distance Sales	Included	Member States are likely to develop different monitoring and enforcement systems to ensure compliance of EEE sold by long distance sales
Banned Substances	Cadmium, lead, mercury, hexavalent chromium, polybrominated biphenyls (PBBs), and polybrominated diphenyl ethers (PBDEs)	Member States may have discretion to include additional substances

Contact Dr. Candido Garcia Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

	Commission is required to propose the Council and the Parliament the inclusion of additional substances on the basis of (1) impact on the environment and on human health of other hazardous substances; (1) scientific evidence; (3) precautionary principle; and (4) feasibility of substitution		Must also take into account substances prohibited by other EC legislation, e.g. CFCs.
Entry into Force of the Ban	Ban applies to EEE that is: • New (excludes reused EEE) • Placed on the market after July 1, 2006 New is also likely to exclude EEE that is produced before the entry into force of the directive, i.e. January 2003 (not the entry into force of the ban) Placed on the market must be read as making available to third parties for the first time in the EC for distribution or use Third parties must be read as separate legal entities	What would happen to new EEE that is placed on the market in a non-complying Member State after July 1, 2006 and thereafter resold in a second complying Member State?	Member States may maintain until July 1, 2006 their own measures, if adopted before the adoption of the directive Member States are likely to have discretion to advance the entry into force of the ban
Exemptions for Mercury	In all lamps, but with limits for: • Compact fluorescent lamps: 5 mg per lamp • Straight fluorescent lamps for general purposes (halophosphate 10 mg; triphosphate with normal lifetime 5 mg; triphosphate with long lifetime 8 mg)	Distinction between straight fluorescent lamps for general purposes and those for special purposes	Member States may not delete the exemptions for mercury Member States may not extend the exemptions for mercury
Exemptions for Lead	• In glass cathode ray tubes, electronic components and fluorescent tubes • As an alloying element in: (1) steel (up to 0,35%); (2) aluminium (up to 0,4%); and (3) copper (up to 0,4%). • In high melting temperature type solders (i.e. tin-lead solders containing more than 85% lead) • In solders for servers, storage and storage array systems (but only until 2010) • Lead in solders for (1) network infrastructure EEE for switching, signaling, transmission; and (2) network management for telecommunication • Lead in electronic ceramic parts (e.g. piezoelectronic devices)		Member States may not delete the exemptions for lead Member States may not extend the exemptions for lead
Exemptions for Cadmium	• In cadmium plating (but specific restrictions apply under Directive 76/769)	Relation between the RoHS Directive and Directive 76/769 is likely to be	Member States may not delete the exemptions for cadmium

Contact Dr. Candido Garcia Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

			controversial	Member States may not extend the exemptions for cadmium
Exemptions for Hexavalent Chromium	As an anticorrosion agent of the carbon steel cooling system in absorption refrigerators			Member States may not delete the exemptions for hexavalent chromium
Maximum Concentration Values	Commission assisted by Technical Adaptation Committee (TAC) to establish maximum tolerated concentration values in specific materials and components of EEE		How to establish the maximum tolerated concentration values?	Member States may not extend the exemptions for hexavalent chromium
Inclusion of Additional Exemptions	Commission (assisted by TAC) to introduce exemptions if: - Elimination or substitution of substance is technically or scientifically impracticable - Environmental, health and/or consumer safety impact		Definition of technical or scientific impracticability	Member States may not delete the maximum tolerated concentration values
Deletion of exemptions	Every four years, Commission (assisted by TAC) to delete exemptions if: - Elimination or substitution of substance is technically or scientifically possible - Environmental, health and/or consumer safety impact		Definition of technical or scientific possibility	
Fast Track Revision by Commission (assisted by TAC)	- Deca-BDE - Mercury in straight fluorescent lamps for special purposes - Lead in solders for servers and storage array system, network infrastructure and network management for telecommunications - Light Bulbs			

Contact Dr. Candido Garcia Molyneux, Covington & Burling, for further information
(tel +32 2 549-5230; fax +32 2 502-1598; e-mail: cgarciamolyneux@cov.com; www.cov.com)

WEEE & RoHS 指令 — 技術検討委員会へ — 閾値／境界製品群／除外項目 —

JBCE 環境委員会委員長
NEC Europe Ltd. Brussels Office
杉山 隆

WEEE と RoHS、今後の技術委員会での追加、変更について

欧州委員会など欧州連合の諸機関は、12月21日土曜日から1月6日までクリスマス、年末年始休暇に入った。高給で様々な免税特権がある上に、まるまる2週間の冬休みを取れるのであるから役人天国である。1月15日にWEEEとRoHSに関する技術検討委員会(コミットロジー委員会)が開催され、特に有害物質の閾値について検討を開始するというニュースが入ってきたため、JBCEは急遽、島津製作所の辻さんに依頼してポジションペーパーを作成した。

閾値というのは、有害物質混入の許容限度である。鉛でもカドミウムでも、含有率0%ということはありません。無鉛半田でも100ppmレベルの鉛は含まれているといわれている。自然に混入してしまう有害物質をどの程度まで含んでも大丈夫か、その上限を指すのが閾値といわれるものである。JBCEのポジションペーパーでは、破壊試験による含有量検査が如何に高価なものかを示し(プリンタケーブル一本で1,000~2,500万円)、非破壊検査で済む100~1,000ppmレベルの閾値を設定するように訴えた。ちょうど昨年夏には、廃自動車指令(ELV)でペンディングになっていた有害物質の閾値が技術委員会で決定され、欧州決定(decision)という形で公表されていた。その決定によると、鉛、水銀、六価クロムは0.1%(1,000ppm)、カドミウムは0.01%(100ppm)となっていた。このレベルであれば電機業界としても納得できるので、ELVと同じ数値をRoHSにも採用するよう要望する形にした。但し、難燃剤のPBBとPBDEの閾値はELVでは検討されておらず、明確な形で数値を提示することは困難であったので、早急に合理的な数値を定めるよう要請するに留まった。合理的な数値というのは、PBB、PBDEはプリント基板にこそ殆ど使用されていないものの、テレビのプラスチック・キャビネットの難燃剤などで使用されており、もし非常に低い閾値を設定された場合、プラスチックのリサイクルは殆ど不可能になると訴えて、リサイクルを疎外しない程度の数値にするべきであるとしたのである。

さて、1月15日に開催される技術検討委員会では、欧州連合各国からの代表が中心となって決定を行い、欧州委員会には決定権がないということであったので、早速一番アプローチのしやすい英国貿易産業省(DTI)のダウンス博士に陳情に出かけた。英国には日本の企業が多く進出しており、日本企業に対しては非常に親切である。まず、閾値の説明に対しては

「分かりました。DTIとしてはELVと同じ閾値にするというのは非常に理が通っており、この線で押していきたいと思います。PBBとPBDEに関しては、何か参考になる数値はありませんか？」

「残念ながら、難燃剤の閾値に関するデータは現在のところ持っていません。プラスチックのリサイクルはまだ始まったばかりであり、閾値をどの程度にしたらリサイクルの障害にならないかという数字は殆どないというのが実情だと思います。しかし、テレビのキャビネットなどでは難燃剤としてPBBやPBDEを使っている所もあると思います。プラスチックのリサイクルを推進する場合は、ある程度高めの閾値を設定しないと難しいと思います。」

ということで、DTI は積極的に ELV と同じ閾値を推してくれる事になった。

次に取り上げたのは、put on the market の定義である。2006 年 7 月 1 日から RoHS が実施されることになるが、その際に流通在庫になっている製品で有害物質を含んでいるものがあった場合、それを売れるのかどうかによって、在庫管理が大きく異なる。RoHS の第 4 条にある

---, from 1 July 2006, new electrical and electronic equipment put on the market does not contain lead, cadmium,---

の意味を明確にしてもらわないと困る。日本企業の多くは、CE マーキングと同じ解釈で、「この日以降に市場（欧州連合）に投入する製品は有害物質を含まないこと。よって、この日以前に欧州市場に持ち込んだ製品は有害物質を含んでいても、流通在庫として小売店で販売してもいい」となることを願っている。

「そうですね。実際、ある製品がこの期日以前に市場に投入されたという証明をするのは難しいので、実行上はなかなか難しい物がありますが、英国ではその解釈で実施することは可能です。しかしこれは欧州指令なので実施は各国に任されることになります。中には、流通在庫などもすべて有害物質を含まないこととする phase out date の解釈を取る国もあると思います。」

「それでは困ります。特に中小企業などで、特殊な製品になってくると、製造から販売までの足が非常に長い場合があります。完売になる時期を想定して製造することが難しい機種なども多くあります。我々としては、CE マーキングと同じように、欧州市場に持ち込む時点を判断基準にしてほしいのですが…。もともとアムステルダム条約 95 条に則るという意味は、各国での自由裁量権を制限して域内市場の統一化を図ることを主眼としているはずで、発効条項の解釈が異なるとやっていけません。何とか技術検討委員会でこの問題を取り上げて、各国とも同じ解釈でやってもらえるように働きかけてもらえませんか。」

「わかりました。討議内容として提案してみようと思います。」

最後に、RoHS 指令の除外品目について質問をしてみた。

「鉛使用禁止が 2010 年まで延長されているサーバーなどの解釈はどうなっているのですか。一般に販売されているパソコンでも、インターネットのプライベート・サーバーとしての機能を持っており、実際に使っている人もいます。ラップトップパソコンだってサーバーとして使えないことはない。サーバー機能を持つパソコンはすべてサーバーとして除外になるのですか。」

「パソコンは当然サーバーとしては見なされません。サーバーというのは、特殊な専用開発された物です。」

「しかし、現在多くの人たちがハイエンドのパソコンをサーバーとして使っています。ハイエンドのパソコンをサーバーと位置付けて販売している会社もあります。もし中国や米国のメーカーが、普通のパソコンを“サーバー”として販売した場合はどうするのですか。また、摘発したとしても、“これはサーバー機能を持ち、サーバーと分類される”と言い張った場合はそれに勝てるのでしょうか。正直にパソコンの無鉛化を推し進める企業が馬鹿をみるといったようなことはないですか？」

「確かに、servers, storage and storage array systems といった言葉の定義は必要かもしれません。そのような定義の明確化が必要な場合、あるいはある製品がこの除外項目に分類されるかどうかというのは、技術委員会で討議をすることも可能です。」

「もう一つ。有害物質使用禁止の除外項目に盛り込まれていない物の追加は今後可能なのか教えて戴きたいのですが。例えば、プロジェクターに使われている光学レンズに含まれる鉛は除外項目に入っているかどうか。鉛ガラスに関しては、CRT、蛍光管及び電子部品の中の鉛ガラスが除外項目になっていますが、光学レンズは電子部品だとしていいのでしょうか。もしそういう分類には入らない場合、光学レンズを例外項目に追加することは可能かどうか教えていただきたいのですが。」

「プロジェクターで使われている光学レンズは電子部品として分類してもおかしくはありません。英国ではそのような解釈で十分だと思います。しかし、他の欧州連合加盟国でも同じ扱いをしてくれるかどうかは保証できません。技術検討委員会では、そういった意味でガイダンス的なものを加盟各国間のコンセンサスとして作り上げることもできます。明らかに代替不可能でしかも必須の部品などは、今後技術委員会の中で検討して追加することは十分可能です。そのような要求がある場合は、どんどん言ってきてください。欧州連合加盟各国の専門家で構成されるコミットロジー委員会では、指令を実際に実行可能な形に持っていくための検討を進める予定です。」

他にも WEEE 関係の質問などもしたが、ここでは割愛する。

12 月 20 日、欧州委員会の年末最後のワーキングタイムであるが、企業総局の環境担当の Ms. Fulvia Raffaelli と環境総局の Mr. Aaron McLoughlin が忙しい合間を縫って会ってくれた。企業総局の Ms. Fulvia Raffaelli は企業に対していろいろとサポートをしてあげようという意思が前面に出てくるような人で、我々にも大いに力になってくれている。彼女とのミーティングで一番印象に残ったのは put on the market の解釈についてであった。

「この put on the market は、一般的には phase out date のことです。即ち、この日以降店頭に並べられる製品は一切有害物質を含んではならないということです。」

これは、皆が一番恐れていた物である。即ち、この日以降店頭で売られる製品に有害物質を含んではいけないとなると、流通在庫に有害物質を含んでいる製品が残ってしまった場合は、すべて廃棄処分にはなくてはいけなくなる。

「廃棄自動車処理指令では、この期日以降登録される製品には有害物質を含まないこととなっております。登録というのはユーザーが購入して、各国の監督諸官庁に新車登録をすることを指します。」

「車の場合は、メーカーの数も限られており、流通在庫の管理も非常に簡単だと思いますが、電気電子機器の場合、そう簡単ではありません。特に中小企業などで、特殊な製品になると、製造から販売までの足が非常に長い場合があります。完売になる時期を想定して製造することが難しい機種なども多くあります。我々としては、CE マーキングと同じように、欧州市場に持ち込む時点を判断基準にしてほしいのですが。」

「これは難しい問題です。コミットロジー委員会で検討する事項かもしれません。加盟国の担当者に問題提起してもらうほうが良いかもしれません。」

2 年前の 10 月頃欧州委員会の公聴会で、当時の担当だったオニード氏に質問をぶつけたところ、やはり同じ解釈であった。廃棄自動車処理指令が phase out date の解釈を取るとしたら、やはり RoHS 指令も同じ解釈をするのが自然であろう。2006 年 7 月 1 日以降に店頭に並んでいる製品を検査されて、もし有害物質を含んでいた場合、「7 月 1 日以前に市場に投入した物であるから法律に違反していない」と言い張っても裁判では勝てない。法解釈というのはそういうものらしく、裁判で判決が出て

初めて定着する物らしい。裁判にかけられた場合、絶対に勝つ自信がなければそれを避けるほうが賢明のようである。

彼女とのミーティングではもちろん JBCE のポジションペーパーを説明し、ELV の閾値を採用するよう訴えた。PBB と PBDE の閾値に関しては、コミットロジー委員会で検討することになるだろうとのこと。JBCE が何らかの形の数字を提出できればかなり有力な物になるだろう。また、RoHS の除外品目に関しては、今後コミットロジー委員会などで追加、削除の検討などを行うので、どんどんと提起してほしいということであった。

最後に環境総局の Mr. Aaron McLoughlin とミーティングをした。午後 4 時という遅い時間なのに 1 時間半ぐらい時間を割いてくれた。これまでの環境総局の担当とは異なり、非常に企業側とオープンに接する担当者である。オニードの後をついでまだ日が浅いということもあり、必死に勉強中という感じもする。まず、put on the market の解釈については、

「これは当然 phase out date のことです。すなわち、この日以降に店頭においてある製品は、有害物質を含んではならないということです。法律文の解釈の問題ではなく、従ってコミットロジー委員会では各国の専門家が話し合っ

て決めるようなものではありません。」

やっぱり欧州委員会の中の統一見解として、一番厳しい phase out date の解釈がされている。ここの部分はもう変えられないものかもしれない。

彼とのミーティングで面白かったのは、WEEE の対象製品に関する見解であった。WEEE にはこの指令が対象とする製品に関して、アネックス I A と、その内容を更に細かく記述したアネックス I B がある。この I B は exhaustive か indicative かという解釈でゆれている。Exhaustive リストというのは、対象となる製品すべてが記載されているというもの。この場合、このリストに記述されて否製品は対象から外れることになる。Indicative というのは、例示としてかかれているというもので、記述されていないからといって対象から外れることはない。Mr. Aaron McLoughlin はこれは exhaustive リストであると断言した。

英国のダウズ氏は、「かつて IB は exhaustive であるべきだと dti は主張したが、欧州委員会は indicative であるといって譲らなかった」と言っており、「もし欧州委員会が exhaustive というのであれば英国は大変ハッピーだ」と言っていた。Exhaustive であれば、ここに記載されていない製品は、リサイクルの対象から外れるわけである。このあたりはどのような形で発展していくのかよく分からないところであるが、とにかく、新しい環境総局の担当者は非常にオープンな性格をしていて、今後いろいろな相談にも乗ってくれそうである。

境界製品群と RoHS の除外項目

境界製品群 (Borderline Products) の問題というのは、WEEE と RoHS のスコープを確認するもので、例えば太陽電池パネルは WEEE の対象となるかどうかといったような問題である。太陽電池パネルは、Annex の I A で対象とされている製品のどれにも対応していないように見える。WEEE の対象に入っていないければ、面倒臭いリサイクル処理をしなくてすむ。WEEE には Annex I A と Annex I B がある。Annex I A は WEEE が対象とする製品カテゴリーが 10 項目に分かれて列挙されている。Annex I B はそれぞれのカテゴリーに対して、具体的な製品名が羅列されている。この Annex I B に羅列されている製品群は、例示的なものなのか (indicative)、網羅的なものなのか (exhaustive) の議論が決着していない。もし網羅的なものであれば、ここに羅列されていない製品はリサイクルしなくてすむ。例えば家庭用のジュース。クッキング用品は大型家電機器には入っているが、小型の家電機器には入っていない。もしこの Annex I B のリストが網羅的なものであるとするならば、家庭用の小型のジュースは WEEE の対象から外れる。欧州委員会の担当者の意見では、この Annex I B は網羅的なものだということ。その場合、Annex I B に盛られていない製品は境界線上にあり、リサイクルの対象なのか対

象外なのかを当必要が出てくる。これが境界製品群の問題である。

1 月 15 日の技術検討委員会（コミットロジー委員会）ではこの境界製品群の問題も話し合われるということであったが、技術検討委員会のアジェンダを見ると、ELV の懸案事項と WEEE と RoHS の閾値などについて話し合うことになっているが、境界製品群に関しては特に明記されていなかった。しかし、DTI も欧州委員会も、業界の懸念事項についての意見を尊重するということだったので、JBCE は各企業からの質問をできるだけ反映させた意見書を出すことにした。

JBCE の事務局は、日本機械輸出組合を通じて日本の各企業に境界製品群に関する質問を受け付けることにした。しかし当初来た質問には WEEE & RoHS の対象になるかどうかを単純に問うものが多く、中にはどのカテゴリーに属するかを知りたいというだけのものまであった。ある製品（部品）が例外項目に入っているかどうかというような疑問に対して、欧州委員会なり欧州各国政府がお墨付きを与えるような回答をすることは考えられず、基本的には企業が自分のリスクで判断をする必要に迫られる。法解釈というのは、裁判で判決が出て初めて定着する物らしい。裁判にかけられた場合、絶対に勝つ自信がなければそれを避けるほうが賢明のようである。しかし、本当の境界製品の場合は、欧州各国政府や欧州委員会に問い合わせる価値がある。そこで、製品の分類についての質問は、判明することによってメリットがあるものに限ってもらった。メリットがあるものは、基本的に次の 3 つである。

- ① ある製品が、WEEE 及び RoHS の対象品でない。
対象品でなければ当然対応する必要がなくなる。例えば工場内で使用される特殊な機械等。（人工衛星に積み込まれる電気回路など）
- ② ある製品が、medical devices か monitoring and control instruments として分類される。
これに分類されると、少なくとも有害物質規制の対象から外れる。
- ③ ある製品が、RoHS にリストアップされている例外項目に該当する。
これに該当すれば、当面は有害物質規制の対象から外れる。

そして、これらの質問については、質問者が自分の判断を示し、それぞれの根拠を示してもらうようにした。つまり「この製品は、このような機能を持ち、このような市場で売られ、このような環境で使用されるので、当社としてはこう判断するが、それで正しいかどうか」というような形式の質問にしてもらった。

また、欧州議会でのロビー活動の際、議員達を説得しやすいようにと、RoHS の除外リストに追加するものを高温鉛半田と鉛ガラスに絞り込んだものの、実際には除外項目に追加してもらわなければならないような製品、部品はかなりあるはずである。追加してほしい製品に関しては、次の条件に当てはまることを条件に、その詳しいバックデータと、除外項目に加えるべきであるという理由を書いて送付してもらうことにした。

- ① 代替物質がない（もしくは非常に高価で割に合わない）
- ② 電機・電子機器製造に必須（ない場合にどのようなことが起こるか）
- ③ 一般使用時に含まれている物質が漏れ出さない（空中、水中など）

さて、各社から集まってきた質問をベースに意見書を作成することになった。採用されたのは、

- ① 20 kg～150 kg の重さの溶接機は WEEE の対象外である大型固定工業用工具に分類されることの確認（カテゴリー 6 の対象外とされている large-scale stationary industrial tool の定義を聞こうというもの）
- ② 太陽電池パネルとそれについている変電器は WEEE の対象から外れていることの確認。

③ カーラジオなど、後付けで車に搭載するものは、RoHS の対象ではなく、ELV の対象であることの確認。(ELV では鉛半田の使用は禁止されていない)

④ 医療用ではなく、工業用の電子顕微鏡、内視鏡等は RoHS の対象から外れていることの確認

など、業界が確認したい事項が WEEE で 5 項目、RoHS で 9 項目に上がった。今後も、これらのリストは追加、修正をしていくつもりである。

さて、このリストに加えて、RoHS で対象から外されたサーバーと鉛ガラスに関する問題を技術検討委員会に提起した。サーバーに使われる鉛は、2010 年まで RoHS の対象から外れることになったが、その裏には米国勢の強力なロビー活動があった。我々が恐れるのは、日本勢が躍起になって無鉛半田を採用した IT 機器を投入する方で、「パソコンもサーバーである」として平然と鉛半田を使用したパソコンを売りつづけるメーカーが続出することである。日系企業だけが 2006 年までに間に合わせようと無鉛半田の技術に金を注ぎ込み、他国の企業は技術が安定し、安くなった時点で採用して 2010 年を迎えるというような不平等な競争が起こる可能性はある。ウェブスターのオンラインサイトで、サーバーの定義を調べてみると、

a computer in a network that is used to provide services (as access to files or shared peripherals or the routing of E-mail) to other computers in the network

とある。この定義では、スタンドアローンのパソコン以外のコンピューターは全てサーバーとして定義できる。実際、英国のコンピューター関係のサイト FOLDOC (Free On-Line Dictionary Of Computing in UK)ではサーバーを、

A computer which provides some service for other computers connected to it via a network. The most common example is a file server which has a local disk and services requests from remote clients to read and write files on that disk, often using Sun's Network File System (NFS) protocol or Novell Netware on IBM PCs.

更に、ファイルサーバーの定義として

Hardware and software that together provide file-handling and storage functions for multiple users on a local area network. The most common choices for file server software are Sun Microsystems' Network File System for Unix and Novell Netware for IBM PC compatibles. There is also a version of NFS for PCs called PC-NFS. Storing files on a file server saves having multiple copies stored on individual computers, thus economising on disk space and also makes administrating and updating the files easier.

とし、IBM PC すらサーバーになることを示唆している。

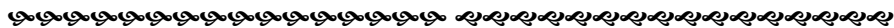
鉛ガラスは基本的に安定した物質であり、それゆえにワイングラスや装飾品として家庭向けに広く販売されている。例えば、カットグラスに入った置時計は RoHS によって販売禁止になるのだろうか。「外側に鉛ガラスを使っても構わない」というのであれば、臭素系難燃剤・PBDE 入りのプラスチックを外側に使ったテレビは何故禁止されるのか。矛盾だらけである。そのあたりを突いて、基本的に電気電子製品に使われる鉛ガラスは一般的に RoHS の対象外にするべきであると主張した。さてどのような回答が返ってくるか。

□

第 6 次環境行動計画

EU は「第 6 次環境行動計画」を決定し、2002 年 9 月 10 日の官報に告示しましたが、これは環境に関する優先事項及び具体的な実行水準の達成義務を伴う行動に関する文書であり、2002 年 7 月から 10 年間を対象として達成すべき環境目標が設定されております。

この中で環境上の優先事項として、「気候変動」、「自然と生態系」、「環境・健康・生活の質」及び「天然資源と廃棄物」が掲げられるなど、今後、EU の様々な環境関連措置に大きな影響を与えるとみられることから、本行動計画全文を仮訳しましたので、以下に紹介します。



日本機械輸出組合

仮訳

共同体第 6 次環境行動計画に定める 2002 年 7 月 22 日付欧州議会および理事会の決定 1600/2002/EC

2002 年 9 月 10 日付 EU 官報 L242

欧州連合の欧州議会および理事会は、

欧州共同体設立条約、ならびに特に第 175 条(3)を尊重し、

欧州委員会からの提案を尊重し、

経済社会評議会の意見を尊重し、

地域委員会の意見を尊重し、2002 年 5 月 1 日に調停委員会が承認した共同草案に照らし、条約第 251 条に規定する手順に従って行動し、

以下の事項に鑑み、

- (1) クリーンかつ健全な環境は社会の福祉および繁栄に不可欠であるが、世界的なレベルで成長が続けば環境への圧力も続くことになる。
- (2) 2000 年 12 月 31 日に終了した共同体第 5 次環境行動計画「持続可能性に向けて」は、多くの重要な改善をもたらした。
- (3) 共同体がすでに確立した環境面での目的および目標を達成するためには努力を継続する必要がある、本決定で規定される第 6 次環境行動計画が必要である。
- (4) 深刻な環境問題が今なお数多く残っている上に新しい問題が浮上し、さらなる行動を必要としている。
- (5) 人間の健康と環境を守る取組みを推進する上で、問題の防止および予防原則の実行に大いに焦点を絞る必要がある。
- (6) 経済的繁栄および調和のとれた社会開発とともに、天然資源の慎重な利用法および地球生態系の保護が持続可能な開発の条件である。
- (7) 本計画は、環境および人間の健康の高レベルでの保全、ならびに環境と生活の質の全般的な改善を目指し、持続可能な開発戦略の環境面に対する優先順位を示すものであり、同戦略に従い行動を実施する場合に考慮すべきである。

- (8) 本計画は、補完原則に従い、そして欧州連合の様々な地域にまたがる状況の多様性に注意を払いつつ、環境圧力と経済成長の切り離しを目指す。
- (9) 本計画は共同体全体での対応について環境面での優先事項を規定する。その場合特に焦点を当てるべき要素は、気候変動、自然と生物多様性、環境・健康・生活の質、および天然資源と廃棄物である。
- (10) それぞれの各分野について重要な目的および特定の目標を示し、前述の目標を達成するために数々の行動を明示する。かかる目的および目標は、目指すべき実績のレベルあるいは達成度となっている。
- (11) 本計画の目的、優先事項および行動において、加盟候補国の持続可能な開発に貢献し、かかる国々の天然資産が必ず保護されるよう努力しなければならない。
- (12) 法制化は依然として環境問題対応の中心であり、現行の法律を十分に正しく実施することが優先される。環境面での目的を達成する上での別の選択肢もまた考慮すべきである。
- (13) 本計画では、様々な方面から受ける環境への圧力を緩和するため、条約第6条に従い、環境問題を共同体のあらゆる政策と活動に組み入れる体制を促進すべきである。
- (14) 環境の状態および傾向に悪影響を及ぼす生産パターンと官民の消費パターン双方に必要な変化を誘導するため、市場と連動する新しい手法を組み入れ、一般市民、企業、および他のステークホルダーが参加する戦略的統合アプローチが必要である。本アプローチでは、陸海域の持続可能な利用および管理を奨励すべきである。
- (15) 環境情報および裁判の公開性、ならびに政策立案への市民参加が本計画の成功にとって重要である。
- (16) テーマ別戦略では一連の複雑な課題に対応すべく必要となる選択肢および手段の範囲を検討するが、このような課題は広範で多面的なアプローチを必要とする。さらにテーマ別戦略では必要な行動を提案し、適切とされる場合に欧州議会および理事会が関与する。
- (17) 人間の活動が温室効果ガスの濃度上昇を引き起こし、地球温暖化や気候の崩壊に繋がっているということが、科学的に証明されている。
- (18) 気候変動が人間社会や自然にもたらす影響は深刻で、その影響を緩和する必要がある。温室効果ガス排出を削減する措置は、成長および繁栄水準を下げることなく実施することが可能である。
- (19) 影響緩和の成否に拘らず、社会は気候変動の影響に適応・準備する必要がある。
- (20) 健全かつ調和のとれた体系が、地球上の生命を維持する上で不可欠である。
- (21) 人間の活動は自然や生態系に多大な圧力をかけている。特に汚染、外来種の侵入、遺伝子組換物質がもたらす潜在的风险、および陸海域を開発する行為から生じる圧力に対応する行動が必要である。
- (22) 土壌は環境圧力を受けている限りある資源である。
- (23) 環境基準の改善にも拘らず、環境悪化と人間の特定の病気には相関関係があるという可能性が高まっている。従って、例えば排気ガス、有害化学物質、農薬、さらに騒音から発生する潜在的风险に対処しなければならない。
- (24) 化学物質の使用に起因する潜在的負の影響に関する知識を深める必要があり、知識提供の責任は生産者、輸入業者、および川下ユーザが負うべきである。

- (25) 危険な化学物質は、人と環境に対する危険を軽減することを目的とし、より安全な化学物質あるいは化学物質の使用を必要としないより安全な代替技術に換えるべきである。
- (26) 農業は、人間の健康と環境に対する負の影響を最小限にするため、持続的に使用すべきである。
- (27) 都市環境には人口の約 70 パーセントが居住しており、市町村での環境および生活の質の向上に向けた協調努力が必要である。
- (28) 増大する資源への需要を満たし、資源の消費から生じる排ガスや廃棄物を吸収する地球の能力には限界があり、存在する需要が環境の収容力を上回るケースもあることが証明されている。
- (29) 共同体域内では廃棄物の量が増加し続けている。そのうちかなりの割合が危険物であり、資源の損失および汚染リスクの増大に繋がっている。
- (30) 経済のグローバル化が意味するところは、運輸政策を含め国際レベルでの環境行動がますます必要となり、貿易・開発・外交に関連し、共同体が新たな対応を行う必要が生まれる。その結果、他の国で持続可能な開発が可能となる。適切な統治がこの目標を達成する上で貢献するはずである。
- (31) 貿易、国際投資の流れおよび輸出信用が、環境保護および持続可能な開発を追求する上でこれまで以上に貢献するはずである。
- (32) 環境問題の複雑さを考慮すると、条約第 174 条に従い利用可能な最善の科学的小および経済的アセスメント、ならびに環境の状態・動向に基づき環境政策を立案する必要がある。
- (33) 政策立案者、ステークホルダー、そして一般市民に提供する情報は、関連性を有し、透明かつ最新のものであり、また容易に理解できるものでなければならない。
- (34) 環境目標を達成する過程で測定・評価を行う必要がある。
- (35) 環境状態のアセスメントに基づき、欧州環境庁が定期的に提供する情報を考慮しつつ、本計画の中間時点での進捗状況を見直し、方向性の転換の必要性を評価すべきである。

以下のような決定がなされた。

第 1 条 計画の目的

1. 本決定は、環境に関する共同体の行動計画（以下「計画」とする）を制定する。また環境状態および現状の動向（共同体が率先して対応する必要のある新しい問題を含む）の評価を基に、重要な環境目標ならびに優先事項と取り組む。計画は、共同体のあらゆる政策に対し環境問題の統合を推進し、現行および将来の拡大 EC 内で、持続可能な開発の達成に貢献すべきである。さらに同計画では、すでに共同体が定める環境目的および環境目標を達成するための努力を継続する。
2. 計画では、達成すべき基幹的な環境目標を設定する。適切と見なされた場合、目標および予定表を規定する。目的および目標は、特に明記がない限り、計画が終了する前に達成されなければならない。
3. 計画は 2002 年 7 月 22 日から 10 年間を対象期間とする。目標の達成に向け、様々な政策分野で適切とされるイニシアチブは一連の措置から成り立ち、法律および第 3 条に規定する戦略的アプローチを盛り込むものとする。これらのイニシアチブは、漸次また本決定の採択後遅くとも 4 年以内に提出されなければならない。

4. 目的は、以下の分野において、共同体が達成すべき環境上の優先事項に対応することである。

- 気候変動
- 自然と生態系
- 環境と健康ならびに生活の質
- 天然資源と廃棄物

第2条

原則および全体目標

1. 計画は、その実施期間中、共同体の環境政策に関する枠組みとなるため、補完原則と共同体の様々な地域に見られる多様性を考慮しながら、高レベルの環境保護そして環境圧力と経済成長の切り離しを目指す。同計画は特に、汚染者負担の原則、予防原則、予防行動、ならびに汚染源での調整原則に依拠しなくてはならない。

計画は、欧州持続可能な開発戦略の環境側面における基盤を構成しなければならない。なかんずく同戦略に対する環境上の優先事項を規定し、共同体のあらゆる政策に環境への関心を組み込むよう、同計画を進めていく。

2. 計画が目指すものは、

- 今後 10 年間、あるいはその後の期間における重大な問題として気候変動に重点をおき、人為的干渉が気候に危険を及ぼすことのないように大気における温室効果ガスの濃度を安定させるという長期的目標に貢献をもたらす。このように、産業革命以前のレベルと比較して地球の温度上昇を最大摂氏 2 度までに抑制し、二酸化炭素濃度を 550 ppm 以下に抑えるという長期目標を、計画の指針としなければならない。長期的に、温室効果ガスの排出量を全世界的に 1990 年比で 70 パーセント削減する必要があるともいえる。これは気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が明記しているものである。
- 自然体系、自然の生息環境および野生動植物の機能の保護・保全・再生・進化。その目的は、EU 域内および地球規模で砂漠化を阻止すること、ならびに遺伝子資源の多様性を含む生態系の喪失を阻止することである。
- 汚染によって人間の健康および環境に有害な影響を受けることのない環境を提供し、持続可能な都市開発を奨励することにより、一般市民の高レベルな生活の質および社会的幸福を促進する。
- さらに持続可能な生産・消費パターンを推進するため、資源効率および資源・廃棄物管理を改善する。これにより、資源利用と廃棄物排出を経済成長率から切り離し、再生可能な資源と再生不可能な資源の消費が環境の収容力を上回らないことを目指す。

3. 環境目標は達成すべき結果に焦点を当てるべきであるが、計画は、その目標が第 1 項に規定する原則ならびに第 3 条に規定する戦略的アプローチに従い、最も効果的で適切な手段により達成されるよう保証しなければならない。生態学的に重要な地域だけでなく地域差を考慮に入れながら、共同体環境政策が総合的に立案され、あらゆる選択肢や手段が利用できるよう、十分検討するものとする。ここで重点が置かれるのは次の通りである。

- 一般市民および地方自治体の意識を高める欧州全域のイニシアチブの策定
- ステークホルダーとの幅広い対話、環境に対する意識の高揚および一般参加の奨励
- 環境コストを組み入れる必要性を考慮した便益と費用の分析
- 利用できる最善の科学的証拠、および研究・技術開発を通じてのさらなる科学的知識の向上
- 環境の状態と傾向に関するデータおよび情報

4. 環境目標、さらに適切と見なされる場合、関連政策分野で考慮すべき目標および予定表を確立することにより、計画は共同体のあらゆる政策と行動に環境保護条件が十分に組み込まれるような形で推進しなければならない。

さらに、環境保護の利益となるように提案・採択された措置は、持続可能な開発の経済的・社会的側面の目標と一致すべきであり、また逆もそうでなければならない。

5. 計画は、「アキ・コミュニテール (acquis communautaire: EU 加盟国が基本条約に基づいて積み上げてきた法体系の総体)」の移転および実施に基づき、加盟候補となっている国 (「候補国」) において、持続可能な開発の達成に貢献する政策および活動が採用されるよう促進しなければならない。EU の拡大のプロセスでは、豊かな生態系など候補国の環境資産を維持・保護すべきであり、以下を通じて持続可能な生産・消費パターンおよび土地利用パターンを維持・強化すべきである。
 - インフラ整備に関連する条件を含め、環境保護要件を共同体の様々な計画に組み入れる。
 - 候補国に対するクリーン技術の移転を促進する。
 - 持続可能な開発および環境資産の維持に関して、候補国の中央政府および地方政府間の対話を拡大し、経験の交流を図る。
 - 候補国内の民間団体、環境 NGO および企業と協力し、一般市民の意識を高め、参加を促す。
 - 国際金融機関および民間部門に対し、候補国の環境アキ (acquis) の実施と遵守を支援し、経済部門に環境問題を組み込むことに対し相応の注意を払うよう奨励する。
6. 計画は以下の事項を促進しなければならない。
 - 地球環境の保護と持続可能な開発の追求における主要パートナーとしての欧州連合の積極的かつ建設的な役割
 - 環境と持続可能な開発に対する地球的規模での提携の構築
 - 共同体の対外関係のあらゆる側面における環境問題および目標の統合

第 3 条：

環境目標を達成するための戦略的アプローチ

計画に規定する目的および目標は、とりわけ以下の手段により進められなければならない。

1. 新しい共同体法令の策定、および必要な場合、既存法律の改正。
2. 環境に関する共同体法令をより効果的に、また違反手続きを開始する委員会の権利を侵すことなく実施・施行することを奨励する。これには以下のことが必要となる。
 - 環境保護に関する共同体規則を尊重する措置を強化し、環境法違反に対処する。
 - 加盟国による許可、査察、モニタリング、および実施の基準改正を推進する。
 - 加盟国全体で環境法令の適用をより系統的に見直す。
 - 実施に関する最善の事例についての情報交換を向上させる。例えば、権限の範囲内での環境法実施および執行を担当する欧州ネットワーク (IMPEL network) などである。
3. 異なった政策分野における共同体政策・活動の準備、定義、および実施に、環境保護要件を組み入れる努力をさらに重ねる必要がある。異なった部門でもさらなる努力が必要である。例えば、特定の環境目標、目的、予定表、指標を考慮することである。これには以下のことが必要となる。
 - 異なった政策分野で理事会が策定した総合 or 統合戦略を効果的な行動に移し、計画の環境目

標と目的の実施に貢献する。

- 計画を採択する前に、経済・社会分野の行動が計画の目標、目的および達成予定に貢献し、合致しているかどうかを検討する。
 - 情報の透明度とアクセスを促進する必要性を十分に考慮し、共同体機関に適切な定期的内部メカニズムを確立し、環境に関連する決定および法律の提案を含め、共同体の政策イニシアチブに環境配慮が間違いなく反映するようにする。
 - 関連指標（可能な場合、各部門共通の方法論に基づいた精密な指標）により定期的にモニターし、部門の統合のプロセスについて報告する。
 - 現行の資金調達計画を侵すことなく、共同体の資金調達計画に環境基準の組み入れを促進する。
 - 環境影響評価および戦略的環境アセスメントを十分かつ効果的に利用し実施する。
 - 共同体の財政措置を将来見直す時点で、計画の目標を検討すべきである。
4. 第2条に規定する原則を効果的に実施し、持続可能な生産と消費パターンを推進した上で市場ベースの手段と経済的手段を含む様々な措置を利用することにより、経済に対するプラス面・マイナス面双方の影響を組み入れる。これには特に以下のことが必要である。
- 環境に多大な負の影響を及ぼし、持続可能な開発と相容れない補助金に関する改革を推進する。特にその手段としては、環境上負の影響を与えるものに関する補助金を記録できるよう、中期見直しで基準リストを作成し、これに該当するような補助金を徐々に廃止することを目指す。
 - 一般的な手段として、取引可能な環境上の許可および排出権を環境効率の面から分析し、実現可能であればこれに添った取引の推進と実施を目指す。
 - 適切と思われる国家レベルあるいは共同体レベルでの環境関連税や優遇措置など、財政措置の利用を推進し奨励する。
 - 環境保護要件の標準化活動への統合を促進する。
5. 企業およびその代表機関との協力およびパートナーシップを強化し、必要に応じて社会的パートナー（social partner）、消費者およびその組織の参加を求め、企業の環境パフォーマンスを高め、持続可能な生産パターンを目指す。このためには以下のことが必要である。
- 計画全体を通して IPP アプローチを推進する。そのアプローチとは、製品のライフサイクルを通じて環境要件を考慮し、環境に優しい工程および製品の広範な適用を奨励するものである。
 - 共同体の環境管理・監査スキーム（EMAS）¹のより広範な利用を奨励し、企業に対し厳格かつ第三者が検証した環境報告あるいは持続可能な開発実績報告を公表するよう奨励するイニシアチブを構築する。
 - 中小企業への具体的援助を擁する遵守支援計画を策定する。
 - 企業に対する環境パフォーマンス賞制度の導入を推進する。
 - LIFE プログラム²結果のより一層の宣伝を通じ、市場のグリーン化を目指し、製品革新を推進する。
 - 明確な環境目標を達成する自主的公約あるいは合意を奨励する。不遵守の場合の手続き規定

¹ 2001年3月19日付欧州議会および理事会規則（EC）761/2001。共同体環境管理・監査スキーム（EMAS）に様々な組織が自主的に参加することを許可する。EC 官報 L114、2001年4月24日、p. 1。

² 2000年7月17日付欧州議会および理事会規則（EC）1655/2000。環境に対する財政措置（LIFE プログラム）に関するもの。EC 官報 L192、2000年7月28日、p. 1。

もこれに盛り込む。

6. 商品購入者としての個人消費者、企業および公共団体は、環境影響という観点から工程および製品に関する情報がさらに行き渡るよう取り計らい、持続可能な消費パターンの達成を目指す。このために必要なことは以下の通りである。
 - － エコラベルおよびその他の環境情報やラベル表示の実施を奨励し、消費者が同じタイプの商品の環境パフォーマンスを比較できるようにする。
 - － 信頼のできる自己申告による環境主張の活用を奨励し、誤解を招く主張を防止する。
 - － 環境面の特徴を考慮することができるようグリーン公共調達政策を推進し、さらに共同体の競争規則および域内市場を尊重しつつ、（調達手続きの問題である）生産段階を含めた環境ライフサイクルと最適な慣行に関するガイドラインの統合を推進する。また共同体機関のグリーン調達手続きの見直しを開始する。
7. 財務部門への環境問題統合を支援する。このために必要なことは以下の通り。
 - － 企業の年次会計報告書に環境コストのデータを組み込むガイドラインなど、財務部門での自主的イニシアチブ、および加盟国間での最良政策慣行に関する情報交換を考慮する。
 - － 欧州投資銀行に対し、特に加盟国の持続可能な開発を支援するために、融資活動で環境目標およびこれに関する考察を強化するよう要請する。
 - － 欧州復興開発銀行といった他の金融機関の活動で、環境目標を検討するよう奨励する。
8. 共同体責任制度を創設する。特に以下のことが必要である。
 - － 環境責任に関する法律
9. 消費者団体と NGO との協力およびパートナーシップを強化し、環境問題に対して欧州一般市民の理解を深め、参加を促進する。必要なことは以下の通り。
 - － 共同体および加盟国がオルフス条約³を早期に批准し、情報・参加・裁判へのアクセスを保証する。
 - － 社会・経済・健康面での傾向に関連した環境の状態・動向に関する情報に一般市民がアクセスできるよう支援する。
 - － 環境に対する意識を全般的に高める。
 - － 対話方法に向けて適切な環境統治の一般規則および原則を策定する。
10. 環境問題を考慮しながら、陸海域の効果的で持続可能な利用と管理を奨励し推進する。補完原則を十分に尊重しながらも、以下のことが必要である。
 - － 持続可能な土地利用計画に関して最良実施を促進する。その際、特に統合的コースタル・ゾーン管理（ICZM: Integrated Coastal Zone Management）プログラムに重点を置いて該当地域の具体的な状況を考慮する。
 - － 都市区域、海、海岸地域、山岳地域、および他の環境面で影響を受けやすい地域を含め、最良実施を促進し、持続可能な開発に関する経験の交換を促すネットワークを支援する。
 - － 共同農業政策に基づく農業環境措置の利用を強化し、資源を増やし、さらに適用範囲を拡大する。
 - － 市民に対する環境保護を強化し、特に都市や人口密度の高い地域における持続可能な地域開発

³ 環境問題において、情報へのアクセス、意思決定への一般市民の参加、および裁判へのアクセスに関する条約。1998年6月25日採択。

に関して経験の交換を促進する手段として、加盟国が地域計画活用を考慮するよう奨励する。

第4条 テーマ別戦略

1. 第5条から第8条に規定する行動には、テーマ別戦略の構築、そして幅広いアプローチを必要とする優先環境問題に対する現行戦略の評価を盛り込まなくてはならない。それらの戦略は、計画が規定する目標を達成するために必要とされる提案、そしてその提案の採択に際し予測される手続きを特定しなければならない。また戦略は、欧州議会および理事会へ提出され、適切と見なされれば条約第251条に規定する手続きに従い、欧州議会の決定ならびに理事会の決定という形態をとらなければならない。提案の法的根拠次第ではあるが、これらの戦略から生まれる立法案は、条約第251条に規定する手続きに従って採択されなければならない。
2. テーマ別戦略には、第3条と第9条に概論するアプローチ、および関連する質的・量的環境目標ならびに予定表が盛り込まれる可能性もある。これらの目標等については、予測される措置を測定・評価することは可能である。
3. テーマ別戦略は、NGO、産業界、他の社会的組織、国家機関などの関連関係者と緊密な協議を行い策定および実施し、また必要に応じて候補国との協議を保証しなければならない。
4. テーマ別戦略は、遅くとも計画採択後3年以内に、欧州議会および理事会へ提出されなければならない。欧州委員会が計画の進捗状況を評価する中間報告には、テーマ別戦略の見直しが盛り込むものとする。
5. 欧州委員会は、戦略の策定および実施状況、ならびにその効果について、毎年欧州議会および理事会へ報告しなければならない。

第5条 気候変動対策行動の目標および優先分野

1. 第2条に規定する目的は、以下の目標により達成するものとする。
 - 1998年6月16日・17日の理事会決定で発表された加盟国のコミットメントに従い、2002年までに国連気候変動枠組み条約への京都議定書を批准および発効。欧州全体で、2008～12年までに二酸化炭素排出量を1990年比で8パーセント削減する公約を果たす。
 - 京都議定書の公約を達成するにあたり、2005年までに証明できる進展の実現。
 - 第2次公約期間でのより厳しい削減目標に関する国際協定は京都議定書に規定されているが、その合意を進められるよう共同体を信頼できる立場におく。この協定は、特に第3回IPCCアセスメントレポートの結果を考慮しながら、顕著な排出削減を目指すべきであり、温室効果ガス排出を世界全体で平等に分散する方向へ向かう必要性を検討すべきである。
2. 前述の目標は、特に以下の優先的行動手段により達成すべきである。
 - (i) 以下の手段による京都議定書を含めた国際的な気候公約の実施：
 - (a) 欧州気候変動プログラムの結果を検討し、適切と見なされれば加盟国の国内行動を補完する様々な部門に対して、そのプログラムに基づく効果的な共同協調政策および措置を採択する。
 - (b) 二酸化炭素以外の温室効果ガスへの拡大を考慮しつつ、効果的な二酸化炭素排出権取引に対する共同体枠組みの確立を目指して努力する。
 - (c) 温室効果ガスおよび域内共同負担協定（Internal Burden Sharing Agreement）の下、加盟国の公約達成に向けての進捗状況のモニタリングを改善する。

(ii) エネルギー部門の温室効果ガス排出削減：

- (a) できる限り早期に、インベントリーおよびエネルギーの効率的で持続可能な活用に反するような補助金の見直しを行い、これに該当する補助金を段階的に廃止することを目指す。
- (b) 電力生産において再生可能かつ低炭素の化石燃料を奨励する。
- (c) 地方レベルでのインセンティブの利用を含め、再生可能エネルギー源の活用を奨励し、2010年までに全エネルギー利用に占める割合を12パーセントに引き上げるといった目標の達成を目指す。
- (d) コージェネ利用実施措置を強化する奨励金を導入し、総電力生産に占める割合を共同体全体で18パーセントに倍増する。
- (e) エネルギー生産および供給からのメタンガス排出を防止・削減する。
- (f) エネルギー効率を高める。

(iii) 輸送部門での温室効果ガス排出削減：

- (a) 2002年までに国際民間航空機関内で合意に達しなければ、航空に起因する温室効果ガスの排出を削減するための具体的な行動を明示・実施する。
- (b) 2003年までに国際海事機関内で合意に達しなければ、海運に起因する温室効果ガスの排出を削減するための具体的な行動を明示・実施する。
- (c) 組織および物流の効率化を含め、さらに効率的かつクリーンな輸送形態への移行を奨励する。
- (d) 温室効果ガス排出を8パーセント削減するというEUの目標に照らして、欧州委員会に持続可能な輸送システムに関する量的環境目標の通達を2002年末までに提出するよう勧める。
- (e) 二酸化窒素を含み自動車から排出する温室効果ガスを削減するため、適切な法律も併せてさらに具体的な行動を明示・実施する。
- (f) 代替燃料および低燃費車両の開発と活用を推進し、そのシェアを大幅かつ継続的に引き上げることを目指す。
- (g) 輸送価格に環境コストが十分に反映される措置を促進する。
- (h) 経済成長と輸送需要を切り離し、環境への影響の緩和を目指す。

(iv) 工業生産における温室効果ガス排出の削減：

- (a) 産業界での環境効率の高い慣行と技術を推進する。
- (b) 中小企業がパフォーマンスを適合・改革・改善する上で役立つ手段を開発する。
- (c) 共同体措置の確立を含め、より環境に優しく技術的に可能な代替措置の開発を奨励し、排出ガス削減、また適切かつ可能な場合の生産の段階的廃止、さらに産業界でハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）および六フッ化硫黄（SF₆）の利用削減を目指す。

(v) 他の部門での温室効果ガス排出削減：

- (a) 特に建築物設計における冷暖房と温水のエネルギー効率を高める。
- (b) 共同農業政策および共同体廃棄物管理戦略において他の環境的配慮とともに、温室効果ガス排出削減の必要性を検討する。

(vi) 以下のような適切な手段を利用する。

- (a) 適宜かつ適切な共同体エネルギー税枠組みを含め、より効率の高いエネルギー利用、よりきれいなエネルギーと輸送への移行を奨励し技術革新を促進するために、金融措置利用を推進する。

- (b) 温室効果ガス排出削減に関する産業界との環境協定を奨励する。
 - (c) 研究技術開発および国家研究プログラムに対する共同体政策の主要テーマとして気候変動を取り上げる。
3. 気候変動の緩和に加え、共同体は気候変動の結果への対応を目指した措置の用意をしなければならない。すなわち、
 - － 気候変動への対応が投資決定で適切に処理されるよう、共同体政策、特に気候変動に関する政策の見直し。
 - － 水資源管理、生物多様性の保全、砂漠化および洪水の防止といった地域の対応措置を整備し、一般市民と企業の意識向上を支援するため、地域の気候モデルリングとアセスメントを奨励。
 4. 気候変動が共同体拡大で必ず考慮されるようにしなければならない。これには、特に以下のような加盟国での行動が必要である。
 - － 京都メカニズムの利用に関する各国の措置を適用し、報告義務と排出モニタリングの改善に向けての対応能力の強化を支援する。
 - － より持続可能な輸送・エネルギー部門を支援する。
 - － 気候変動問題について候補国とのさらなる協力強化を確保する。
 5. 気候変動への取り組みは、欧州連合の対外政策の重要な一環をなし、持続可能な開発政策の優先事項の一つとなる。これには、共同体と加盟国側での協調・調整努力が必要となり、その目標は以下のとおりである。
 - － 例えば、京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）に関連するプロジェクトおよび共同実施を奨励することにより、途上国および移行経済諸国の支援を目指す活動の強化
 - － 明らかにされた技術移転ニーズへの対応
 - － 関係国における気候変動への対応課題の援助

第6条：

自然および生物多様性に関する行動に向けての目標および優先分野

1. 第2条に規定する目的は、以下の目標により追究すべきである。
 - － 生物多様性の衰退を食い止める。さらにこの目標を2010年までに達成する。例えば、侵入する外来種・遺伝子型がもたらす影響の予防および緩和
 - － 有害な汚染からの自然および生物多様性の保全、ならびに適切な復元
 - － 海洋環境、海岸、および湿地帯の保全、適切な復元、ならびに持続可能な利用。
 - － 環境の影響を受けやすい地域だけでなく耕地を含め、景観価値の高い地域の保護および適切な復元
 - － 生息地分離防止に特別な関心を払い、種と生息地を保護
 - － 特に土壌の浸食、悪化、汚染、および砂漠化の防止に注意を払い、土壌の持続可能な利用を推進
2. 現行の世界的・地域的条約および戦略、また関連の共同体法の完全実施に基づき、補完原則を考慮しながら、これらの目標を以下の優先的行動により達成しなければならない。生物学的多様性条約⁴で採択した生態系アプローチは、適当と認められる時に適用しなければならない。
 - (a) 生物多様性に関して：

⁴ EC官報 L 309、1993年12月13日、p. 1。

- 例えば、データ・情報収集プログラムを通じて、共同体の生物多様性戦略および関連行動計画のモニタリングとアセスメントを必ず実施・推進する上での適切な指標を構築する。また利用可能な最良の技術（BAT）と最適な環境実践の活用を推進する。
 - 生物多様性、遺伝資源、生態系および人間活動との相互作用に関する研究を推進する。
 - 生物多様性に関連した持続可能な利用、持続可能な生産および持続可能な投資を強化する措置を策定する。
 - 絶滅の危機にある種に関する一貫したアセスメント、さらなる研究および協力を奨励する。
 - 地球的レベルでの遺伝資源利用に伴う便益を公平かつ平等に共有することを推進し、第三国が発祥国である遺伝資源へのアクセスに関する生物学多様性条約第 15 条を実施する。
 - 遺伝子型外来を含めて外来種侵入の予防及び管理を目指した措置を確立する。
 - Natura 2000 ネットワークを構築し、その完全実施と、Natura 2000 区域外で、生息地および野鳥指令に従って保護すべき種の保全のために必要な技術・財政措置を実行する。
 - Nature 2000 ネットワークを候補国にまで拡大する。
- (b) 事故と災害に関して：
- 例えば、予防事例・手段の交換ネットワークを立ち上げ、事故や自然災害に関する加盟国の行動について共同体の調整を推進する。
 - 特にパイプライン施設、採掘、危険物の海上輸送に起因する災害に注意を払いつつ、大規模な事故災害防止の強化措置、および採掘廃棄物に関する措置を整備する。
- (c) 土壌保護に関するテーマ別戦略。山岳地帯と乾燥地帯を含め地域の多様性を考慮しながら、特に汚染、浸食、砂漠化、土地の衰退、土地取得および水理地質的危険の防止に対処する。
- (d) 採取産業の持続可能な管理を促進し、環境への影響を緩和する。
- (e) 関連する国際的手段を考慮しながら、景観価値の保全および復元を、観光業を含む他の政策に組み入れるよう促進する。
- (f) 農業政策に生物多様性の考察を取り入れ、以下を通じて、持続可能な農村開発、多機能かつ持続可能な農業を奨励する。
- 共同農業政策および他の政策措置という現行の機会を有効活用するよう奨励する。
 - 将来、共同農業政策を見直す中で、必要に応じ、大規模生産方法、統合的農業活動、有機農業および農業生物多様性など、環境責任を伴う農業を奨励する。その際、農村社会の多機能的な役割に対して調和の取れたアプローチが必要であることを考慮する。
- (g) 海底、河口、沿岸地域を含めた海洋の持続可能な利用および海洋生態系の保全を、以下を通じて推進するが、特に生物多様性価値の高い場所に注意を払う。
- 2002 年に共通漁業政策が見直されるが、その機会を利用して、同政策に環境への配慮をさらに盛り込む。
 - 特に海洋条約の条件と実施義務を考慮した海洋環境の保護と保全、あるいは海上輸送と他の海上・陸上活動がもたらす排ガスと影響を削減する必要性に対するテーマ戦略。
 - 沿岸地帯の総合管理を推進する。
 - 特にナチュラ 2000（Natura 2000）ネットワーク、そして他の実行可能な共同体措置により、海洋地域の保護をさらに促進する。
- (h) 補完原則と生物多様性に配慮しつつ EU 森林戦略に従い、森林に関する戦略と措置を実施し、さらに策定を続ける。また以下の要素を組み込む。

- 共同体が実施する現行の森林保護措置を改善し、特に各国の森林プログラムを通じ、農村開発計画に関連して、持続可能な森林管理を実施する。その場合、欧州森林保護に関する閣僚会議、国連森林フォーラム、生物多様性条約、その他のフォーラムで採択された勧告に従い、森林の複合的機能のモニタリングをさらに強化する。
 - 民間を含め森林に関係するあらゆる部門間の効果的な調整、および森林問題に関わるすべてのステークホルダー間の調整を推進する。
 - 特に持続可能な森林管理に対する認証および関連製品のラベル表示を奨励し、持続可能な木材生産の市場シェアが上昇するように図る。
 - 世界規模および地域レベルの決議の実施、ならびに森林関連問題の協議および交渉に、共同体と加盟国が引き続き積極的に参加する。
 - 違法に伐採された木材の取引防止に対応するための積極的な施策を実施できるかどうか検討する。
 - 森林における気候変動の影響をさらに検討する。
- (i) 遺伝子組み換え生物（GMOs）
- 健康と環境への影響を効果的にモニターし統括が可能になるように、GMOs のリスクアセスメント、識別、ラベル表示、追跡可能性に関する規定と手法を確立する。
 - 生物学的研究における安全性に関するカルタヘナ議定書を速やかに批准および実施し、必要であれば技術・財政援助を通じて第三国での規制枠組みの構築を支援する。

第7条

環境、健康および生活の質に関する行動の目標および優先分野

1. 第2条に規定する目的は、世界保健機構（WHO）の関連基準、ガイドラインおよびプログラムを考慮しながら、以下の目標により達成すべきである。
 - 環境と人間の健康に及ぼす脅威を予防および軽減する行動を起こすために、このような脅威への理解を深める。
 - 都市地域を中心に総合的アプローチを通じて生活の質の向上に貢献する。
 - 現在は化学物質の特性、利用、処理および曝露に対する知識にばらつきがあり、これを是正する必要があることを認識し、一世代の期間内に（2020年）、化学物質が健康と環境に著しい負の影響を及ぼさない形でのみ生産・利用されるようにする。
 - 人間および環境への危険を軽減するために、危険な化学物質はより安全な化学物質に、あるいは化学物質を利用しない安全な代替技術に替えるべきである。
 - 農薬がもたらす人間の健康と環境への影響を緩和し、一般的には農薬の危険性を大幅に削減するだけでなく一層の持続可能な活用法を確立し、また必要な作物生産を妨害しないような活用法を確立する。残留性があり、生物学的に体内に蓄積し、毒性あるいは他の特性のある現状の農薬は、できる限り危険性の少ないものに置き替えるべきである。
 - 地下水と地表水の質を、人間の健康と環境に多大な悪影響と危険を生じないレベルまで引き上げ、水資源の汲み上げが長期的に持続可能な割合で行われるよう保証する。
 - 大気質を、人間の健康と環境に顕著な負の影響と危険を生じないレベルまで引き上げる。
 - 科学的研究から人間の健康に悪影響を及ぼすレベルの騒音、特に交通による騒音から、長年にわたり定期的に影響を受けている被害者の数を大幅に削減し、騒音に対する作業について今後の措置を策定する。

2. かかる目標は以下の優先的行動により達成するものとする。

(a) 共同体の研究プログラムおよび科学的専門技術の強化、ならびに各国の研究プログラムに対する国際的調整の推進であり、これらは健康と環境に関する目標、特に以下の目標の達成を支援するものである。

- とりわけ電磁波汚染の健康に対する潜在的影響などについて優先研究・行動分野を識別・勧告する。その場合、特に化学物質の安全性について動物実験に代わる方法の開発と有効化に注意を払う。
- 健康・環境指標の定義および開発。
- 現行の健康基準と限界値を再検討、開発、更新する。また必要であれば、種々の汚染物質が子どもや老人といった潜在的社会的弱者に与える影響、相互作用、相互影響もその対象とする。
- 新たに浮上する問題に対して早期警戒メカニズムの動向および規定に関する見直しを行なう。

(b) 化学物質について

- すべての化学物質に関する知識を深める責任（注意義務）、および製品を含めてその再生および処分だけでなく、利用の危険性を評価する責任は、製造業者、輸入業者、川下ユーザにある。
- 新しい化学物質および既存の化学物質に関する実験、リスクアセスメント、リスクマネジメントについて、少量使用を除き、段階的アプローチに基づく一貫システムを開発する。その場合、動物実験の必要性を最小限に抑え、また代替実験手法を開発する。
- 問題性のある化学物質はリスクマネジメント手順の強化対象とし、極めて問題性のある化学物質、例えば、発ガン性、変異原性あるいは毒性物質、および POPs（残留性有機汚染物質）の特性のある物質は、明確な根拠がある場合にのみ使用が適い、使用前に許可を受けなければならない。
- 化学物質のリスクアセスメントの結果は、化学物質に関係する共同体法令分野すべてにおいて十分配慮され、作業の重複を避ける。
- 極めて問題性のある物質の中で、難分解性かつ生体内蓄積性があり、毒性のある物質、および特に難分解性で生体内蓄積性のある物質に対しての基準を設け、試験方法および基準が確立された場合、既知の内分泌攪乱物質の追加を考察する。
- 明記された目標を考慮し、必要とされる主要措置を迅速に構築し、中間見直しの前に実行可能とする。
- 共同体の化学物質の登録、評価および承認記録（REACH Register）にある公開情報に一般市民がアクセスできるようにする。

(c) 農薬に関して

- 適用される法的枠組み⁵を完全に実施し、修正の際その効果を見直して、高レベルの保護が保証できるようにする。この改正には、比較検討、および農薬販売に対する共同体の許可手続きの整備が盛り込まれると思われる。
- 以下に対応する農薬の持続的使用に関するテーマ戦略

⁵ 植物保護製品の販売に関する 1991 年 7 月 15 日付理事会指令(41/414 号、)、(EU 官報 L 230、1991.8.19、p. 1。委員会指令 2001/49/EC により修正、(EU 官報 L 176、2001.6.29、p.61)。

- (i) 農薬使用が健康と環境にもたらす危険・災害を最小限に抑える。
- (ii) 農薬の使用および流通に対する規制の強化。
- (iii) 最も危険な物質を非化学物質を含めより安全な代替物質に替えるなど、有害な作用物質を削減する。
- (iv) 農薬使用者の意識を高め、適切な実践の規範利用を奨励し、可能な財政手段の適用を推進して、低農薬あるいは無農薬栽培を奨励する。
- (v) 持続可能な指標の構築を含めて、戦略目標の達成度を報告・モニターする透明性のあるシステム

(d) 化学物質および農薬に関して

- 国際的に取引される特定有害化学物質および殺虫剤に適用する事前合意手続きに関するロッテルダム条約ならびに残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約の速やかな批准を目指す。
- 1992年7月23日付特定危険物質の輸出入に関する理事会規則（EEC）No 2455/92⁶を修正してロッテルダム条約に適合させ、手続きメカニズムを改善し、開発途上国への情報を強化する。
- 途上国および加盟候補国における化学物質と農薬管理の改善を支援する。例えば、古い在庫農薬の処分を目指したプロジェクトを支援して、これに該当するような農薬の処分を推進する。
- 化学物質の国際的な管理に関する戦略的アプローチの詰めを行う国際的な努力に貢献する。

(e) 水の持続可能な利用と高品質について

- 地下水・地表水の高レベルな保護を図り、汚染を防止し持続可能な水利用を推進する。
- 水枠組み指令⁷の完全実施に向けて努力し、生態系、化学、量の面で水の適切な状態、および一貫した持続可能な水資源管理を目指す。
- 水枠組み指令の規定に従い、優先有害物質の排出・放出・紛失の防止を目指した措置を確立する。
- 水浴場指令⁸の改正を含めて、水浴場の高レベルな保護を図る。
- 水枠組み指令のコンセプトとアプローチ、および他の水資源保護がその他の共同体政策に盛り込まれるよう図る。

(f) 大気質に関して。輸送、工業、エネルギー部門で第5条に規定する措置を構築・実施する場合、大気質の改善と両立し、またその改善に貢献しなければならない。想定される今後の措置は以下の通り。

- 汚染物質の堆積など、大気質のモニタリングとアセスメントの改善、および指標の開発と利用を含む一般市民への情報提供の拡大。
- 大気汚染に関する一貫した総合政策を強化し、さらなる活動の優先順位、必要であれば大気質基準と各国の排出上限を網羅するテーマ戦略。危険荷重と臨界値を超えないこと、さらに情報収集、モデル化、予測システムの改善という長期目標の達成を目指す。

⁶ EU 官報 L 251、1992.8.29、p. 13。委員会規則（EC）No 2247/98 により修正された最新の規則（EU 官報 L 282、1998.10.20、p. 12）

⁷ 水資源政策分野の共同体行動枠組みを構築する 2000 年 10 月 23 日付欧州議会および理事会の指令 2000/60/EC（EU 官報 L 327、2000.12.22、p. 1）。

⁸ 水浴場の水質に関する 1975 年 12 月 8 日付理事会指令 76/160/EEC（EU 官報 L 31、1976.2.5、p. 1）。1994 年の加盟法により修正された最終指令。

- 地表面のオゾンと粒子に関する適切な措置を採用する。
- 室内の大気質および健康への影響を考察し、必要であれば将来の措置を勧告する。
- オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書の交渉と実施において指導的役割を果たす。
- 欧州の空気清浄化に資する国際的プロセスとの関係および相互影響に関する交渉および強化において指導的役割を果たす。
- 関連カテゴリー源からの排出ガス削減のための具体的な共同体手法をさらに開発する。

(g) 騒音に関して

- サービスおよび製品に起因する騒音について、適切な型式承認手続きなど改善措置を補完および改善する。特に自動車の騒音に関しては、道路の安全性を損なわない形でタイヤと地表面の間で発生する騒音を軽減する措置、さらに鉄道車両、航空機、据付け機械からの騒音を軽減する措置などがある。
- 交通騒音を緩和する手法を開発し実施する。例えば、輸送需要を削減する措置、騒音の少ない輸送手段への移行、技術措置の推進、持続可能な輸送計画などである。

(h) 都市環境に関して

- 既存の協力枠組み⁹を実施して達成された実績を考慮しながら、共同体政策全体を網羅する横断的アプローチを推進し、都市環境の質を向上させるテーマ戦略。必要とあれば見直しの対象とし、以下に対処する。
 - ローカルアジェンダ 21 (Local Agenda 21) の推進
 - 経済成長と乗客輸送需要の相関関係の減少
 - 公共交通、鉄道、内陸水路、歩行、自転車の輸送シェア引き上げの必要性
 - 増大する交通量に対応し、輸送量増大と GDP 成長の意義ある切り離しの必要性
 - 公共交通における低排ガス車両の利用を推進する必要性
 - 都市環境指標の検討

第8条

天然資源および廃棄物の持続可能な利用と管理に関する行動の目標と優先分野

1. 第2条に規定する目的は、以下の目標により達成すべきである。

- 資源消費とそれに関連する影響が環境収容力を超えないよう保証することを目的とし、経済成長と資源利用の相関関係を断ち切る。この観点から、2010年までに再生可能エネルギーが電力生産に占める割合を22パーセントにまで引き上げる指示目標は、資源およびエネルギー効率を大幅に高めるためにも撤回する。
- 廃棄物防止イニシアチブ、資源効率の向上およびより持続可能な生産・消費パターンへの移行を通じ、発生廃棄物の全体量を大幅に削減する。
- 大気、水、土壌への排出増加を回避しながら、処分される廃棄物の量および発生する有害廃棄物の量を大幅に削減する。
- 再利用を奨励および依然発生する廃棄物のために：廃棄物の危険性レベルを引き下げ、できる限り廃棄物リスクを減らすべきである。回収、特にリサイクルが優先されるべきである。処分廃棄物の量を最小限に抑え、また処理は安全に行わなければならない。処分に回される

⁹ 持続可能な都市開発を推進する共同体協力枠組みに関する2001年6月27日付欧州議会および理事会の決定1141/2001/EC (EU官報 L 191、2001.7.13、p. 1)

廃棄物は、処理効率が悪くならないようできるだけ発生場所近くで処理すべきである。

2. 包括的製品政策（IPP）および共同体の廃棄物管理戦略¹⁰を考慮しながら、以下の優先的行動により、これらの目標を遂行しなければならない。
 - (i) 資源の持続可能な利用および管理に関するテーマ別戦略を策定する。特に以下のものを含む。
 - (a) 例えば原料の流れを分析する手法を利用し、輸出入を含め共同体での原料と廃棄物の流れを予測する。
 - (b) 政策措置の効率、および天然資源と廃棄物に関連する補助金の影響を再検討する。
 - (c) 資源効率と資源利用の減少に対する目標を設定し、経済成長と環境に対する負の影響の関係を切り離す。
 - (d) 資源の採取、生産方法および技術を推進して環境効率を高め、原料、エネルギー、水、その他の資源の持続可能な利用を奨励する。
 - (e) 研究、技術移転、市場ベースの経済措置、最適事例のプログラム、資源効率指標など、広範囲な手法を構築し実施する。
 - (ii) 特に以下の手段により、廃棄防止および管理に関する措置を構築し実施する。
 - (a) あらゆる関連廃棄物について質・量両面の目標を設定し、2010年までに共同体レベルでその目標を達成する。欧州委員会に対し、2002年までにかかる目標の提案を策定するよう要請している。
 - (b) 環境に配慮した持続可能な製品設計を奨励する。
 - (c) 廃棄物削減に関する一般市民の潜在的な貢献についての意識を高める。
 - (d) 廃棄物防止を促進する実行可能な措置を確立する。例えば、再利用・回収の活性化、製品関連措置を通じて特定物質および原料を廃止する。
 - (e) 廃棄物管理分野でさらに指標を開発する。
 - (iii) 廃棄物リサイクルに関するテーマ別戦略を構築する。特に以下のものを含む。
 - (a) 廃棄物の分別、優先廃棄物の回収とリサイクルを目指した措置
 - (b) 生産者責任のさらなる展開
 - (c) 環境的に健全な廃棄物リサイクルおよび処理技術の開発と移転
 - (iv) 廃棄物に関する法律を制定または修正する。特にこれに盛り込まれるのは、建築・解体廃棄物、下水スラッジ¹¹、生分解性廃棄物、包装廃棄物¹²、電池¹³および廃棄物輸送¹⁴、廃棄物と非廃棄物の分類、ならびに廃棄物に関する枠組み指令の付属書ⅡA およびⅡB の詰めを行う十分な基準の構築である。

¹⁰ 共同体の廃棄物管理戦略に関する1997年2月24日付理事会決議（EU官報 C 76、1997.3.11、p. 1）

¹¹ 1994年12月20日付包装および包装廃棄物に関する欧州議会と理事会の指令94/62/EC（EU官報 L 365、1994.12.31、p. 10）。委員会決定1999/177/ECにより改正された指令（EU官報 L 56、1999.3.4、p. 47）。

¹² 特定の危険物質を含有する電池および蓄電池に関する理事会指令91/157/EECの技術進歩への適合化のための1993年10月4日付委員会指令93/86/EEC（EU官報 L 264、1993.10.23、p. 51）。

¹³ 共同体内、共同体内へ、および共同体からの廃棄物輸送の監督・規制に関する1993年2月1日付（EEC）理事会規則（EEC）No 259/93/EEC（EU官報 L 30、1993.1.6、p. 1）。委員会決定1999/816/EECにより改正（EU官報 L 316、1999.12.10、p. 45）。

¹⁴ 廃棄物に関する1975年7月15日付理事会指令75/442/EEC（EU官報 L 194、1975.7.25、p. 45）。委員会決定96/350/ECにより修正された最終指令（EU官報 L 135、1996.6.6、p. 32）。

第9条

国際問題に関する行動の目標と優先分野

1. 国際問題に関して第2条に規定する目的、および本計画の4環境優先分野の国際的側面は、以下の目標に関係する。
 - － 地球環境の収容力に特別な注意を向けながら、国際レベルでの意欲的な環境政策を追求する。
 - － 国際レベルでの持続可能な生産・消費パターンをさらに促進する。
 - － 貿易と環境の政策・措置との相互支援を保証し促進する。
2. かかる目標は以下の優先行動措置により達成するものとする。
 - (a) 特に詳細なガイドラインにより持続可能な開発を達成するため、貿易および開発協力を含めた共同体のあらゆる対外政策に環境保護要件を組み入れる。
 - (b) 一連の一貫した環境・開発目標を設定し、2002年に開催される持続可能な開発に関する世界サミットで「新たなグローバルな取り決めあるいは協定」の一環として採択を進める。
 - (c) 多国間協力を徐々に深め、資源を含めた制度的枠組みにより、国際環境統治の強化に向けて努力する。
 - (d) 共同体が参加する国際条約と協定の速やかな批准、効果的な遵守および実施を目指す。
 - (e) 海外投資や輸出信用において持続可能な環境慣行を推進する。
 - (f) 国際レベルでの努力を強化し、健康と環境へのリスク評価をする手法、および予防の原則といった危険管理のアプローチに関して合意に達する。
 - (g) 交渉の初期段階で行われる多国間貿易協定の持続可能性影響評価の環境面を十分に考慮し、これに従って行動することにより、貿易と環境保護の必要性が相互支援可能となるように配慮する。
 - (h) 多国間あるいは地域の環境協定および予防原則を十分に配慮した世界貿易システムをさらに促進し、持続可能で環境に優しい製品とサービスの貿易機会を強化する。
 - (i) 隣接国と地域との国境を越えた環境協力を促進する。
 - (j) 生物多様性と気候変動の相関関係の評価を含め様々な条約の枠組み内で実施される作業を連動させ、生物多様性の検討と国連気候変動枠組み条約および京都議定書の実施を組み合わせることにより、政策の整合性を一層高める。

第10条

環境政策立案

参加と利用可能な最善の科学知識に基づいた環境政策立案に関して第2条で規定する目標、および第3条に規定する戦略アプローチは、以下の優先行動措置により達成するものとする。

- (a) 改善されたメカニズム、および適切な統治の一般規則と原則を策定する。その中で、提案された措置に関連して環境と持続可能な開発に関して最高の結果を出すため最も効果的な選択が行われるように、ステークホルダー全員にあらゆる段階で広範囲に助言を求める。
- (b) 共同体の資金を含め適切な支援により、環境NGOが対話に参加する機会を拡大する。
- (c) 以下を通じて、政策立案プロセスを改善する。
 - － 行動しないという代替策を含めた新しい政策、および法律と結果の公表に関する提案が及ぼす可能性のある影響、特に環境面での影響を事前に評価する。
 - － 環境目標を達成するにあたり、現行措置の効果を事後評価する。

- (d) 環境、および特に本計画で明らかにされた優先分野が、確実に共同体研究プログラムの主な優先分野であるようにする。環境研究の必要性和優先事項は、研究技術開発の共同体枠組み計画の観点から、定期的に見直すべきである。加盟国で実施される環境関連研究の調整を必ず強化し、特に結果の適用を改善する。

環境関係者、および情報、研修、研究、教育、ならびに政策といった分野の関係者との連絡を確立する。

- (e) 2003 年から、以下の項目の基盤として情報を定期的に提供する。

- 環境および持続可能な開発に関する政策決定
- 部門統合戦略および持続可能な開発戦略の追跡調査と見直し
- 一般市民への情報提供の拡大

この情報については、欧州環境庁および他の関連機関から定期的に報告を受けて作成する。特にこの情報は以下により構成するものとする。

- 見出しの環境指標
- 環境の状態と傾向に関する指標
- 統合指標

- (f) 情報や報告システムを見直し、定期的にモニターする。これは、一層効率の改善された一貫システムを構築して、高品質で比較可能な関連環境データ・情報を合理的に提供するためである。委員会には、この目的のため、適切な提案を出来るだけ早く提出するよう依頼している。モニタリング、データ収集および報告要件は、将来の環境法において効果的に対応すべきである。

- (g) 政策立案と実施を支援するため、地球モニタリング（例えば衛星技術）適用と手法の開発および利用を強化する。

第11条

結果のモニタリングと評価

1. 委員会は、本計画の実施 4 年目に関連する環境の傾向と展望とともに、実施の進展状況を評価しなければならない。この評価は、包括的な指標に基づいて行うべきである。委員会は、その中間報告ならびに適切と考える修正案を、欧州議会および理事会へ提出するものとする。
2. 委員会は、本計画の最終年に、計画の最終評価と環境の状態と展望を欧州議会および理事会に提出するものとする。

第12条

本決定は、EU 官報に掲載されなければならない。

2002 年 7 月 22 日、ブリュッセルにて

欧州議会
議長
P. COX

理事会
議長
P.S. MØLLER

欧州環境規制動向

～在ブラッセル弁護士モニタリング情報 [24]

I. EU

1. EU、電気電子機器リサイクル費用を企業負担させる計画を承認

増大の一途をたどる電気電子機器廃棄物を規制する法律（＝ WEEE 指令）の策定作業開始から 7 年を経て、2002 年 10 月 11 日、EU はコンピュータ、冷蔵庫、ステレオ、その他の各種機器などの WEEE の処分費用を個別企業に負担させることに合意した。

WEEE の引取費用負担を企業に徹底させるため、保証金を製品コストに付加しなければならない。EU 筋によると、これにより価格が 3% 程度上昇するという。

また、同合意により、関連法（＝ RoHS 指令）において、鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、数種類の臭素系難燃剤など、多数の有害物質を 2006 年 7 月 1 日から使用禁止とすることが義務付けられる。

米国政府および日本政府ならびに両国の電子機器製造業者は、この 2 法案の様々な側面に対するロビー活動を展開した。引取り制度が導入されれば米国および日本の企業の競争力が損なわれる、との懸念を引き起こした。また、当該有害廃棄物の禁止についても、厳密な科学的根拠に基づくものではないと主張した。

今回の合意は、閣僚理事会と欧州議会の立法上の相違点を調整する場である調停委員会において成立したものであるが、廃棄物に対する企業の個別責任が初めて問われることになるため、欧州委員会および環境保護団体は大いなる進展であると賞賛した。

平均的な EU 市民は毎年 14 kg 程度の WEEE を排出している。現在、EU の電気電子機器廃棄物の大半は、未処理のまま埋め立て処分されるか焼却処分されている。

ヴァルストレム（M. Walström）環境担当委員は、「消費者は、使用済み電気電子機器を無料で引取ってもらい、環境に優しい処理、再利用およびリサイクルに提供することができる」とし、「私達が、自社製品の廃棄物に対するメーカーの個別責任を強化しよう加盟国を説得できたことに、私は非常に喜んでいる」と述べた。

さらに、「このことは、メーカーに設計段階からいち早く環境への影響を配慮させる重要なインセンティブとなる」と付言した。

EU を代表する環境団体は、今回の合意により廃棄物政策は、新たな持続可能な道筋を進むことになったと発言している。

欧州環境ビューロー（EEB）のホンテレス（John Hontelez）事務局長は、「我々が知る限り、環境法のあらゆる分野において、EU がメーカーの共同責任ではなく個別責任を義務付けるのは今回が初めてのことであり、今後の政策の先例となるものである」と述べた。

加盟国は今後、WEEE の回収制度および廃棄物の分別回収制度を整備しなければならない。全体的にみれば、各加盟国は 1 人当たり年平均 4 kg を回収しなければならない。

委員会スポークスマンの Pia Ahrenkilde は、「回収地点から環境に配慮した処理、再利用およびリサ

イクルに至るまでの総コストは、当該製品のメーカーが負担する」とし、「メーカーは、新製品を市販する時点で保証金を用意しなければならない。この保証金によって、機器が使用済み段階に達した場合、メーカーに廃棄物管理にかかる費用を確実に負担させるものとする。またこの保証金は、封鎖勘定あるいは保険基金として計上しなければならないであろう」と述べている。

「但し、メーカーは廃棄物を個別に管理するのか、共同システムに参加するのか、選択することでもできる」と、同スポークスマンは付言した。「この点は、現行制度と大きく相違する点である。現行制度の場合、メーカーは以前市販された製品、所謂 historical waste をリサイクルするため定額拠出金を支払っている」と説明した。

欧州の一部の主要電気電子機器メーカーは、何らかの強制的引取り制度の導入が避けられないと判断するやいなや、個別責任を原則とするよう活発なロビー活動を展開した。企業にとって、個別責任でなければ製品の設計変更に対しさらに投資するインセンティブも見返りもないと主張した。

有害物質禁止法との関連で、危険廃棄物を削減するためには製品の設計変更の必要性が生じる。

その他の側面としては、今回の WEEE リサイクルに関する合意の結果、電気電子機器メーカーは、後々の処理のために、自社製品の識別および製造年月日の特定を容易にする表示が義務付けられる。

今回の両機関の合意(共同草案)は、議会の本会議および理事会の正式承認を経なければならないが、これは通常、形式的な手続きである。(編者注：理事会は 12 月 16 日、議会は 12 月 18 日、WEEE・RoHS 両指令の共同草案を承認、採択した。)

2. 欧州議会、25 種類の化学物質に関する EU 域内販売規制を決議

議会は、2002 年 10 月 10 日、EU において 25 種類の有害物質の販売を規制する法律を承認した。同法は、発癌性、変異原性または生殖毒性物質 (CMR) としての危険性に基づき、25 種類の化学物質の一般人への販売禁止に限定されるものである。

欧州議会はまた、当該 EU 法に基づく規制化学物質を含む製品の安全性について、「できるだけ早急に」見直しを実施するよう求めた。

ヴァルストレム環境担当委員は、議会在製品の安全性を懸念するのは「理解できる」と述べた。また、EU では、CMR とみなされる約 1,000 種類の化学物質と、かかる物質を含む数千種類の調剤がすでに禁止されていると指摘した。

また、製品を規制する場合には、「当該物質が製品から放出されているのか、放出量が一般の人々の健康や環境にリスクを与えるほど高濃度なのか調べる必要がある」と述べた。

同委員は、委員会は「議会の懸念事項に取組み、この潜在的問題については緊急事項として調査する」と、約束した。

25 物質には、冶金やエレクトロニクスから繊維、プラスチックなど幅広い用途に使用されているアゾ染料、カドミウム、コバルト塩などが含まれている。

以前の「危険物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令 76/769/EEC」による禁止措置の場合と同じように、今回の一般への販売禁止は、CMR とみなされる物質が含まれている場合には調剤にも適用される。

2002 年 2 月 5 日の予備的な「第一読会」での同提案に関する採決において、議会の議員らは、一般市民が直接的に当該物質に曝露する可能性はないと主張した。その際、一般市民の健康および環境への実際のリスクは、繊維製品、床材、プラスチック製の家庭用品さらには玩具など、むしろ日常的な製品を媒介して当該物質に曝露することにより生じると主張した¹。

¹ 特定危険物質・調合品の販売および使用規制に関連する EU 閣僚理事会の見解の全文は、以下のサイトを参照すること。
http://www.europarl.eu.int/commonpositions/2002/pdf/c5-0267-02_en.pdf (EU ナンパリング方式および同様の米国 CAS 方式により当該物質を特定する付録)

EU 閣僚理事会は 2002 年 6 月 6 日、同案に関する理事会の立場を決定する際、議会が導入した、製品の安全性に関する側面について直ちにフォローアップを要求する提案条項を削除した。

理事会は、「共通の立場」の声明の中で、同理事会も CMR と思われる物質に関して議会と同じ懸念を抱いてはいるが、「製品が一般市民の健康または環境にリスクを及ぼすかどうか [に関する] 科学的評価またはリスク評価がなければ」同法案の範囲を拡大することに同意できないと述べた。

そして、「不定数の製品」に「かなり多数の」物質が含まれている点を指摘し、議会の要求は「実際に適用することは不可能である」と判断した。

さらに、CMR と思われる物質が製品中に存在する問題は、2001 年 6 月に同理事会が承認した委員会の協議文書「将来の化学物質政策に関する戦略」の中で約束している EU 化学物質政策の見直しの一環として取り上げられることを示唆した。

議会は 2002 年 10 月 10 日の採決で、「[当該化学物質]が製品から放出され、一般市民が曝露することを裏付ける科学的証拠がある場合には」製品を禁止する提案を「できるだけ早急に」求める条項を導入した。

経済社会評議会（労働組合、経営者およびその他産業従事者等による協議機関）は、物質の用途が限られていることから「経済あるいは雇用への影響はない」——但し、企業が代替物質を見つけるのに十分な時間的余裕をもって知らされた場合である」と意見を述べている。

また、同環境委員は、化学、塗料、印刷インキおよび冶金部門を代表する業界団体に意見を求めたが、大きな抵抗はなかった。

しかしながら極東の製造業者は、議会が意図する製品禁止措置が、特に繊維製品およびプラスチック製品の輸出に影響を及ぼしたであろうと懸念を抱いた。

香港の輸出業者は、同法の適用対象となっているアゾ染料による処理を施した繊維製品および規制

されている化学物質を使用して製造されるプラスチック製品の欧州向け販売に影響するとの懸念を表明した。EU および米国向け主要輸出業者である製造業を代表する香港玩具協会（The Hong Kong Toys Council）も、示唆されている EU「製品禁止措置」に懸念を抱く業界団体の一つであった。

最新の指令では、以下に示す物質が「発癌性物質：カテゴリ－2」として記載されている。

- 塩化コバルト（Ⅱ）（CAS 番号 7646-79-9）
- 硫酸コバルト（CAS 番号 10124-43-3）
- フッ化カドミウム（CAS 番号 7790-79-6）
- クリセン（CAS 番号 218-01-9）
- ベンゾ(e)ピレ（CAS 番号 192-97-2）
- バイオキシラン（CAS 番号 1464-53-5）
- 2,3 エポキシ-1-プロパノール（CAS 番号 556-52-5）
- 2,4-ジニトロトルエン（CAS 番号 121-14-2 [1] and 25324-14-6 [2]）
- 2,6-ジニトロトルエン（CAS 番号 606-20-2）
- Hydrazine-tri-nitromethane;
- アゾベンゾン（CAS 番号 103-33-3）
- o Dianisidine based azo dyes; 4,4'-diaryldiazo-3,3'-dimethoxybiphenyl dyes with the exception of those mentioned elsewhere in Annex I to Directive 67/549-EEC
- o-トリジン（oTolidine based azo dyes; 4,4'-diaryldiazo-3,3'-dimethoxybiphenyl dyes with the exception of those mentioned elsewhere in Annex I to Directive 67/549-EEC;
- 1,4,5,8-Tetraaminoanthraquinone; C.I. Disperse Blue 1 (CAS 番号 2475-45-8).

以下に示す物質は「突然変異性物質：カテゴリ－2」として記載されている。

- フッ化カドミウム（CAS 番号 7790-79-6）
- 塩化カドミウム（CAS 番号 10108-64-2）
- バイオキシラン（CAS 番号 1464-53-5）

以下に示す物質は「生殖有害性物質：カテゴリ－2」として記載されている。

- フッ化カドミウム（CAS 番号 7790-79-6）
- 塩化カドミウム（CAS 番号 10108-64-2）

- ♦ 2,3-エポキシ-1-プロパノール
(CAS 番号 556-52-5)
- ♦ メトキシ-1-プロパノール
(CAS 番号 1589-47-5)
- ♦ 4,4'-isobutylethylidenediphenol; 2,2-bis
(4'-hydroxyphenyl)-4-methylpentane
(CAS 番号 6807-17-6)
- ♦ 2-Methoxypropyl acetate
(CAS 番号 70657-70-4)
- ♦ 2,6-ジメチル-4-トリデシルモルホリン (CAS
番号 24602-86-6) およびシクロヘキシミド
(CAS 番号 66-81-9)

3. 米国および化学薬品会社、新 EU 化学物質 管理制度は WTO ルール違反の可能性有り と指摘

米国および欧州の化学メーカーは、2002 年 11 月 8 日、EU に対して現在使用されている約 30,000 種類の化学物質を速やかに EU 当局に登録することを義務付ける法律の発効を考え直すよう求めた。かかる制度が実施された場合には、化学薬品その他の製品の対米貿易に壊滅的な結果をもたらすと主張した。

「この〔法律〕は貿易を麻痺させるものである」と、米国化学工業協会 (the American Chemistry Council) のトム・ライリー (Tom Reilly) 会長は述べている。「我々は深刻に危惧している。」

同会長によると、同氏をはじめ、他の欧米化学業界の代表者らは懸念を伝えるため、2002 年 11 月 7 日にシカゴでのラミー (P. Lamy) 通商担当委員と会見し、懸念を表明したという。

一方米国政府筋によると、エバンス (Donald L. Evans) 米国商務長官も、2002 年 11 月 7 日と 8 日に当地で開催された欧米ビジネス対話 (TABD: Trans-Atlantic Business Dialogue) という CEO 級レベルの人が集まる年次会議に出席中、同委員と会見しこの問題を取り上げたという。

同会長によると、ラミー委員は、同法が貿易に及ぼす潜在的影響を検討すると約束したという。業界は、同法が WTO ルールに違反する可能性があると主張している。

さらに「この法律は世界の化学業界にとって大いなる懸念事項である」と述べた。「我々は、〔同委員に〕同法が貿易に及ぼす影響を考慮することを納得してもらえたと思う。同法は誠に厳しい状況を生み出すものである」としている。

委員会は、先頃、欧州化学物質規制システムの見直しに関して準備した白書に基づき、間もなく同法を正式に提案し、EU 加盟国の採択を求める予定であるが、同法は、1981 年以降市販されている何万種類もの化学物質について登録、評価、場合によっては特定用途認可を義務付けることになる。

米国業界は、同法が義務付ける広範なテストには、18 億 5,000 万ドル (18 億 7,000 万ユーロ) から 77 億ドル (77 億 7,900 万ユーロ) 程費用がかかり、その大半を化学メーカーが負担することになると主張している。

Power Goldstein Frazer & Murphy LLP 法律事務所が作成した文書によると、化学薬品および化学物質を使用して製造される製品—医薬品から家電までの川下ユーザーは、「現行の EU 化学物質規制では適用外となっており、投入コストの上昇や、供給および取引に支障を来す可能性がある」という。

「化学物質を含む完成品または樹脂製品の製造会社および輸入業者が、この化学物質規制制度に関与することになる可能性もある」という。

また、「新 EU 化学物質管理制度には、その実際面および資金面の問題とは別に、EU の WTO 貿易ルール履行義務と整合性を保ちながら、提案されている同制度を実施できるかどうかという問題もある」という。

さらに、「この〔いわゆる REACH〕システムの詳細はまだ定められていない」という。しかし、「白書の枠組みの中には、ある方法で実施された場合、EU が WTO に関するその義務に違反する危険性のある要素が含まれている。」REACH システム—化学物質の登録、評価および承認—が対象とする化学物質は 30,000 種類にも及び可能性がある。欧州委員会案によると、枠組みとなる単一制度を設け、11 年かけて段階的に導入するという。

欧州化学工業連盟 CEFIC の Eggert Boscherau 会長は、ドイツの化学産業協議会が実施した推定調査によると、新 EU システムによりドイツの GDP は 2% 以上下がり、約 300 万人の雇用が失われる可能性があるとして述べている。

4. 加盟国、最善の取引制度開始方法をめぐり意見対立

2002 年 10 月 17 日と 18 日、温室効果ガス (GHG) 排出権取引制度の規定を巡り、加盟国の意見には大きな開きが生じた。但し、2002 年末までに法案を承認することで合意した。

現在、加盟国間の意見を分ける重要事項がいくつかある。最も重要な未解決事項は、自主制度にするか強制制度にするか、という問題である。その他に合意の障害となっている問題が二件あり、排出権取引の初期の段階を入札制度とするか無料配布とするかということと、京都議定書に定める手法一例えば、共同実施制度あるいはクリーン開発メカニズムなどにより得た排出クレジットを EU 案に組込めるかどうか、ということである。

ドイツは、国内の各種産業部門との GHG 削減の自主協定が締結されている。英国は独自の排出権取引制度を整備しており、フィンランドはこれまで最大の自主制度提唱者である。

輪番制の議長国であるデンマークは、特定の施設あるいは各種産業部門に対して免除の選択肢を用意するなど、様々な妥協案を提示してきた。

しかしながら、大半の加盟国および欧州委員会は、排出権取引制度の市場志向型便益を損ねるとして、いかなる形態の自主制度にも依然として反対している。さらに、議会は同案の第一読会において強制制度にするよう求めた。

議会は 2002 年 10 月 10 日、EU の GHG 排出権取引制度を創設する委員会案の承認を 393 票対 66 票で決議した。議会在承認した制度は、主要なエネルギー需要家とみなされる部門の約 5,000 社に適用されることになる。

デンマークおよび委員会筋は、討議の後、ドイツ

は自主制度を主張しているが、少なくとも交渉に応じていることは明報であると述べた。「選挙前のドイツは、この問題を討議することさえ拒否した」と、ある委員会職員は述べている。「今はこの問題を前向きに討議しようとしており、妥協に応じようとする姿勢も見られるようになった。選挙後、独政権において緑の党が地位を強化させたことから、我々の状況はかなり明るくなったと見ている。」

シュレーダー (G. Schroeder) 首相は選挙前、委員会の排出権取引制度の提案がドイツ産業界の競争力を損なおうとするものであると批判していた。

「2002 年末までに合意に達すべきことにドイツが同意したという事実は、今日のベストニュースである」と、デンマークの外交官は述べている。

委員会によると、欧州産業界は、排出権取引制度により、京都議定書に定める 8% という EU の GHG 削減目標を達成する取組みにおいて、13 億ユーロの節約ができるという。この京都での合意では、2008 年から 2012 年の間に、先進工業国全体が GHG 排出量を 1990 年比で 5.2% 削減するよう求めている。

交渉過程においてスペインも、自然災害が発生した場合には目標達成期間を一時停止できるようにする条件を排出権取引制度に付加するよう主張した。この提案は他の加盟国の支持をほとんど得ることができなかった。

理事会および議会在同案を承認した段階で両機関の間に何らかの立法上の相違点が生じることがあれば、調停委員会で解決しなければならない。

5. 欧州委員会、ELV 指令を巡り加盟国を相手に訴訟

委員会は 2002 年 10 月 21 日、加盟国 10 カ国が ELV 指令の国内法への置換を怠ったとする訴訟において、2 番目の重要な措置を講じた。

フィンランド、ルクセンブルグ、イタリア、英国、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フランスおよびベルギーのいずれの国にも、「理由を付けた意見書 (reasoned opinion)」— EU 法

を実施しない国を欧州司法裁判所に訴える場合に委員会が取らねばならない3段階ある手段の二番目 ― が送付された。同意見書は、ELV 指令 2000/53/EC に関して発行された。

リサイクルなどを目的として、自動車メーカーに車の引取りを義務付ける同指令に関して、ヴァルストレム環境担当委員は声明の中で次のように述べている。

「2002 年、EU 諸国が廃車によって生じる廃棄物に関するルールを著しく強化することに合意したのは、大きな前進であった。今後加盟国は、その責任を果たし、政治的意志を行動で実践し、かかる新法の実施に必要な国内法を整備しなければならない。」

また、「同指令は他の廃棄物関連法と同様に、市民および私達すべてが住む環境の双方を守ることを意図したものである」と述べている。「したがって、私は、加盟国がこれらの指令を迅速にかつ正確に実施することを要求する。」

6. EU 企業の社会的責任に関する自主的枠組みを要求

市民社会に関する企業行動の指針となる欧州の枠組みは、自主的なものであること、すべての関係者が合意しそして現行の国際基準を補完するものでなければならない。しかし、同時に、その枠組みは「より詳細なものでなければならない」という意見が、10 月に開催された企業の社会責任（CSR）に関するステークホルダーフォーラムで表明された。さらに、かかる指針は「透明性、開放性ならびに明確な基準」に基づいて策定されなければならない」と、ディアマントプル（Anna Diamantopoulou）雇用・社会問題担当委員はブラッセルで開催された Friends of the Earth Europe（FoEE）の討論フォーラムで述べている。

このことは、委員会が「企業の持続可能な開発への貢献（A business contribution to Sustainable Development）」という副題のついた 2002 年 7 月 2 日付の通達に示した CSR 方針を譲ることはない」と示唆するものである。同文書が公表された後にステークホルダー会議の開催が予定されているが、ギリシャ出身の同委員によると、同会議では欧州

共通の CSR 原則について合意し、お互いの慣行について意見交換し、理想的には「何らかの期限を設ける」はずであるという。また、同フォーラムでの発言によると、委員会はその結果を受け「次なる段階について合意する」という。

全体として、欧州企業が社会および環境に対して責任ある行動を取っていると見なされるためには何ができるのかということについて、一連の指針が生まれることになる。理想を言えば、かかる指針が監査および報告責任を通じて、日常業務および従業員政策から、一般的に「市民社会」と呼ばれる外界に貢献するか、少なくとも説明責任を果たすためのイニシアチブに至るまで、ビジネスのあらゆる側面を包含しなければならない。同通達に至るまで、10 ヶ月以上にわたり業界、環境団体およびその他の利害関係者との協議が続けられた。

これまでのところキーとなっている行き詰まりの原因は、CSR に関する EU の将来の枠組みを強制的なものとするか、自主的かつ企業主導のものとするかという点である。委員会通達の中で勧められているアプローチは、単に「CSR に対するビジネス環境を普及させる」となっており、同委員はこの方針からは逸脱していない。

「委員会の存在は、解決策を押し付けるためにあるのではなく、支援するため…、意識を高め、革新を奨励し、[さらに] ILO 労働基準への適合 [を推進すること] により透明性を高めるためにある」と、同委員は述べている。後者は国連機関である国際労働機関が定める行動規範である。同通達ではさらに、EU の CSR イニシアチブはいかなるものであれ、国連のグローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）や OECD の基準など、国際的イニシアチブを補完するものであると強調している。

同委員は、重複の可能性について懸念する企業の代表に対し、EU 戦略は現行の CSR 規定に「重複するものであってはならない」と答えた。

そこで、EU の枠組みの特徴は何であるかという質問が参加者からあった。同委員は、まず、欧州における「パートナーシップおよび社会との対話」という異なる文化である」と答えた。また、ここで

EU と米国を比較し、CSR の概念は米国で生まれたものであるが、米国の方が「非良心的な」企業が多いと主張した。さらに、自主的なものであれ、法に基づくものであれ、「新たな問題が発生する度に新たな規制が設けられた」から米国企業は CSR 基準を実施してきたのだと述べた。

また重要な点として、EU が持続可能性、競争力を有する統合経済および結束した社会などの課題に対する目標を達成するのに CSR が役立つはずだと考えている。同通達では、すべての EU 政策に CSR の概念を盛り込むよう求めている。

おそらく最も重要な点として、EU 戦略が真に「共通のアプローチ」の基礎を築くものであろうと、同委員は述べながらも、「全員が[それぞれの]利害を追求すれば機能しない」と警告を発した。

「私達は責任ある企業が最善の機能を果たすこと、
[そして CSR は] 慈善 [が本質なの] ではなく、
事業の中核で使用する [べき] ものであることを
示さなければならない」と述べている。「責任ある
行動を取る企業こそ明日の企業である。」

FoEE の会議の何日か前、2002 年 9 月 30 日に、EU 競争力担当閣僚理事会（Competitiveness Council）が、EU は倫理的に健全な企業経営すなわち「コーポレートガバナンス」に関する戦略を持つべきであることに合意した。

当該規定が「最近の企業破綻」に照らして必要であること、また、新しい EU 会社法に関する行動計画に組み込まれるべきであることが、同理事会の会合の結論として発表された。かかる戦略には、拘束力を有する規定と自主的な規定の双方が盛り込まれる可能性があり、「特に、コーポレートガバナンスに関する多くの側面を強化および明確化に繋がるはずである。」

同閣僚理事会は、EU 拡大に直面する EU 圏が一段と効率および協調を高めようとする取組みの直接的成果である。6 月にスペインのセビリアで開催された EU 首脳会談では、EU の閣僚理事会の編成を簡素化することが決定された。その結果として誕生した同閣僚理事会は、かつての域内市場、産業および研究担当閣僚理事会のそれぞれを統合し

た組織である。



II. ドイツ

1. ドイツ新政権、意欲的な気候目標を計画

ドイツは、再選を果たした社会民主党（SPD）と緑の党による連立政権が今後 4 年間の政権に向けた両者の合意の中で定めた意欲的な気候プログラムに基づき、2020 年までに温室効果ガス（GHG）排出量を 1990 年比で 40%削減する意向である。

気候目標はいくつかの専門家委員会、環境研究所、NGO および緑の党から長年要求されていたが、SPD は乗り気ではなかった。しかしながら、9 月末に再選を果たした連立政権の新温暖化政策では、少なくとも 30%削減という EU の国際目標を条件としている。

新気候目標に次ぐものとして、連立政権の合意には――特に、エコ税、原子力発電所の段階的廃止および持続可能な開発可能性に関する国家戦略を導入した過去 4 年間の 1998 年度プログラムと比較した場合――大規模環境プロジェクトが欠けている。かかる政策はすでに軌道に乗っているが、わずか 1 週間で交渉が順調に進んだという 88 ページにおよぶ新合意には、特に同国の気候に関する公約を履行するための興味深く具体的な新政策（今国会に提出予定）が多数含まれている。

新政権はまた、再生可能エネルギーの推進をさらに図ろうとしている。市場インセンティブ・プログラム（Marktanzreiz-Programm）では、新設プラントへの投資が年間 2 億ユーロを超える予定である（2004 年に 2 億ユーロ、2005 年に 2 億 2,000 万ユーロ、2006 年に 2 億 3,000 万ユーロ）。

さらに、左派・緑の党による連立政権は、北海沖風力エネルギーへの民間投資の推進という目的――2006 年までに 500 メガワット、2010 年までに 3,000 メガワットを発電――を実現するために、再生可能エネルギー法（Erneuerbare Energie Gesetz）の修正を意図している。

同国は、全体として 2010 年までに、電力生産および一次エネルギー生産に占める再生エネルギーの割合の倍増（2000 年比で）を目指している。環境相が再生可能エネルギーに対する責任を経済省から引継いだという事実は、目標達成のための取組みを強化するものである。

また今後 5 年間で、再生可能エネルギーに 5 億ユーロを、発展途上国のエネルギー効率化プロジェクトにさらに 5 億ユーロを投資する意向である。

交通分野における GHG 排出量の増加を管理するために、新政権は新価格政策を発表した。人間あるいは物の輸送料金は、公的補助金および環境破壊など外部コストを含む実質コストを反映させるというものである。そのため、政府は 2005 年から列車による輸送に課す付加価値税を半額にする計画である。これにより、鉄道事業者は年間で 4 億ユーロ以上の節約ができる。

また、自動車税（Kraftfahrzeugsteuer）も改正されるとしている。エンジンの排気量ではなく、CO₂ 排出量に基づく税制に改正される。さらに、天然ガスを使用するエンジン搭載車に対する減税が 2020 年まで延長されるとしている。SPD と緑の党は、新設鉄道の敷設にも高速道路と同様に、同額の資金を投資したいとしている。また政府は、この 10 年間で、交通インフラに 900 億ユーロを投資する計画である。最終的に、連立政権は 2015 年までに物の輸送に占める鉄道の割合を 2 倍にする意向である。

新政権の財政は著しい圧力を受けている。同国は今年、おそらく初めて、新たな国の債務に関するマーストリヒト条約の基準を満たすことができなくなるであろう。また、世界経済は今なお混迷状態にある一従って、新政権はコスト削減を図らなければならない。そのため、天然ガス税（エネルギー集約産業が使用するガスに対する税は免除）を 70%増税し、現行の 1 キロワット時 0.34 ユーロから約 0.58 ユーロに引き上げることを計画している。このことにより、ヒーティングオイル税と同様の水準に増税され、気候に優しい天然ガスの推進は終わる。同国は、同措置により年間で 10 億ユーロの歳入増を期待しており、ガス供給業者

の試算によると、典型的な世帯における年間ガス暖房費は約 55 ユーロ増加することになるという。ガス業界および環境 NGO はこの計画に反対しているが、鉱油業界は歓迎している。

連立政権はまた、業界に対するエコ税の適用除外を減らしたいとしている。これは通常税率の 95% にまで及ぶことがしばしばあるので、かかる措置によりエコ税による収入は年間 6 億 2,500 万ユーロ増大する。旧水準で引続き適用除外を期待できるのは、エネルギー集約型の化学業界および金属業界だけである。

ドイツ産業連盟（BDI: Bundesverband der Deutschen Industrie）はこの計画を批判した。BDI のロゴスキー（Michael Rogowski）会長は、「連邦政府は今になって「業界」との気候保護協定を反故にしようとするのか」と反論している。BDI は、業界が自主協定を守ることにより排出量を削減しているにも拘らず、エコ税の増税による打撃を受けるとするのは不公平であると主張している。

業界が 4 年前に苦勞して獲得した免税措置の一部を確実に失うことは明らかなようであるが、エコ税一般の運命は依然として不確かである。1999 年にエコ税が導入された当時、年々少しずつエネルギーコストを増大させる一そして、その資金を社会制度に移行することにより労働コストを引下げ、節減を図るという革新的な構想であった。しかし、1999 年には 5 種類の手段しか採択されなかった一最後の手段は 2003 年 1 月 1 日に施行されることになっている。

連立与党は、1999 年に合意した新しい手段を 2002 年の選挙後に発表。しかし、緑の党は追加手段を講じることに前向きであるが、エコ税が依然として非常に不人気であることから、SPD は同税の継続を躊躇している。連立政権の合意はこの点について極めて曖昧であり、「2004 年、我々は GHG の排出、原油価格、経済発展、ドイツ経済の競争力および社会の受容度を考慮し、エコ税をさらに発展させるのか、どのように発展させるのかを検証するつもりである」と述べている。

Friends Of the Earth のドイツ支部である独環境自然保護連盟（BUND: Bund für Umwelt und

Naturschutz Deutschland)はこの一節について「非常に失望した」と述べている。しかし、この一節は、一般的に信じられているように、同税が静かに消滅していくという考えの信憑性を高めるものである。

新政権は迅速な採択を確実なものとするため、エネルギー産業法（Energiewirtschaftsgesetz）の旧修正案を無修正で新連邦衆議院に上程する。前会期は上院であるドイツ連邦参議院の否決を覆すための時間が残っていなかったために、旧案は成立しなかった。

エネルギーおよび気候政策の他に、連立政権の合意にはいくつかの興味深い環境施策が盛り込まれている。その具体例を以下に示す。

- 産業施設における廃棄物の共同焼却の排出閾値を強化する。
- 住民への騒音対策の「著しい」改善を目的とする空輸騒音保護法（Fluglärmenschutzgesetz）の修正を計画する。
- 国有林を環境に配慮した方法で栽培し、森林管理協議会（FSC: Forest Stewardship Council）の認証を取得する。
- 2002年夏のエルベ川大洪水に対する対策として、海運事業推進のための河川の改築および拡張事業のいくつかを中止するものとする。政府は特にエルベ川についてはすべての拡張計画を中止する意向である。

SPD／緑の党による連立政権の前回の合意に関する経験から、プロジェクトのいくつかは実現しないことが予想される。にもかかわらず、新たな合意は先の合意ほど意欲的な内容とは言えないし、より現実的とも言えない。これまでのところ、合意の中では環境問題についてあまり一般討議がなされていない。これは、やはり連立政権の合意の中で発表された企業税の新たな改革や公的支出の一部削減などが主要な議題となっているからである。しかし、計画の大半に反対する激しいロビー活動が展開されるであろう。また政府は、ドイツ連邦参議院（上院）の多数派である保守勢力の激しい抵抗に直面している。

2. ドイツ、EU 排出権取引に関する方針を変更

ドイツは、もはや欧州二酸化炭素排出権取引制度に関する EU 政策の阻止を計画していない。欧州委員会は、2005 年から EU 全域において、拘束力を有する排出権取引制度を計画しているが、政府はこれまで主要な業界団体の圧力を受け、2012 年まで取引を行わない意向であった。しかし、同国が EU 内で孤立を深める中、そのような方針が変更された。

その結果、シュレーダー首相は、同国が 2012 年まで傍観して最終的な結果を受入れざるを得なくなるよりは、ルールに対して影響力を行使できるよう、今ここで排出権取引に同意した方が良いと判断した。

2002 年 9 月末、首相府と経済省は新たな見解を業界団体に提示した。環境ニュースレターによると、政府は、「プールモデル（Pool-Loesung）」によって魅力を増した排出権取引を業界に受入れさせた。

この計画によると、企業が小グループあるいは部門全体でも、連合組織を構成することができる。即ち、単一排出権取引事業者として活動できるのである。これは同国の現行政策に近いものとなる。ドイツ産業界は、自主協定を通じて部門別に排出量削減に取り組んできたのである。

罰則は定められていないものの、自主協定はこれまでのところ優れた成果をあげており、政府もそれを認めている。さらに、同協定は 2 年前に強化され、さらに意欲的な目標を掲げている。

今度は業界側が意見を表明する番である。BDI やドイツ化学工業会（VCI: Verband der Chemischen Industrie）などの主要業界団体の中には、排出権取引に対する激しい反発がある。これらの業界団体は、この問題についてドイツの新聞などで意見広告を出しているほどである。

鉄鋼産業会（Wirtschaftsvereinigung Stahl）のアメリカリング（Dieter Ameling）会長は、排出権取引が同業界の 2 人に 1 人が雇用を脅かされると主張している。

るということである」と述べている。「これらを分別・修理してブローカーに売却し、中国や南アフリカなど地上回線による電話網が十分に整備されていない国に出荷したり、あるいは使用部品やプラスチックを取り外したりすることもできる。」

2. ミーチャー環境相、ダイオキシン管理について協議

英国政府および管轄機関は 2002 年 10 月 22 日、ダイオキシンの環境への放出を削減するために導入された管理対策を見直すため、公開協議文書を公表した³。

協議の開始に当たり、ミーチャー（M. Meacher）環境相は以下の通り述べた。

「この協議文書には、かかる有害化合物への曝露を削減するために我々が成し遂げた多大な成果が記されているが、まだまだ取組むべきことは多い。これは地球規模の問題であり、英国は共通の目標、即ち当該化合物の放出の削減あるいは排除の達成を目指す多くの国際協定に参加している。従って、我々はこの目標を最も効果的に達成する方法について、あらゆるステークホルダーの見解および意見を求めるものである。」

規制に基づく限定的影響評価と並び、ステークホルダーは、環境および人間のダイオキシンおよびダイオキシン様ポリ塩化ビフェニール（PCB）への曝露を削減するために、さらにどのような対策が必要であるかを検討する場合、「英国の環境に存在するダイオキシンおよびダイオキシン様 PCB（Dioxins and dioxin-like PCBs in the UK Environment）」と題する同文書が注目される。

ダイオキシンは、ほとんどの燃焼プロセスにおいて、意図せずして少量発生する環境汚染物質である。環境中で分解しないで生物体に蓄積される傾向がある。

中でも最も広く研究されているダイオキシンの一つ、2,3,7,8-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin（TCDD）は、動物実験において、様々な有害な影

響を示している。極めて低容量の場合もある。

ダイオキシンおよび PCB はあらゆる食品中から検出され、かかる化合物に人間が曝露するケースの 95% は食品によるものである。また、食品中に高濃度で発見されても、すぐに健康に影響を及ぼすことはない—潜在的リスクは長期的な曝露によるものである。同国では、食品による曝露は過去 20 年間で 75% 減少し、これにより関連する健康リスクも減少した。

3. 英国、廃棄物処理税を引上げ予定

リサイクルおよびコンポスト施設の経費を賄うための廃棄物処理の大幅削減、GHG の 60% 削減を達成するエネルギー政策を、ヨハネスブルグで開催されたサミット後の英国政府アクションリストの最優先事項にすべきであると、ヤング（B. B. Young）環境庁長官（Chief Executive）は 2002 年 10 月 23 日、政府に対して発言した。

同長官は、ブラウン（G. Brown）蔵相に対して積極的に財政優遇措置を活用および擁護するよう警告するとともに、廃棄物税の税収がブラックホールに消えてしまうことなく、持続可能な素材再生および廃棄物処理用施設の開発に確実に使用されるよう同相に求めた。

そして、同庁の「英国環境 2002（Environment UK 2002）」会議で次のように発言した。「環境問題、即ち運転、消費、廃棄の解決策は個人の判断にある。我々は無知、無関心、そして適切な環境行動を奨励すべく不適切な環境行動に課税するなど大胆な措置を恐れるべきではないという広く一般的な考えに打ち勝たなければならない。しかしこれは、人々が容易に環境に配慮できるようにする政策なのである。」

このような発言があった週、様々な新聞報道では、蔵相が近く予定されている秋の声明の中で、2003～2004 年度予算の埋立て税を現行の 1 トン当たり 13 ポンド（20 ユーロ）から約 34 ポンド（53 ユーロ）に引き上げることが約束し、このような警告に応じるであろうと示唆した。

³ 協議文書は、DEFRA のサイト（<http://www.defra.gov.uk/environment/consult/dioxins/index.htm>）を参照のこと。

財務省は長く抵抗していたが、この動きは環境省委託による最近の報告書に示された提言に沿ったものとなる。同国の未整備のリサイクル・インフラを改善するための緊急投資用に、追加税収が計上されるのか、あるいはどれくらい計上されるのかは今後を待たなければならない。

また、蔵相が国内の廃棄物回収に関する新税を提案するとの噂もある。それは、1世帯当たりが週に1つでも超えるゴミ袋に課税するという方法によるものである。かかる手段は、家庭の廃棄物を出す人たちの処分習慣を変えさせ、リサイクルを進めるための措置として奨励される可能性が高い。しかしながら有権者の多くは、それは見せかけにすぎず、廃棄物処分業界に埋立て税の増税コストを家庭の家計に転嫁する手段を与える対策と見なすだろう。

似たような憶測でも同様に、最近アイルランドで適用され大きな成功を収めた税に似たゴミ袋税が同国でも提案されるかもしれない、と示唆している。財務省がこの構想を容認すると考える環境団体はほとんどないし、スーパーマーケットが受入れられるはずがない。同長官はこの点についてはコメントしていない。

4. 英国会計士団体、強制的環境報告を要求

英国勅許管理会計士協会（CIMA: Chartered Institute of Management Accountants）は、2002年9月30日、上場企業のアニュアルレポート or 年次報告書に「原則依拠の」環境報告を本格的に取り入れ、さらに義務付けるべきであると発言した。

CIMA の最高責任者のチャールズ・ティリー（Charles Tilley）氏は「現行の上場要件は、短期主義を具現化したものである」と、同団体の環境会計に関する報告書の公表に際して発言した。「現在一流企業は、環境に及ぼす影響の管理および報告には経営的に意味があることを認識している。」

CIMA を代表する同氏は、原則依拠の環境報告を経営・財務見直しに本格的に取り入れることを要求した。さらに、上場企業にはこれを義務付ける

よう提言している。この見直しは、英国会社法レビュー（UK's Company Law Review）の一環であり、現在独立機関による3年に亘る研究の後に、英国会社法の大幅な改正が進められている。

同国の会計基準は、固定ルール（fixed rules）ではなく原則（principle）に基づいている。そのため企業は、英国会計原則を柔軟性をもって適用できる。また企業は、原則基準の手法の場合、詳細ルール基準の会計制度では問題となりうる抜け道や例外を見つけにくくなる。

同氏は広範な開示を求める圧力の増加とは別に、コスト削減、付加価値、評判の向上およびリスクの識別など、実質的な便益が得られると述べている。

例えば、米国バクスター・ヘルスケア社が数年をかけて環境財務諸表の方法を構築したこと、廃棄物減量や省エネなどの節約が環境関連支出を上回ったことに言及した。もちろんコスト削減は企業によって異なるであろう。

また付加価値については、環境報告により企業経営に対する意識や消費者の支持が高まる、と述べている。多くの企業、例えば、「ナイキやシェルのイル」などが、反グローバル化や環境保護を訴える抗議にあって苦労している。

同氏は、「長期的に、このような課題に取り組まない企業は、絶対に未来の企業になりえない」と述べている。

ミーチャー環境相もこの公表の場で発言したが、会計士はビジネスコストを見直し、資源の生産性を向上させる機会を強調するという独特の立場にあると述べた。

また、「会計士は、原材料と光熱費の低投入、さらに汚染と廃棄物の削減により、物とサービスの生産を増やす道筋を示すことができる」と述べている。「資源の生産性を向上させるとビジネス効率が高められ—そして、利益を拡大できる。」

ティリー氏はまた、CIMA は英国の金融規制当局である金融サービス機構（FSA: Financial Services

在が人間の健康または環境に危険性がないと判断される場合には適用除外となる。

しかしながら、政府の計画では、農業、食品加工、医療、観光部門の企業には適用除外は認められないという。

2. 政府、環境税控除の終了日を延長

フランスの新保守政権は、2003 年度予算において新エコ税あるいは主要な環境イニシアチブを導入するとは予想されていなかったが、2002 年 9 月 25 日、企業に一段と環境に配慮した持続可能な行動を奨励する目的で、前連立政権の緑の党が創設した一連の税控除を延長するとして、観測筋を驚かせた。

同措置は 2002 年末に満了する予定であったが、2005 年まで延長されることになった。同措置の内容は、暖房プログラムなどの集合住宅における特定インフラ整備プロジェクトに対する 15%の税控除や、暖房コスト削減を目的とする住宅改良に対する付加価値税の減税などである。

メール（F. Mer）経済・財政・産業相が提出した予算案によると、この 2 つの措置を延長するコストは、2004 年以降 1 億 2,500 万ユーロと推定される。

同様に 2003 年の予算案では、2005 年末まで、「クリーン」車を購入する、あるいは従来の車をクリーン燃料に買い替える個人あるいは法人に対する税控除も延長している。クリーン車とは、電気、LPG、天然ガス、またはこれらの燃料とガソリンの混合燃料を利用するハイブリッドエンジンから動力を得る車と定義される。

政府の発表によると、1,525 ユーロから 2,300 ユーロの控除延長により、2004 年以降 3,100 万ユーロかかるという。

また 2006 年まで、企業に「クリーン」車や、サウンドウォールなどその他の環境インフラの購入を奨励し、総購入費を 12 ヶ月間にわたり加速償却することを認めるという、1999 年に創設された特別償却制度を延長する。

予算案とともに明らかにされた数字によると、エコロジー・持続可能開発省の財源は 2003 年には 0.2%減少し 7 億 6,800 万ユーロになるが、雇用は 3,476 名のまま変わらない。

3. フランスの業界団体および企業、GHG 排出の監視団体を創設

3 つの主要業界団体およびフランスの大手企業 20 社は、2002 年 10 月 16 日、現在起草工程の最終段階にある GHG 排出を削減するための民間部門の自主的イニシアチブの遵守を監視・評価する新組織を発足した。

温暖化による影響を削減するための企業連盟（AERES: l' Association des Entreprises pour la Réduction de l' Effet de Serre）は、厳格な規制ではなく自主的行動を同国の気候変動対策計画の柱とするよう政府に働きかけようという企業グループが最近組織したものである。

国連気候変動枠組み条約の京都議定書は、EU 加盟 15 カ国が 2008 年～2012 年の間に、基準となる 1990 年比で 6 種類の GHG の排出量を 8%削減するよう義務付けている。

議定書で対象としている GHG は CO₂、メタン、酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄である。

同国は EU の共同負担プログラムに基づき、2008 年～2012 年の期間に排出量を 1990 年水準に維持することを義務付けられている。歴史的経済成長パターンを維持すると仮定し、同義務により、実施期間末までの最終的な最低削減量として、1,600 万トン以上の炭素排出量を削減することを意味する。

GHG 排出削減の大半は公的部門、そして民間部門の大企業により達成されるであろうということ、専門家の考えも一致している。

産業界の大規模汚染企業の一部を代表するロビー団体――主として、フランス企業運動（MEDEF: Mouvement des Entreprises de France）、フランス民間企業協会（AFEP: Association Française des

Entreprises Privées）、環境保護企業（EPE: Entreprises pour l' Environnement）ーは、2001 年後半より、GHG 排出量を自主的に削減するための拘束力を有する公約と排出権取引制度の実施を組み合わせる計画について交渉を続けている。

自主的 GHG 排出量削減制度への参加希望企業は、議定書が対象とする 6 種類のガスすべてについて、2003 年の前半期末までに詳細な目標を政府に提出しなければならない。

この計画によると、2008 年～2012 年の期間にさらなる削減を段階的に進めることを考慮に入れ、初回の GHG 削減義務は 2003 年～2004 年と 2005 年～2007 年の 2 期に分けられる。

自主的公約の遵守については、新設組織 AERES が公的部門および民間部門の専門家により構成される監視委員会を設けて監視する。

AERES 計画によると、自主的 GHG 排出量削減目標を達成できない企業には、まだ不確定であるが制裁が課せられ、その収益が中小企業の排出削減に関する研究開発援助に活用されるという。

政府は、この民間部門のイニシアチブにゴーサインを与えた。しかしながら、バシェロ(R. Bachelot) エコロジー・持続可能開発相は、折に触れ、企業は生産技術への投資および改善を GHG 排出削減の取組みの柱に据えるべきであると述べている。

同相は、排出権取引および、議定書に概要が示されたその他のいわゆる柔軟なメカニズムの活用など他の活動は、企業活動の中での GHG 排出量削減より優先すべきではないと述べている。

さらに、この民間部門主導の計画は、2005 年から汎ヨーロッパの排出権取引創設を求める EU 指令を国内で本格的実施するための道筋をつけるものである。この新自主計画で蓄積された排出権に関するデータおよび取引行動は、政府が 2004 年に排出権の割当量を定める際に考慮されると述べている。



V. デンマーク

1. 政府、2003 年、潜在的内分泌攪乱物質を国家有毒物リストに追加

政府は 2003 年、議会の環境委員会の助言により、国家化学物質勧告リストに含まれる内分泌攪乱性を有する可能性のある物質の数を増加するという。

この措置に先立つ 2001 年秋、デンマークの 2 つの水域でメスの生物特性を有するオスの魚が発見された。この発見をきっかけに、国民は国内の化学物質汚染調査を強く求めた。

議会の環境・地域計画委員会は同リストに 5 種類の化学物質の追加を提案したが、同委員会のアイヴィンド・ヴェッセルボ(Eyvind Vesselbo) 委員長によると、現在同委員会は国家化学物質戦略に取り組んでおり、内分泌攪乱物質に関してなお一層の規制を促す可能性があるという。

また、同戦略は、2003 年 3 月 31 日までに、シュミット(H. C. Schmidt) 環境相に提出される予定であると述べている。

同委員会は、2002 年 9 月 13 日、内分泌攪乱特性を有する可能性があるとして、同国の「望ましくない物質リスト」に当該物質を追加することを提言した内分泌攪乱物質報告書を発行した。この 5 種類の化学物質とは、スチレン、ビスフェノール A、3,4-ジクロロアニリン、レゾルシノールと 4-ニトロトルエンである。

スチレンは、石油および天然ガスの副生成物であり、食品容器や包装材の製造に使用される。また、車、ボート、コンピュータやその他の製品にも使用されている。3,4-ジクロロアニリンという化学物質は、化学産業では、特にフェニールウレア除草剤製造の中間物質として使用されている。レゾルシノールは、にきび、脂漏性皮膚炎、湿疹、乾癬やその他の皮膚疾患の治療に使用される局部用水薬に使用される化合物であるが、4-ニトロトルエンは主として、着色剤の製造過程で中間物質の製造に使用される。また、さらに少量になるが、農業、医薬、ゴムなどの化学物質の製造にも使用される。

環境委員会の書記（Secretary）の Lisbeth Mørk 女史によると、委員の多数が当該物質をリストに追加することを支持したが、個々の委員は追加措置を強く求めたという。同女史によると、かかる追加措置が 2003 年 3 月の報告書に追加される可能性があるという。

同リストは、政府が長期的に「製造の中止または減少を望む物質」として、化学物質メーカーおよび輸入業者に対する「勧告」となるものである。同リストは業界に対する「シグナル」を発するものであるが、当該物質のメーカーや輸入業者を規制するものではないと、同女史は述べている。

これらの追加により、加盟国である同国が作成する物質リストには、内分泌攪乱性を有する可能性のある EU「候補」物質リストに含まれる 66 種類の物質が全て含まれることになる。政府は、2003 年初頭、同リストの更新時に同物質を追加すると、Lisbeth Mørk 女史は述べた。

同国の主要化学物質輸入業者による団体は、環境および一般の人々の健康を有害物質から確実に保護することを望むが、然るべき科学研究により有害物質であることが証明されるまでは物質が絶対に規制されないよう望むと発表している。また、同女史は、化学物質による汚染に国境はないので、かかる科学的調査は EU 全域レベルで実施するのが最も良いのではないかと述べている。

同国の望ましくない物質リストは 1998 年に初めて作成され、最近では 2000 年に更新されている。

2. 製品のクリーン化：デンマーク企業、自らの経験と IPP とを関連づける

「競争優位への新たな道筋」と題する新しい出版物の中で、異業種のデンマーク企業 14 社が、よりクリーンな製品の開発、製造、販売に関するそれぞれの取組みについて語っている⁴。さらに、同出版物には、製品、市場および環境パフォーマンスに関する優れた 10 項目の助言が紹介されている。このような助言はデンマーク企業 40 社とのインタビューに基づくものである。また、どのよ

うに環境に対する配慮を競争優位への新たな道筋にすることができるかが説明されている。

企業の経験が特に示唆している内容を以下に示す。

- ・ 環境に関する協調的取組みは、企業および製品イメージに対する長期的投資とみなすべきである。
- ・ 企業の環境パフォーマンスの文書化は、信頼性と責任の象徴である。
- ・ エコラベルやその他の環境情報は、消費者とのコミュニケーションを促進する。
- ・ 文書による裏付のある環境対策が、製品チェーンにおいてますます要求されるようになってきている。

また、揺りかごから墓場まで、すべての段階に環境評価を統合するデンマーク当局の取組みを簡単に要約し、関連する手法および文献の参照も掲載している。



VI. スウェーデン

1. 政府、二酸化炭素税および電力税を引上げの意向

環境ニュースレターによると、スウェーデンの社会民主党主導政権は 9 月の選挙に勝利して以降、同国の環境税制の変更を計画している。

政府は、二酸化炭素税および電力税の引上げなどいくつかの税制変更と、所得税および法人税による税収のうち 3 億 360 万ユーロ（3 億ドル）を環境改善の財源に移すことを要求しようとしている。

政府筋によると、政府はまた、大都市における車の排ガスを削減することと、環境省の幹部に緑の党から顧問を加えることを要求するという。

パーション（Göran Persson）首相は 1996 年から首相の座にあるが、2002 年 10 月 2 日、349 議席

⁴ 同出版物については、以下のサイトを参照すること。
<http://www.mst.dk/homepage/default.asp?Sub=http://www.mst.dk/udgiv/publications/2002/87-7972-314-4/html/>

を有するスウェーデン議会が、174 票対 158 票で、野党議員のリーダーである Bo Lundgren が提案した不信任投票を拒否したので、首相の座を保持することができた。緑の党の議員は 17 名全員が棄権した。スウェーデン法では、政権を排除するには議会の過半数の不信任が必要である。

2002 年 9 月 15 日の選挙の後に不信任投票が行われた。同選挙ではパーション首相の社会民主党が多数派を占めたものの、議席の過半数には至らなかった。したがって同党は、政権を維持するためには少なくとも他の党から暗黙の支持が必要であった。その必要とされた支持を提供したのが左翼党と緑の党であった。

選挙直後、緑の党の議員が支援の見返りに、閣僚のポジションを 3 つーおそらく、環境相のポストを含めてー要求した。

同首相はこの提案を拒否したが、2 週間に及ぶ交渉期間中に歩み寄りがあった。緑の党は 2002 年 9 月 15 日の選挙では 4.6% の得票数にすぎなかったが、社会民主党を説得し、121 項目にわたる新政府事業計画に緑の党の環境目標をいくつか取り入れさせた。

また緑の党は、3 つの省において上級ポジションを 8 つ獲得した。その中には、環境省の幹部ポジションが 2～3 含まれている。このようなポジションを得たことで、環境保護を第一の信条とする緑の党は、連邦政府の官僚制度への直接参入ができ、政府の研究、思考および交渉に関する知識を直に得ることになる可能性が高い。

政府の事業計画は、いくつかの項目が追加された後、2002 年 10 月 4 日に最終的なものとなった。二酸化炭素税および電力税の変更の他に、同事業計画に盛り込まれた具体的な項目を以下に示す。

交通量が多い時間帯あるいは汚染がひどい時間帯に、都心部への自動車の乗り入れを禁止または制限する権限を地方自治体に与える法改正

- ・ 地域電車ネットワークへの投資拡大など、環境に間接的に良い影響を及ぼすインフラの整備
- ・ ODA 拡大。環境プロジェクトを含む可能性あ

り

- ・ 原子力発電所廃炉に対する関心の喚起。
- ・ バルト海のスウェーデン領海およびスウェーデン西岸部沖のスウェーデン・ノルウェー・デンマークに囲まれた水域におけるタラ漁の休止。



VII. オランダ

1. 政府、京都議定書および国内法と EU 法との整合性に重点的予算配分を提案

オランダの新内閣は、2002 年 9 月 17 日、住宅・国土計画・環境省に対して政府が京都議定書の公約を達成し、同国の環境法規と EU 法規との整合性をさらに図るための予算として 35 億ユーロを提案した。

総額 1,328 億ユーロの国家予算の一部を占める環境省の予算は、新政権が前政権に比べ、規制による政策ではなく自主協定に依存することを示唆している。2002 年は政府予算が 1,292 億ユーロで、そのうち 34 億ユーロが住宅・環境省に配分された。

また今回の予算は、政府が環境、エネルギー、技術に関する補助金の利用を減らし、自動車の使用状況に応じてドライバーに課税するという可変的的道路課金システム (variable road pricing system) の導入計画を棚上げすることを示唆している。同予算案は、2002 年 7 月 4 日に下院に送られた連立政権の合意に定める規定を実施するものである。新政権はキリスト教民主同盟 (CDA)、2 つの保守党であるリスト・オブ・ピム・フォートイン党 (LPF) と自由民主国民党 (VVD) が構成し、2002 年 7 月 22 日に発足した。

下院は 2002 年 11 月 6 日に予算を審議する。政府は 2002 年 10 月末には、環境政策実施に関する覚書 (Implementation Memorandum on Environmental Policy) を公表した。その中で環境施策の詳細について詳しく説明した。

同国は、同予算に従い、京都議定書に基づく義務を履行する。議定書の定めにより、2008 年～2012 年の期間までに GHG 排出量を 1990 年比で 6%削減しなければならない。

しかしながら、政府が道路料金制度の棚上げや環境・エネルギー補助金の制限を決定したということは、新政策により生じた GHG 排出量の増加分を相殺するための追加措置を発表しなければならないということである。同措置は近く発表される実施に関する覚書の中で詳述される。

政府はまた、予算発表の中で、環境大臣の地位は大臣（minister）ではなく、政策担当国務大臣（secretary）が管理すると述べている。Peter van Geel 環境担当国務大臣は、カンブ（Henk Kamp）住宅・国土開発・環境（VROM）大臣の下で職務を遂行することになる。

予算案の別の箇所では、企業を対象とする 3 つの環境投資プログラムを廃止したと述べている。VAMIL（任意償却環境投資－willekeurige afschrijving milieu-investeringen）、MIA（環境投資控除／milieu-investeringsaftrek）と EIA（エネルギー投資控除－energie-investeringsaftrek）の 3 プログラムである。

政府によると、かかる財政優遇措置は環境活動を刺激することなく、むしろ優遇政策がなければなかったであろう投資に使用されたという。政府はさらに限定的なインセンティブに関する調査を計画している。

新内閣は、2003 年までに 2 つの「グリーンエネルギー」規制の改変を計画していると発表した。かかる規制－製造者規制と消費者規制－は前政権が策定し、風力・太陽・バイオマスエネルギーによる電力の生産および活用を促進することが目的であった。

前政権は、製造者規制によりグリーンエネルギーの生産者に減税を認めることで同国における新規グリーンエネルギー・プロジェクトを奨励しようとした。しかしながら最近の調査によると、この規制の恩恵を最も受けたのは、既存の海外エネルギー生産であることが明らかになった。

消費者に対するグリーンエネルギー規制はいわゆるエコ税であるが、現在グリーンエネルギーの消費者は、100%免税されている。

この免税措置のため、持続的電気の価格は化石燃料や原子力によって生産されるエネルギーの価格と等しい。政府はおそらく、税の減免規模を 100%から 50%に下げると思われる。政府が 10 月に税制計画を、そして 11 月に環境品質電力生産に関する法案を下院に上程する時には、詳細が明らかになると思われる。

同国最大の経営者団体であるオランダ産業・経営者連合（the Confederation of Netherlands Industry and Employers）は、2003 年度の予算案に対する歓迎の意を表した。

同連合の環境問題担当ディレクターWiel Klerken氏は、2002 年 9 月 30 日、同連合が EU 要件を上回る措置を講ずるのではなく、同国の環境政策を欧州政策により近似化させようとする政府の計画を支持すると発言した。そして、かつての EU 要件を上回る決定は産業界の競争力に影響を及ぼしたと述べている。

次に、同連合は協定の継続を支持すると述べている。同氏によると、かかる自主協定により、産業界は資金を節約しながら、環境問題に対する建設的解決策を求めるようになったという。また、新内閣が策定した環境計画の資金的基盤を評価した。

しかしながら、オランダ自然環境協会（SNM: the Dutch Society of Nature and Environment）は、新政権の輸送分野における決定に懸念を表明した。

SNM は 2002 年 9 月 17 日の声明で、政府がグリーン投資の魅力が褪せるような決定をしたので、消費者が、意思決定において、持続可能性を配慮するインセンティブも弱まることを指摘している。

政府がラッシュアワー対策の新車線への支出を増額する一方で、公共輸送システムへの支出を削減するという決定は、消費者が自家用車をより頻繁に使用することを奨励するものであり、汚染問題を増やすことになる。

新政権はラッシュアワー対策の新車線に 3 億 8,000 万ユーロを支出する。

2. 政府の退陣により、環境政策の行方が混迷化

2002 年 10 月 16 日、オランダ新連立政権は、政権発足後わずか 87 日で退陣し、同国の環境政策の方向性が不安化した（前述の 1. を参照）。

連立政権の退陣は、ハインスブルック（H. Heinsbroek）経済大臣とボムホフ（E. Bomhoff）保健・福祉・スポーツ大臣との個人的対立が原因であった。両大臣はいずれも LPF の党員である。

政治的対立ではなかったため、下院は 11 月、2003 年度予算を引続き審議していく。下院の新たな選挙は、2003 年 1 月 22 日に予定されている。

バルケネンデ首相率いる新政権は 2002 年 7 月 22 日に発足し、同首相が 2002 年 7 月 4 日に下院に示した連立政権の合意は、規制緩和、自主協定およびコスト削減策を重視した内容で、前政権に比べて環境問題の優先順位を下げる計画を示すものであった（前述の 1. を参照）。

ある環境議員は、内閣の辞職は、オランダ環境政策に関する限り、良い展開となるかもしれないと述べている。

2002 年 9 月 17 日、同内閣は VROM に対して 35 億ユーロの予算を提案した。これは、2002 年 11 月 7 日に審議される予定である（前述の 1. を参照）。

内閣の崩壊は、前連立各党である CDA、LPF、VVD に予算交渉の自由度を与えている。LPF は案件ごとにその方針を決めると明言している。

同内閣の早期辞職したことで、下院に、意見の分かれる問題について行動する機会を与えている。例えば前内閣の、「持続可能な投資」、騒音や大気汚染に取り組むより交通渋滞を緩和することを重視する「モビリティ政策」ならびに環境、エネルギー、技術に関する連邦補助金の受給措置などの廃止提案などである。

さらに、バルケネンデ政権の環境政策の実施に関する覚書—2002 年 10 月にすでに公表され、新政権の環境計画の詳細が述べられている—は、予定通り、環境予算の審議までに作成される。

とりわけ、同覚書は、オランダが京都議定書の義務を履行するのに必要とされる追加対策の概要を示している。同国は、京都議定書の定めにより、2008～2012 年の期間までに GHG 排出量を 1990 年比で 6%削減しなければならない。

3. 土壌中のアスベストに関する新基準を策定

退陣する van Geel VROM 担当国務大臣と、Mark Rutte 社会・雇用担当国務大臣は、アスベスト土壌汚染問題へのより効果的なアプローチを可能とする政策を策定中である。両国務大臣はまもなく、土壌および破碎された解体廃棄物に含まれるアスベストに関する現行基準の修正を提案する。アスベストに汚染された土壌および破碎された解体廃棄物に関するパッケージ要件も適合される。これらの変更の根本原則は、大気中アスベストの目標値を超えないということである。新政策は 2003 年度中に公表される。

執行：

アスベストに関する規則の遵守および執行が有るべき姿になっていないことは前から認識されていた。そのため、両国務大臣は執行の体系的改善を支持しているのである。これに関連して注目すべき点は、アスベスト規制の執行に関係する各種機関の協力体制強化である（主として地方当局、州当局、労働検査局（Labor Inspectorate）、住宅・国土計画・環境検査局、輸送・公共事業・水道管理検査局）。従って、両国務大臣は、執行機関が緊密に協力するチェーン・エンフォースメント（chain enforcement）の可能性を検討したいとしている。この仕組みは、すでに爆発物規制の執行において採用されている。

解体以外の場合：

両国務大臣は、解体の場合を除き 2000 年に発表されたアスベスト調査義務の廃止を決定した。この義務が要求されると、解体予定のない約 60,000 戸の既存の建物において、アスベスト調査およびアスベスト汚染除去を実施しなければならなくな

ったであろう。かかる義務が一般の人々の健康に与える利点として考えられることは、非常に限られているようである。現行規則の執行強化および遵守改善により、一般の人々の健康および環境に与える利点が高まる。また、解体していない場合にアスベスト調査義務を導入すると、建物の所有者、政府や地方自治体に相当の費用（約 10 億ユーロ）を負担させることになるであろう。

アスベスト除去条例の見直し：

アスベスト除去条例には、解体および修繕の前に実施しなければならないアスベスト調査や、建物をはじめ、例えば自動車や道路からのアスベスト除去に関する規制が含まれている。同条例は現在見直し中である。見直しの重要なポイントは、アスベスト除去およびアスベスト調査を実施する企業の認証制度の修正である。この点に関して、民間部門との協議が行なわれている。また、変更は、現在策定中の政府の基準認証に関する方針に適合するものでなければならない。従って、アスベスト除去条例の見直しは予定より遅れている。2004 年度中には発効する予定である。

条例が見直されると、解体および修繕の前に実施されるアスベスト調査が増える。これは調査義務の免除が得にくくなるからである。さらに、建物のアスベスト除去規制違反に対する罰則も強化される。

4. 閣僚評議会、持続可能な開発に関する行動プログラムを承認

オランダの閣僚評議会（Council of Ministers）は、「エネルギーの持続可能な開発可能性（Duurzame Daadkracht）」と題する「持続可能な開発に関する行動プログラム」を承認した。この行動プログラムは、国際戦略と国内戦略によって構成され、いかにして政府が、昨秋ヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界サミットでの合意を具体化するかを詳しく説明している。

政府は、国際戦略を実現するために、当初年間 3,000 万ユーロを計上する。また同国は、多くのパートナーシップ—政府、企業、国際機関および NGO との連携—に参加する。同国は、企業や NGO がノウハウ、経験および資金面で貢献してくれるという理由から、これらのパートナーシップ

を重視している。

国際戦略は、国連事務総長が優先課題と指定する 5 つのテーマ、即ち水、エネルギー、健康、農業および生物多様性を重視した、一貫性のある具体的政策パッケージにまで及んでいる。また政府は、持続可能な開発の達成、特に貧困対策にさらに貢献するという理由から、このリストに通商と投資を追加しようとしている。

ヨハネスブルグでの合意は、2000 年 9 月のミレニアムサミットで提示された貧困対策に関連する目標、2002 年 3 月にモンレーで開催された国連開発資金国際会議での開発融資拡大に関する合意ならびに現在行なわれている WTO 貿易交渉ラウンドとも密接に繋がっている。政府は、毎年、行動プログラムの進捗状況を報告する。

行動プログラムの国家戦略の詳細は、今後数ヶ月にわたり、市民社会、民間部門、地方当局および州当局との緊密な協議を通じて策定される。一般調査、政府政策レビュー、社会経済審議会勧告、自然と環境に関する研究を推進する審議会、政府政策に関する科学審議会が中心となってこの作業を進める。政府は、2003 年春にはこの国家戦略の準備完了を目指している。

＜本モニタリング情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

連載 米国における環境関連動向

～在ワシントン／コンサルタントによるモニタリング情報⑱

【今月号のまとめ】

米国大手メーカーは、環境団体より「欧州ではテイクバック・サービスを行う一方、規制が緩やかな米国内においてリサイクルを積極的に行わないダブルスタンダードを持っている」との批判を頻繁に受けている。実際、米国では一般消費者を対象としたテイクバック・サービスの導入は、欧州など海外での対策に比べると全体的に立ち遅れている。

しかしながら、大手メーカーを中心に米国内に見合った対策の導入は段階的ではあるが進んでいることも確かである。特に HP (Hewlett Packard) は 2002 年 12 月初めに、消費者製品購入時のリサイクル費徴収を義務付けるとしたカリフォルニア州法案を支持する立場を表明し、今後、購入時徴収のメーカーによるテイクバック・サービスが浸透する兆しを見せている。

本報告では、米 IT メーカーでは最も環境対策が進んでいると言われている HP と IBM に焦点を絞って両社の環境政策およびリサイクル・プログラムをまとめた。

I. HP

1) 環境方針 180 度の転換

2002 年 12 月始め、HP (Hewlett Packard) 社は「カリフォルニア州のエレクトロニクス・リサイクル規制を支持する」とした発表を行い、関係者の間で大きなニュースとなった。カリフォルニア州ではバイロン・シャー州議会上院議員（サンノゼ選出 民主党）のリーダーシップの下、「コンピュータおよび TV を、リサイクル費用 10 ドルを加算して販売することを義務化する」法案を成立させる動きが出ていた。同法案は州法であり、したがってカリフォルニア州だけが対象となるため、メーカーら業界側は、①「コンピュータと TV、その他エレクトロニクス製品の価格が上昇する」、②「消費者は追加コストを避けるためカリフォルニア州以外で製品購入を行うようになり同州の流通・販売業者にとって不利」、③「州ごとに異なるリサイクル法案が採択されるとメーカー側の負担が増える」として同法案に対し強硬に反対していた。同法案を廃案に持ち込むためシリコンバレーのロビ

イスト達は一斉に州議会に働きかけ、その中でも HP のキャリー・フィオリーナ CEO は直接、積極的にグレイ・ディビス・カリフォルニア州知事に働きかけていたことでも知られていた。業界側の積極的なロビー活動が効を奏し、2002 年 10 月にはディビス州知事が同法案に対して拒否権を行使したため、同法案は一時的に闇に葬られた。

しかしながら今回、HP が一転してリサイクル法案支持に回ったことにより、カリフォルニア州におけるリサイクル法案が復活する兆しを見せている。HP の発表を受け、シャー州上院議員は 10 月廃案となった「リサイクル・コストを販売価格に盛り込むことを義務付ける」法案を州議会に再提出すると見られている。カリフォルニア州では、エレクトロニクス・リサイクル法案の議会への提出が全米で最も積極的に行われており、同案件では全米のモデル州となりつつある。業界団体の米国電子工業会 (EIA) によると、2001 年度においては全米で 24 州がカリフォルニア州と同様のエレクトロニクス・リサイクル法を制定している。

トロンクス廃棄物規制法案が審議されたといい、その数は上昇傾向にあるという。

このような州の動きが多数派となれば、州法が圧力をかける形で連邦議会が連邦規制に向けて動き出す可能性も出てくる。そうなった場合にはカリフォルニア州リサイクル法案が連邦規制の雛型となるとも見られている。実際、マイク・トンプソン連邦下院議員（カリフォルニア州ナバ選出 民主党）は、2002 年初めにカリフォルニア州案とほぼ同様の内容の連邦規制案を提出し、論議が連邦レベルにまで拡大されるものと見られている。同法案は、カリフォルニア州法案よりも一歩踏み込んだ形で、ブラウン管に限らず、環境汚染の恐れがあるエレクトロニクス廃棄物すべてが対象となる。

HP と、同社に買収された Compaq を合わせると PC およびエレクトロニクス機器メーカーとして世界最大規模となると言われており、今回の HP の発表によって業界全体に大きな影響が及ぼされるものと関係者は見ている。HP リサイクル方針転換のきっかけとなったのが、米国で大ニュースとなった中国への PC 廃棄物問題であると言われている¹。同問題は、環境団体から一般市民、メーカー・再販業者などの産業関係者、政府間の、米国世論全体を取り込んだ大論争を巻き起こし、米国全体における PC リサイクル問題に一石を投じる結果となった。米世論の風向きが変わったことを察知した HP が、いわば世論に押されて環境方針を転換したものと見られている。

今まで米ハイテク業界は、自発的なリサイクルプログラムを実施することにより政府による規制をけん制してきた。またリサイクル費も、製品購入時ではなく、廃棄時の徴収を推していた。しかし HP のリサイクル規制支持により、業界の規制化に対する抵抗がある程度和らぐのではないかと関係者は見ている。カリフォルニア州法案では消費者が製品購入時にリサイクルコスト 10 ドルを支払

い、徴収されたリサイクルコストは州のリサイクル活動に当てられることになっている。したがってこのような方策が主流となれば、PC や TV、携帯電話の価格が上昇するものと見られている。これに対しシャー上院議員は「消費者は環境問題を深刻に捉えており、10 ドル余計に支払うことに何ら意義を唱えるはずはない」としている。とはいえ、HP が明らかに支持を表明しているのは PC と TV のブラウン管リサイクルのみであり、リサイクル対象をブラウン管以外のエレクトロニクス製品にも拡大しようとするトンプソン下院議員による動きには明らかに懸念を表明している。

2) リサイクル対策

HP の今後の動きに米 IT 業界は多少戸惑いを見せているものの、今回の発表はまったくの青天の霹靂と言うわけではなく、同社の環境への前向きな姿勢は業界でも以前より認識されていた。HP は、2002 年 7 月に「社会・環境責任：革新、地域社会、持続可能性（Social and Environmental Responsibility Report: innovation, community, sustainability）」と題された報告書を作成し、この中で同社の環境戦略について明らかにしている。報告書の文頭でフィオリナ CEO は、「効率性の高い製品と独創的なリサイクル・システムによって、HP は地球環境の保護においてリーダーシップを取って行く」と述べている。同報告書において HP が行っている PC ハードウェアおよびプリンター備品リサイクルの概要をまとめている。以下に HP の主なリサイクル対策をまとめた。

➤ PC ハードウェア

HP は、「Planet Partners」と呼ばれる PC リサイクル・プログラムを実施しており、廃品を HP が引取り、費用はユーザーが負担するテイクバック・サービスを展開している。大手企業顧客および OEM に返却された不良品・売残り製品が主な対象であるが、消費者に対してもコンピュータ・ハードウェアのテイクバック・サービスを行っている。HP が回収する廃品は、大手企業からのものが約 80%を占め、一般消費者および中小企業から回収された廃品は約 20%に留まっているものの、その

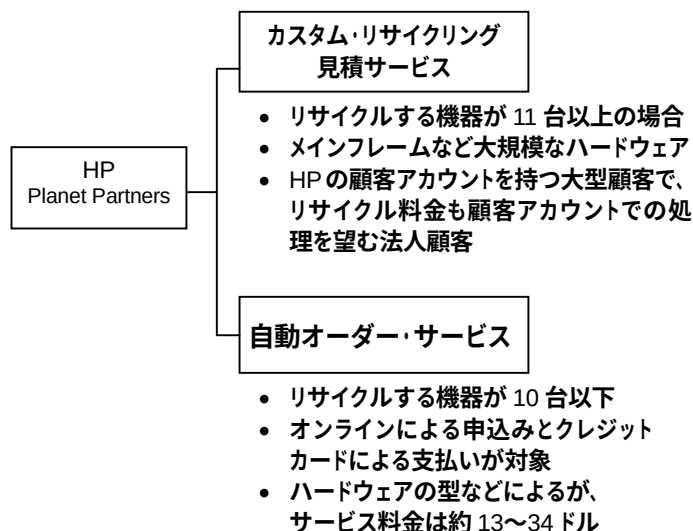
¹ Basel Action Network から環境団体が 2002 年 2 月に発表した報告書によって、米国内の廃棄コンピュータが中国の寒村に大量放置され環境汚染を引き起こしていることが明らかになった。

割合は増えてきているという²。リサイクルするコンピュータは HP 製のものと限られておらず、機器の型や規模などによって消費者が支払うリサイクル費も異なっている。

同プログラムは大きく分けて、コンピュータ 11 台以上の法人向け「カスタム・リサイクリング見積サービス (Custom Recycling Quote Service)」と、10 台以下の個人消費者向けの「自動オーダー (Automated Order)」とがある。どちらに関してもオンラインで引取りの申込みを行うことができ、電子メールで引取りの日時およびハードウェアの個数などの確認を行うことができる。通常、申込みから 2、3 日で引取りに来てくれることになっている。

以下に両サービスの概要を示す。

図表 1： HP の Planet Partners テイクバック・サービス



出典：HP の情報を元にワシントンコアにて作成

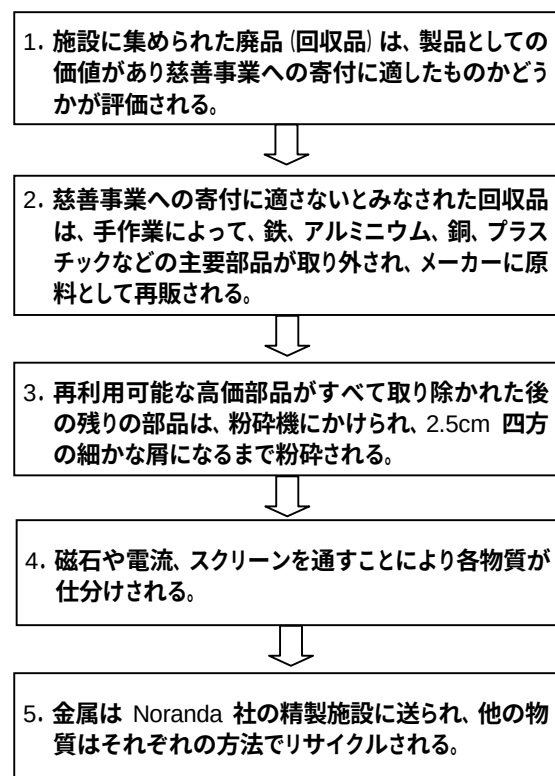
➤ リサイクル施設と過程

以上の過程を経て収集された PC 廃品は、カリフォルニア州ローズヴィルとテネシー州ラバーニューある HP のリサイクル施設において仕分けされ、リサイクル作業が行われる。HP は、同リサイクル施設において、HP および他社製のコンピュータ、モ

ニター、プリンター、サーバー、その他周辺機器のリサイクルを行っている。同施設は、HP と、カナダの採鉱会社 Noranda の子会社である Micrometallics とのパートナーシップによって運営されている。HP は同施設にて収集された廃品が海外に輸出され破棄されることを禁じる社内規則を設定しており、また、地元地域において積極的にハンディキャップを持つ人々を雇用するなど、同施設によるリサイクル過程は、環境団体から「産業界の規範」と賞されるなど高い評価を得ている。

カリフォルニア州ローズヴィルのリサイクル施設は 1997 年に開設されて以来、毎月約 300–400 万ポンドのコンピュータおよびモニター、プリンターなどの処理を行っているという³。HP は、同施設の運営によって利益は一切得ておらず、また得る意図もない、としている。

図表 2： HP リサイクル過程



出典：HP の情報を元にワシントンコアにて作成

² San Diego Union-Tribune, December 9, 2002

³ San Jose Mercury News, November 26, 2002

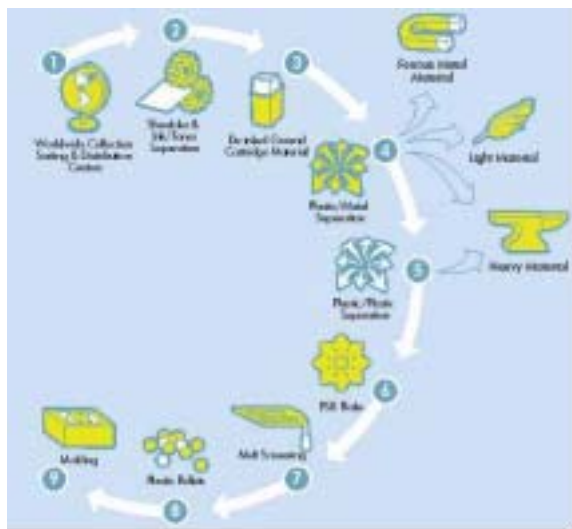
➤ プリンター用カートリッジ

HP は、インクジェット・プリンターおよびレーザー・プリンターのインク・カートリッジのリサイクルを 1992 年より行っている。HP によると、米国において HP によって販売されているインク・カートリッジ全体の約 18% が自社リサイクルされているという⁴。同プログラムも、100 個以上のカートリッジを対象とした大規模企業向け「大規模返却 (Large Volume Returns)」と、それ以下の小規模返却を対象とした「小規模返却 (Small Volume Returns)」とに分かれている。

「大規模返却」の場合は、HP の無料通話番号に電話すると、梱包および引取り・配送サービスが無料で提供される。「小規模返却」の場合、消費者は使い終え HP のインク・カートリッジを元の箱に戻し、同封されている返信用ラベルを貼って最寄りの業者へ持ち込むと郵送料無料で返却することができる。

このようにして消費者から集められたインク・カートリッジは、鉄、貴金属、プラスチックなどの原料素材に分けられ、自動車部品や銅線、鉄板などに再利用される。以下の図は、HP のインク・カートリッジが返却されリサイクルされるまでの過程を示したもので、原材料が仕分けされるいくつかの段階が表されている。

図表 3: HP プリンター・カートリッジの返却・リサイクル過程



⁴ HP Social and Environmental Responsibility Report, July 2002

- ① 回収・仕分け・分配センター (世界に点在)
- ② インク/トナー分離、粉碎
- ③ インクを完全分離したカートリッジ素材
- ④ プラスチックと金属の分離 (鉄金属素材、軽粗材、重素材)
- ⑤ プラスチック素材の分離
- ⑥ PSU (ポリサルホン)
- ⑦ メルト・スクリーン
- ⑧ プラスチック・ペレット
- ⑨ 鋳型

出典: HP Social and Environmental Responsibility Report, July 2002
 (図表出典: http://www.hp.com/hpinfo/globalcitizenship/csr/csrreport02/hp_csr_6of9_hi.pdf)

II. IBM

1) 環境方針

IBM は産業リーダーとして環境対策の歴史も長く、リサイクル業務の簡素化、インフラ構築に向けて革新的な試みを行っている。同社は、早くも 1967 年より環境戦略 (Environmental Policy) を設置し、職場の安全性確保、省エネ、環境保全、環境に優しい製品の開発などの問題に取り組んできた。1997 年には ISO 14001 環境管理システム (EMS) 標準⁵に準拠する世界で最初の多国籍大手企業となるなど、米国は元より世界でも環境リーダーとして活動を展開している。ISO 14001 準拠により、IBM の製品製造過程、製品設計、ハードウェア開発などすべての製造過程を国際水準に準拠させている。

また IBM は、「Environment and Well-being Progress Report」を発表し、同社の環境および社員の安全・健康に関する戦略をまとめ、同社が環境に重点を置いていることを米国社会に向けてアピールしている。2002 年の報告書によると、このような同社の取り組みは環境支出にも表されている。下図表にあるように、1997 年から 2001 年までの 5 年間で、IBM は 3 億 7,000 万ドルの環境資本と 5 億 2,800 万ドルの環境支出を計上している。

⁵ 組織が環境に及ぼす影響を効果的に管理するのに必要な要素を定めた国際自主規格。1996 年 9 月発効。

図表 4： IBM による環境資本と支出

(単位：百万ドル)

	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
資本	40	64	80	54	139
支出	95	110	107	110	115
合計	135	165	187	164	247

出典：IBM 2002 Environment and Well-Being Progress Report

以下に、IBM による 2001 年の環境支出内訳を示す。

図表 5： IBM による 2001 年の環境支出内訳
(米国内外含む全体)

(単位：百万ドル)

人件費	45.3
水質および排水管理	23.5
廃棄物処理および廃棄	18.8
スーパーファンド ⁶ およびその他旧基金	8.3
廃棄物および原料リサイクル	3.9
コンサルティング料	3.5
研究所費	3.2
排気管理	1.4
地下水保全管理	1.4
その他環境システム管理	1.4
許可・申請料	1.1
その他	3.4
合計	115.2

出典：IBM 2002 Environment and Well-Being Progress Report

➤ 環境に配慮した製品設計・開発

IBM はまた、アップグレードがより簡単に行えるコンピュータ技術の開発にも力を入れており、製品寿命を延長することにより機器廃棄量を減らすための試みも積極的に行っている。1991 年より環境配慮製品（ECP: Environmentally Conscious Products）プログラムを立ち上げ、製品リサイクルおよび製品設計において米国産業界をリードする環境対策の導入を進めている。ECP プログラムは、環境配慮製品技術センター（ECECP:

Engineering Center for Environmentally Conscious Products）によって支えられている。ECECP は、ノースカロライナ州のリサーチ・トライアングル・パークにある IBM 研究所内に設置され、環境配慮製品設計者や環境専門家、サプライヤーなどの人材を結集し、研究活動が行われている。2001 年 4 月には国際シンポジウムを開催し、IBM 社の製品設計や調達担当者や環境専門家などが 11 カ国から集結し、サプライチェーンにおける環境対策やリサイクルセンターなど、世界各国の IBM による対策状況における発表が行われた。

➤ プラスチック・リサイクル

また ECECP は、IBM のプラスチック・サプライヤーと共同で IBM による再生プラスチック利用促進のための研究活動を行っている。IBM は再生プラスチック利用に関して米国産業界のリーダーと目されている。2001 年に調達プラスチック全体の 10% を再生樹脂で賄うといった目標を掲げるなど積極的な活動を展開している。最終的には同社の 2001 年の再生プラスチック利用率は全体の 8.5% と、10% にはわずかに及ばなかった。その理由として、新部品の方が廉価であったため、再生プラスチック使用が実現できなかったケースがあったと同社は説明している。

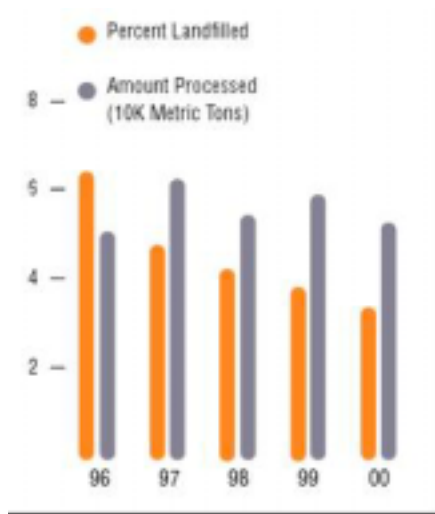
➤ 廃棄物埋立量

以下の図より、IBM リサイクルセンターより排出される廃棄物の埋立量は、1996 年から 2000 年にかけて 60K メートルトンから 40K メートルトンへと段階的に削減されているのが分かる。IBM は、リサイクルセンターに搬入される廃棄製品の量は年々増加しているにも関わらず埋立量が減少している点を強調し、同社による環境戦略が順調に進んでいるとしている。

⁶ 有害産業廃棄物除去基金。1980 年制定の総合環境対策補償責任法（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act）で創設された放置有害廃棄物除去のための基金。

図表 6： IBM リサイクルセンターによる処理量
と廃棄物埋立て量の変遷

(単位：10K メートルトン)



出典：IBM ホームページより

(図表出典：<http://www.ibm.com/ibm/environment/products/products.shtml>)

2) リサイクル対策

IBM は法人顧客からの使用済みハードウェアのリサイクルを 1985 年から行っており、1999 年には米国だけで 1 億 2,000 万ポンドのコンピュータ機器・部品のリサイクルを行っている⁷。また IBM によるとその内わずか 4%が埋立てに回されており、今後、その割合をさらに段階的に減少させていく計画にしているという⁸。同社は、一般消費者団体および環境団体による度重なる要請を受け、2000 年 11 月にリサイクル・プログラムの対象を一般消費者および中小企業にも拡大している。一般消費者も含む使用済みコンピュータ・テイクバック・サービスは、「IBM PC Recycling Service」と称され、PC およびモニターやプリンターなどの PC 関連機器をリサイクルする。リサイクル対象機器 1 件につき 29.99 ドルの郵送料込サービス料金は消費者が負担する。対象となる機器は IBM 製品に限らずどのメーカーのものでも受け入れている。

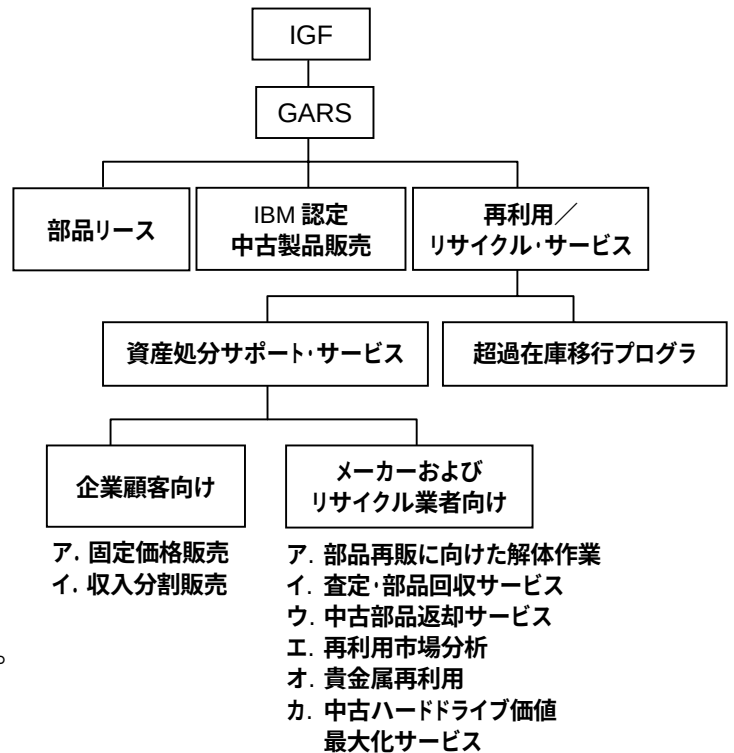
消費者は、不要になった中古製品を梱包し、UPS (United Parcel Services) 便でリサイクル業者「Envirocycle」に発送する。回収された中古品は、

できるだけ多くの部品が再利用やリサイクルされるよう、年数や性能に応じて仕分けされる。再利用可能なハードウェアはチャリティ団体 GIKI (Gifts in Kind International) に寄付される。慈善団体へ寄付された場合、提供者は税控除に適用する領収書を受けることができる。

➤ 法人向け再利用/リサイクル・サービス

しかし IBM にとって最大のリサイクル・サービス顧客は、法人のリース顧客である。コンピュータの製品サイクルが年々短くなっており、頻繁に買い換えを強いられることを厭う法人顧客は、コンピュータおよび関連機器を購入するよりもリースする傾向が強まっている。さらに法人ユーザーは最新機器の導入を常に望むためリース期間も年々縮まりつつある。IBM には、米国内だけで 1 週間に約 1 万機のリース機器が、米国外では 1 週間に約 1 万 5,000 機のリース機器が返却されているという⁹。

図表 7： IBM 法人向けリサイクル・サービスの組織構成



出典：IBM の資料を元にワシントンコアにて作成

⁷ Business Wire, November 14, 2000

⁸ Traffic World, December 11, 2000

⁹ Traffic World, December 11, 2000

年々増加の一途をたどる法人顧客からの中古品の処理を一括して行うセクションとして、IBM は、「IGF (IBM Global Financing)」と呼ばれる部を設置し、法人リース管理およびその返却、返品、運搬、リサイクルなど総合サービスを 1985 年より提供している。IGF は、その下部組織としてグローバル資産回復サービス (GARS: Global Asset Recovery Services) の運営を行っている。GARS は、①「部品リース」、②「IBM 認定中古製品販売」、③「再利用/リサイクル・サービス」の 3 つのセクションで成り立っている。

このうち③「再利用/リサイクル・サービス」においては、「資産処分サポート・サービス (Asset Disposition and Support Services)」と「超過在庫移行プログラム (Excess Inventory Transition Program)」が提供されている。「資産処分サポート・サービス」の目的は IBM 製および他社製の IT 機器の廃棄処理コストを抑えリサイクル効果を上げることあり、中古品の再販から廃棄、リサイクルなど総合的な資産処理サポートが提供されている。以下に、企業顧客向けと、メーカーおよびリサイクル業者向け、の 2 つのサービス内容の概要を示す。

【企業顧客向け】

- ア. 固定価格販売：IBM による中古機器の査定後、再利用可能なものに関しては IBM が設定した固定価格が顧客会社に支払われ、IBM が再販業務を行う。
- イ. 収入分割販売：IBM が中古品の保管、査定を行い、再利用可能なものに関して再販が行われ、売上の 70% が顧客会社に支払われる。再利用が不可のものに関しては IBM がスクラップ処理を行う。

【製造業者およびリサイクル業者向け】

旧式の IT 機器を抱える製造業者や、余剰部品や機器を抱えるリサイクル業者などを対象に、不要機器の廃棄処理・リサイクルの代行サービスを提供する。サービスは以下 6 つのカテゴリーに分かれており、各種組み合わせることによりサービスの

カスタム化を行うことができる。

- ア. 部品再販に向けた解体作業
 - ・ 領収書発行
 - ・ 環境保証
- イ. 査定・部品回収サービス
 - ・ 在庫管理
- ウ. 中古部品返却サービス
 - ・ ソート、保管、再販、領収書発行
- エ. 再利用市場分析
 - ・ 世界市場における部品価値の分析
- オ. 貴金属再利用
 - ・ バイヤーの世界ネットワーク駆使
 - ・ 大規模での精錬によって貴金属を効率的に回復
- カ. 中古ハードドライブ価値最大化サービス
 - ・ ハードドライブを上書きすることにより再利用・再販
 - ・ スクラップするより価値が増大

➤ リサイクル処理施設

IBM は、リサイクルを行う施設をノースカロライナ州ラレイとニューヨーク州エンディコットの 2 ヶ所、運営しており、カリフォルニア州サクラメントにももう 1 つ施設を増設する予定である。IBM によるとリサイクル施設運営において最もコストがかさむのが運搬や運搬にかかる調整などロジスティックスであるといい、今後の課題はロジスティックス費用の削減にあるという。

まず施設に寄せられる大量の機器の仕分けを効率的に行いリサイクルの流れをスピード化させる必要があり、リサイクル施設と運搬業者との連絡が重要となっている。リサイクルされる機器の年数、価値、ベンダーなどによって作業が細かく分かれ、そのような異種の機器が大量に流れ込むため、各機器の識別、施される作業を迅速に決定していかなければならない。ノースカロライナ州ラレイの施設では、収集された機器は以下の 3 つのカテゴリーに分類される。

- 1) **再生産**：市場需要があり、修理・刷新することにより再度利用できるもの
- 2) **スクラップ**：旧式で需要がない、もしくは損傷して使用不可のもの
- 3) 上記 2 つの範疇の中間に入るもの

1) に関しては、中古製品として再販するオンライン・オークション・サイトを運営しており、同再販サイトは 1999 年 4 月に年間 1 億ドルの売上を計上するなど運営が軌道に乗っている¹⁰。3) に関しては、基本的には再販可能なものが対象となる

が、どのような措置を行えば再販可能となるのか瞬時に判断するのが困難であり、同過程を簡素化することが課題となっている。

さらに、法人顧客を対象に、中古 IT 製品の監査サービスも提供している。これは各社に蓄積されている中古製品に関し、再利用または再販、廃棄など、最適な処理方法を分析しリサイクル・プランを立てるサービスで、再販が最適とみなされた場合は IBM の再販オークション・サイトに振り当て振り当てられることになる

調査委託先：

WASHINGTON | CORE ワシントンコア

Website: <http://www.wcore.com>

＜本モニタリング情報は、競争の補助金を受けて実施したものです＞

¹⁰ Traffic World, December 11, 2000

中国【5】 3つの環境関連法の施行： 経済構造改革の推進と対外経済関係強化の視点

1. 清潔生産の実施
2. 電子ゴミ・リサイクル法案の制定準備
3. 「エネルギー効率ラベル」の導入準備

【参考資料】

『中国環境標示製品認証委員会』

『エネルギー効率ラベル管理暫行弁法（意見徴収稿）』

中国では今年1月から環境に関連する1つの法律が施行され、さらに年内には環境に関して非常に重大な意義を持つ2つの法律が公布される予定である。いずれも、WTO加盟を果たし経済の対外依存も強める中国が、国際貿易・投資において急速に重視されつつある環境問題への取り組みを示すものと言える。

1. 清潔生産の実施

まず、汚染予防を目的とする専門法規である『中華人民共和国清潔生産法』が1月1日に施行された（前会の報告を参照）。汚染に対する事後的な対策ではなく、予防を目指す法律は初めてのもののだが、汚染防止のためのエネルギーや原材料、技術、設備、生産管理など広範囲で、かつ総合的な選択を企業に迫るところが特徴である。

ただし、法の具体化には様々な細則の制定を待つ必要があり、国家経済貿易委員会によれば、『清潔生産審査・監査弁法』、『製品強制回収とパッケージ回収管理弁法』などが現在研究中とされる。

当局は現在、模範（モデル）ケースを作る作業を急いでいる。汚染防止は産業構造調整と技術進歩の手段にもなるからである。たとえば、12月の『清潔生産法』に関する座談会の席上、国家経済貿易委員会は軽工業、化学、冶金、有色金属、建材、石炭、電力等の重点産業で構造調整を実施し、「構造的汚染」を削減すると述べた。産業構造を調整することが結果的に見れば、資源浪費の是正や製品の品質改善につながるという考え方である。石炭産業については、環境を汚染し、安全に問題があり、技術が落後する炭坑を引き続き閉鎖するが、これが一つのモデルになるという考え方である。

そして、特定地域を選び「モデル地区」に指定するのがもう一つのアプローチである。昨年秋、温家宝副総理は中小企業が密集する太湖流域（江蘇省）を流域の汚染防止の基地とせよ、と指示したが、これは今年1月1日、『中華人民共和国清潔生産法』と同時に施行された『中小企業促進法』とともに、中小企業の技術水準の引き上げを狙った発言と見られている。

2. 電子ゴミ・リサイクル法案の制定準備

国家経済貿易委員会によれば、中国で初めての「電子ゴミ・リサイクル法案」が今年上半期に正式に制定される予定である。中国では2003年以降、500万台のテレビと400万台の冷蔵庫、600万台の洗濯機が廃棄処理されると見られている。電子機器では、500万台のコンピューターと1,000万台以上の携帯電話が買い換え時期にくる。こうした見通しを踏まえ、当局は制定を進めてきた。

同会資源局によれば、先進諸国に学びつつ起草されている法案は、類似の法律を持つ先進諸国に倣い、廃品の回収と再利用におけるメーカーの責任を明確化する。「メーカー責任制」により、消費者が小売店に廃電子製品を渡す義務、小売店は回収しメーカーに渡す義務が明確になる。こうした関係が生まれれば「管理の真空と産業の空白」が埋まり、伸びが期待できる新産業としての回収リサイクル業も育つとされる。国も回収リサイクル業の育成という観点から政策的に支援する。

具体的には回収・再利用費用の少なくとも一部は、消費者が直接的または間接的に負担する仕組みになると予想されている。

環境保護局関係者によれば、広東省が制定を準備している『固形廃棄物污染防治条例』も、電子・電気製品のメーカー責任を明確にするものという。

3. 「エネルギー効率ラベル」の導入準備

さらに、中国政府は『エネルギー効率ラベル管理暫行弁法』を上半期中に正式に制定する計画である。

同弁法は『中華人民共和国省エネ法』（98年1月1日施行）と『中華人民共和国産品質量法』に基づき、各国の法律を参考にしつつ、中国独自の事情を勘案して2001年9月に草案が完成。この後、国内の冷蔵庫、洗濯機など家電、照明メーカーから意見を聴取して調整。2002年4月に全国資源節約総合利用工作会議の席上、各省、自治体、直轄市の経済貿易委員会、関連部門の意見を聴取するなどさらに調整を重ね、2002年5月、6月に国家経済貿易委員会と国家認証認可監督管理委員会が最終調整して「意見徴収草案」が完成。両委員会が2002年10月17日、『公告』第75号として連名で公布し、10月17日から11月17日まで国家経済貿易委員会資源局が窓口となり意見を徴収した。『弁法』（意見徴収稿）は総則、登録、使用、監督、処罰、付録の全6章38条から構成されている（本報告末に日本語訳を掲載）。最終的な法案も「意見徴収稿」と基本的には同じになる見込みである。

当局が導入を進めるのは、①2000年末現在、欧州、カナダ、オーストラリア、ブラジル、日本、韓国、フィリピン、タイ、香港など37カ国・地域でエネルギー効率ラベル制度を実施（国際エネルギー機構[IEA]の統計による）。冷蔵庫、エアコン、洗濯機など家電製品、パソコン、ファックスなど事務機器で広範囲で実施されているなど環境問題への取り組みが国際的趨勢であり、②機械電気製品の輸出拡大に当たり「グリーン貿易」の障害を取り除く必要性が高まっているためである。当局では、北京五輪（2008年）へ向けて省エネに関する取り組みをさらに強化するとしている。

（3-1）冷蔵庫へのラベルの貼付

正式制定後、最初に同法が適用される製品は冷蔵庫になる見込みで、今年7月から「エネルギー効率ラベル」の添付を義務づける。その後、対象製品を照明器具、オフィス機器、工業設備に順次、広げる。『弁法』は製品個々の基準は国家質量監督検閲検疫総局が定めると規定しており、同局ではまず冷蔵庫のエネルギー消費基準の改訂作業を進めている。

冷蔵庫の「エネルギー効率ラベル」はもともと、地球環境基金（GEF）が支援する「中国省エネ冷蔵庫広範商業化障壁削減プロジェクト」の一環として開始された。'94年に中国は同基金にプロジェクトの実施を申請。'98年に承認を受け、961.7万米ドルが贈与され、'99年に正式に始動。これまで16のメーカーと12の冷蔵庫コンプレッサー製造家が技術研究・生産に従事してきた。4年に1度の地球環境基金総会の第2回大会が2002年11月に北京で開催されたが、同会議で'03年の『弁法』制定と冷蔵庫に対する実施が明らかにされた。

省エネ冷蔵庫は2001年時点ですでに、100のモデルが欧州のA級標準を取得済み。その大部分が実際に市場取引されている。米国ではすでに海尔（青島市）の省エネ型の冷蔵庫などが販売されている。

冷蔵庫に対するラベル制度の普及を目指し、国家環境保護総局は省エネ冷蔵庫プロジェクト管理弁公室を設置し、同弁公室と国家経済貿易委員会、財政部、国家質量監督検閲検疫総局がプロジェクト管理強調委員会を成立させている。

もっとも、省エネ製品は冷蔵庫が第一号ではない。昨年12月22日にはいち早く照明製品で省エネ認証制度が導入された。省エネ製品認証センター、国家経済貿易委員会、国連開発計画局（UNDP）、地球環境基金（GEF）、中国グリーン照明工程促進プロジェクト弁公室が、認証を受けた蛍光灯などを対外発表した。

照明、冷蔵庫に加え、今年は洗濯機でも省エネ認証制度を導入する計画。これは欧州で販売される洗

濯機などへの環境基準の導入が契機となった。欧州では省エネの程度に従いAからGまで7ランクに分け、上位の4つのみが販売を許されるという省エネ基準認証制度を実施したが、基準を満たす中国製品はゼロ。こうした動きを踏まえ、国家経済貿易委員会、建設部、水利部が合同で「節水産品認証制度」を開始。関連部門の認証基準の制定を待つ段階にある。

節水型洗濯機は中国では存在しなかったが、実は昨年11月末頃にある日本のメーカーが節水率26～31%というモデルを投入。中国の報道機関は、洗濯機のラベル制実施後は、競合相手がいないためシェアの急上昇が予想されるとしている。

《 参考資料 》

「エネルギー効率ラベル」の登録機関の一つとなる可能性が高い機関として、中国環境標示製品認証委員会がある。同会の概要は以下の通り：

中国環境標示製品認証委員会（略称「中国環境認証委員会」。英語名称は「China Certification Committee for Environmental Labelling Products＝CCECL」）。

1994年に成立。中国政府が定めた製品の環境標示について認証を行なう唯一の機関。国务院の標準化行政部門が授権し、環境保護部門が監督する。委員は国家環境保護総局、国家質量技術監督局、国家出入境検検疫局、その他の関連舞曲の代表とその事務担当職員から構成される。主任委員は1人、副主任委員は2人、秘書長が1人、副秘書長が3人。委員は17～21人。事務部、標準協調部、財務部、検査部、検査機関協調部、秘書所等から成る。

これまで43業種148社の425種の製品について、海外市場の各種基準と合致しているかを認証。これは年間輸出の約40億米ドルに相当する。

企業による認証の申請は『環境標示製品認証管理弁法』と『××環境標示製品技術要求』に基づいて行なう。国や省レベルの技術監督部門が認可した下記の検査機関が発行する製品の質量に関する合格証明書も提出する。

- 認定検査機関：
- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 清華大学分析中心 | 8. 国家計算機外設検査センター(杭州) |
| 2. 中国家電検測所(国家家電質量検中心) | 9. 広州家電検査中心 |
| 3. 北京市高分子材料質量監督検査所 | 10. 国家軽工業局陶器検査広州所 |
| 4. 吉林プラスチック製品質量監督検査所 | 11. 国家毛紡織製品質検査中心 |
| 5. 吉林出入境検検疫局 | 12. 機械工業通用機械製品監査所 |
| 6. 天津市環境保護監測中心 | 13. 国家バイク質検中心（宝鷲） |
| 7. 上海市紡織科学研究院 | 14. 中国繊維検査局 |
-

『エネルギー効率ラベル管理暫行弁法（意見徴収稿）』

仮訳

（2002年10月16日）

国家経済貿易委員会

国家認証認可監督管理委員会

第一章 総則

- 第一条 省エネ管理を強化し、エネルギー効率を高め、エネルギー消費製品の公平な市場競争を保持するため『中華人民共和国省エネ法』と『中華人民共和国産品質量法』に従い、本弁法を制定する。
- 第二条 本弁法はエネルギー効率標識（翻訳者注…以下「エネルギー効率ラベル」と訳出）を呼び、エネルギー消費製品のエネルギー消費量を表示し、エネルギー効率等のエネルギー利用状況を示す一種の証明証である。
- 第三条 国は使用が広範で、省エネの潜在性が大きな製品にラベル制度を実行する。エネルギー効率ラベル制度はエネルギー消費量を示し消費効率を評価し、明示する制度である。
- 第四条 国家経済貿易委員会（経貿委）と国家認証認可監督管理委員会（認監委）はエネルギー効率ラベル制度の制定と実施に責任を持つ。
- 第五条 経貿委と認監委はエネルギー効率ラベルを使用するエネルギー消費製品について『中華人民共和国エネルギー効率ラベルを実施する製品目録と実施時期』（以下『目録』）で統一的に公布する。
- 第六条 『目録』に掲載された製品は、承認・登録を経て、工場の生産・販売品、または輸入品に貼付、さらに経営活動全般のなかでエネルギー効率ラベルを利用する。

第二章 エネルギー効率ラベルの登録

- 第七条 認監委の承認を経て、相応能力を有する機関は、エネルギー効率ラベル制度の実施に責任を持つエネルギー効率ラベル登録機関となることができる。
- 第八条 『目録』に掲載された製品の生産者または輸入者は、エネルギー効率ラベル登録申請人になり、エネルギー効率ラベル登録機関に登録申請を行なう。
- 第九条 製品のエネルギー効率検査は、エネルギー効率ラベルの登録機関が認定し国が認可した検査機関が実施する。
- 第十条 申請者は登録申請を行う際、以下の文書を提出する。
（一）登録申請書
（二）国内生産企業は営業免許の写しに社印を捺したもの。国外企業は関連機関の登録証明。申請人が輸入者の時は、国外の生産者と結んだ契約書の写し
（三）資格を持つ検査機関が発行した製品エネルギー効率検査報告書
（四）その他関連資料
提出書類と資料は真実を記し、承認された完全なものでなければならない。
外国語文書は中国語訳を添付し、中国語文献に対して審査する
- 第十一条 エネルギー効率ラベル登録機関が申請者の登録申請を受理する。
エネルギー効率ラベル登録機関は受理後15日以内に審査を終了し、合格したものについては登録を承認し、申請人に通知する。不合格のものには登録せず、その理由を書面にて説明する。

エネルギー効率ラベル登録機関は承認・登録後 30 日以内に登録結果を公告する。

第十二条 登録審査の決定に不服がある場合、申請者はエネルギー効率ラベル登録機関に反論を提出するかアペールを行なうことができる。その結果になお納得しない場合は、さらに経貿委や認監委に反論の提出やアペールを行なうことができる。

第十三条 登録されたエネルギー効率ラベルの有効期限は3年とする。

第十四条 登録されたエネルギー効率ラベルの有効期限内に以下の出来事が生じる場合、登録されたエネルギー効率ラベルの所持者は変更日から逆算して 30 日以内にエネルギー効率ラベル登録機関に關係資料を提出し、変更手続きを行う。

(一) エネルギー効率ラベル所持者が変わる場合

(二) 商標またはブランドが変わる場合

第十五条 以下の出来事が生じる場合、改めて登録申請を行なう

(一) 製品のエネルギー効率の水準が変化した場合

(二) 関連する国家基準が変わり、新たな登録申請が必要な場合

第十六条 登録されたエネルギー効率ラベルの有効期限が満期となるが、引き続き使用したい場合は、失効する3カ月前までに、エネルギー効率ラベル登録機関に継続使用を申請する。同期間内に申請のないものは、満期に伴い登録されたエネルギー効率ラベルは失効する。継続登録されたラベルの有効期限は3年とする。継続登録については承認後に公告する。

第三章 エネルギー効率ラベルの使用

第十七条 エネルギー効率ラベルの名称は「中国エネルギー効率ラベル」（英語名称は China energy label）とし、中国エネルギー効率ラベルには以下を記載する。

(一) ブランド名称

(二) 製品番号

(三) エネルギー効率水準

(四) 依拠する関連の国のエネルギー効率基準

(五) 登録名

第十八条 エネルギー効率の水準分類は国のエネルギー効率基準に依拠する。

第十九条 エネルギー効率ラベルの様式は、経貿委と認監委が統一規定を公布するものに従う。承認・登録後、所有者は規定に従い、エネルギー効率ラベルを自ら印刷し製品、パッケージ、製品使用説明書、製品広告宣伝等において使用できる。

第二十条 エネルギー効率ラベルは製品または製品の最小のパッケージ部の目立つ位置に貼り付ける。製品パッケージ、製品使用説明書、製品広告宣伝等において使用するエネルギー効率ラベルについて、そのラベルのデザインは国が公布したエネルギー効率ラベル様式に厳格に従い、縦横同比率で拡大または縮小する。

第二十一条 エネルギー効率ラベルが示す情報は承認・登録された内容と完全に一致しなければならない。いかなる組織や個人も偽造、改変、売買、貸与、転貸、その他どんな形式であれラベルの譲渡をしてはならない。

第二十二条 本弁法第十四条、第十五条の規定に従い、エネルギー効率ラベルの変更と登録の再申請をする場合、エネルギー効率ラベルの使用者は、その変更や登録再申請の承認日から 60 日以内に變更や再登録したエネルギー効率ラベルを使用する。

第四章 エネルギー効率ラベルの監督

- 第二十三条 各レベルの経済貿易管理部門と質量技術監督部門、および出入境検査検疫機関はそれぞれの職責の範囲で、エネルギー効率ラベルの使用と実施について監督管理する。
- 第二十四条 生産者、検査人員、監督管理人員の本弁法に対する違法行為について、組織、個人は等しく各級の経済貿易管理部門と質量技術監督部門に対しそれについて報告する権利を有する。
- 第二十五条 エネルギー消費製品の検査機関は、国家基準とその製品のエネルギー効率ラベルの実施規則に従って検査を実施し、客観性、公正性、時期、正確性を保証し、相応の監督管理も受ける。
- 第二十六条 エネルギー効率ラベルの所有者は監督検査を受け、監督検査を拒絶したり、阻止したりすることはできない。
- 第二十七条 エネルギー効率ラベル登録機関は経貿委と認監委の監督と管理、および社会的監督を受け、エネルギー効率ラベルの登録、使用、監督管理データの保管をしっかりと行なう。
- 第二十八条 エネルギー効率ラベルの有効期限内に以下の出来事が生じる場合、登録機関はエネルギー効率ラベルの使用をしばらく停止する。
- (一) 使用するエネルギー効率ラベルの内容と承認・登録された内容が一致しないが、ただちにエネルギー効率ラベル登録の取消しは必要としない場合
 - (二) 変更に関する事務手続きが適切でない場合
 - (三) エネルギー効率ラベル所有者が同ラベル実施規則に違反した場合
 - (四) エネルギー効率ラベル使用規定を満たさない場合
- 停止中のエネルギー効率ラベルの所有者は期限内に是正措置を講じるべきである。是正の後、審査に合格すればラベルの効力は回復し、再使用することができる。
- 第二十九条 エネルギー効率ラベルの期限内において、以下の出来事が生じた場合は、エネルギー効率ラベル登録機関はエネルギー効率ラベル所有者の登録を取消し、エネルギー効率ラベルの使用停止を命じる。
- (一) エネルギー効率ラベルの使用停止期限内に、エネルギー効率ラベル所有者がなお是正措置を講じない場合
 - (二) 事実と反する登録申請資料により登録を取得した場合
 - (三) エネルギー効率ラベル所有者がその営業免許を取消されたりした場合
 - (四) 製品のエネルギー効率水準が、エネルギー効率ラベルが承認・登録された内容と一致しない場合
- 第三十条 エネルギー効率ラベル登録の取消し決定を当人が不服として、エネルギー効率ラベル登録機関に反論の提出やアピールを行なうことができる。その結果になお納得しない場合は、さらに経貿委や認監委に反論の提出やアピールを行なうことができる。

第五章 罰則

- 第三十一条 各レベルの経済貿易管理部門は、同レベルの質量技術監督部門と出入境検査検疫機関と協調し、本規定の違反者を処罰する。
- 第三十二条 登録されたエネルギー効率ラベルが事実と反し、またはエネルギー効率ラベルの所有者が申請内容に変更が発生した場合でも変更手続きを行わず、もしくは無効となったエネルギー効率ラベルを使用した場合、一定期限内における是正を命令する。その是正期限を終えても変更しない場合、1万元以下の罰金を課し一定期限内での変更を再度求める。

第三十三条 エネルギー効率ラベルの偽造、乱用、または違法な手段で取得したエネルギー効率ラベルについては、関連法規・法律の規定に従い処罰する。

第三十四条 エネルギー効率ラベルを監督管理する国家工作人員が職権を乱用し、職務を軽視し、私腹を肥やした場合は、行政処分の対象となり、組織的犯罪の場合は刑事責任を追及する。

第六章 附則

第三十五条 『目録』に掲載された製品のエネルギー効率ラベルの実施規則は経貿委と認監委が定め公布する。

第三十六条 エネルギー効率ラベルの登録申請者は国の関連規定に従い、エネルギー効率ラベルの登録に関わる費用を支払う

第三十七条 本弁法は経貿委と認監委が解釈に責任を持つ。

第三十八条 本弁法は2002年（ ）月（ ）日に施行される。

□

調査委託先：

New Asian Invesco Ltd.（新亞洲投資諮詢信息有限公司）

担当 董事總經理 主任投資分析員 森一道氏

<本モニタリング情報は、競争の補助金を受けて実施したものです>

パイオニアの環境保護に対する取り組み



パイオニア株式会社
社会環境部 副参事
齊藤 茂

1. 地球はもうひとりのお客様

「地球はもうひとりのお客様」—企業にとって最も大切なものであるお客様と地球とが、パイオニアグループにとって、ともにかけがえのない存在であることを示したこの言葉こそ、そうした環境への思いを示し、環境保護を企業活動の柱の一つとする当社の基本姿勢を内外に示したものです。この考えに基づき 1992 年より環境保護の理念と 8 つの環境保護活動基本方針を定め、パイオニアグループの全社組織である環境保護推進委員会の活動を通じ、自然との共生、環境との共存を目指し、かけがいのない地球と感動を分かち合っています。

2. 入れない・出さない・使わない

パイオニアグループの環境保護理念である「地球環境を次世代に引き継ぐ」を実践するため、「入れない・出さない・使わない」を指針として活動の展開を図っております。「入れない」とは製品に有害な物を入れない仕組みを作ること、グリーン調達による環境保護を真剣に考えるお取引先より環境負荷の少ない部品の購入、環境負荷物質データベース（以下 DB）を使いモデルごとに環境負荷物質を管理すること、製品アセスメントにて有害物質が入っていない事の確認・保証等を言います。「出さない」は廃棄物を出さない即ち、事業所での廃棄物ゼロエミッションや梱包材の削減、リサイクル容易な製品設計や梱包材の採用などを意味します。「使わない」は資源を無駄に使わないことで、製品の省電力化やリサイクル材の使用、事業活動での省資源・省電力の事です。一例を示しますと、グリーン調達では 2000 年よりグリーン調達基準書（当社ホームページに公開）を基に約 600 社のお取引先の環境に対する取り組みを報告していただき、その中で 29 社へは直接監査指導に伺い共に環境保護活動の推進を図りました。また環境負荷 DB には 60,000 点以上にも及ぶ部品情報を管理し、その情報は製品アセスメントに活用されています。

3. 本来業務への取り組み

事業所における環境保護活動は国内海外共 ISO14001 の取得を基に行っております。この方針は本社（東京目黒）においても同じです。しかし本社の様に事務関連施設では環境保護活動が①紙の使用量

削減、②分別によるゴミの削減、③消灯や効率の良い事務機器の導入による省電力のいわゆる3点セットになりがちです。そこでパイオニア本社では本社機能という業務の中で環境に影響する側面項目を洗い出し、それらについて計画的な環境保護活動を推進しています。例えば営業/マーケティング部門では、商品カタログに再生紙を使用する事はもちろんの事、裏表紙にパイオニアグループの環境活動の説明や省エネに対するワンポイントアドバイスを載せるなど環境保護に付いてお客様とのコミュニケーションを増やす努力をしております。また特許部門では環境関連特許表彰制度を制定し研究開発部門や設計部門に対して環境マインドを高めています。本社の ISO 活動全ての 52 組織（労働組合や健康保険組合なども含め）において本来業務に関わる保護活動を展開しています。

4. エコチャンピオンモデル（パイオニアエコチャンピオン支援制度）。

製品における環境保護を推進する為には従来の規定や基準を守るだけでなく自主的に従来の枠を越えたレベルの製品の企画、開発が求められます。しかしそれを実現しようとする LCA を実施し、ライフサイクルにおける環境影響の把握や環境に影響の少ない素材・材料の調査、またその様な素材・材料を入手するためにお取引先との交渉など様々な業務をこなして行かなければなりません。そこでパイオニアグループでは全社目標の枠を越えたより一段高い環境配慮を行う製品を募集し、環境保護推進委員会にてエコチャンピオンモデルとして選定する制度を 2001 年に設けました。そのエコチャンピオンモデルはさまざまな部門の協力と共にインセンティブを持って開発を進められます。そこで培った技術を他の製品に応用する事によってより一層高い環境保護を考えた製品の増加を促し、製品における環境保護を推進させます。

その制度により開発された最初の製品が DVD ミニ楽（ラクラ）として好評を博しています。DVD ミニ楽（ラクラ）は待機時消費電力を 0.19W 以下に抑え、フロー、リフロー共に無鉛はんだを採用し、またハロゲンフリー基板を表示部に使用し、加えてクロムや塩ビを大幅に削減しています。まさに RoHS 指令を見据えた内容を実現しました。また小型軽量という製品コンセプトにより輸送効率も高く、お客さまが持ち帰りやすいお洒落なパッケージデザインも採用しています。



5. ウイスキーの樽が至高の音と共に甦る。

ここでは“入れない・出さない・使わない”の姿勢を特徴つける製品を紹介させていただきます。ウイスキーを熟成させるために使用される樽はその使命を終えると従来は燃料向け廃材として利用されてきました。しかしこの樽材は無垢のオーク材でありまたウイスキーの熟成に使用された事によって枯れた状態近くに变化しています。楽器を作成する時に使われる木材は十分乾燥させてから使用するように、この樽材をスピーカーエンクロージャーに使用することによって響きの良いスピーカーが出来るのでは無いかと考えました。それを酒の職人サントリー（株）様、飛騨高山の伝統工芸オークビレッジ様と当社にて具体化したのがピュアモルトスピーカーです。高級家具にも使用される無垢のオーク材と当社の音響チューニングにより、酒と木と音楽を愛する方々に至高の音をお届けしています。このピュアモルトスピーカーは昨年のエコプロダクツ展にて好評を頂き TBS 「はなまるマ



ーケット」にても紹介されました。このピュアモルトスピーカーの売上の一部は国土緑化機構の「緑の募金」に寄付され広葉樹の植樹等に役立っております。

6. 廃棄物ゼロエミッション

地球環境を取り巻く問題としてゴミ処理問題は重要な活動テーマの一つです。このゴミ処理問題を解決する手段の一つとして家電リサイクル法、自動車リサイクル法、欧州の廃自動車指令（ELV 指令）や廃電気電子指令（WEEE）のような法律も制定され始めています。当社でも製品に対しては LCA、製品アセスメントを行い製品が廃棄される時にゴミにならない工夫を凝らしていますが、同時に事業活動にて生じるゴミも重要なテーマと考え事業所における廃棄物ゼロエミッションに向けて努力して



おります。生産工場より出る廃棄物は色々なものがありますがそれを徹底して分別する事（所沢事業所では 25 分別）により廃棄物のリサイクル化を推進しております。

また廃棄物を少なくする工夫、例えばプリント基板のミミ（使用しない部分）は年間 10 トン（川越事業所）廃棄物として発生していましたが、設計の見直しなどを行い 97% 基板ミミを削減しました。その様な努力を継続することによって所沢、川越、甲府 国母各事業所では廃棄物ゼロエミッション（当社基

準：99%以上リサイクルを連続 2 ヶ月以上持続し、将来も継続出来る事が十分予測される場合）を宣言致しました。

7. おわりに

以上のように“地球はもうひとりのお客様”の言葉をもとに製品、事業所また日本国内から海外へと全世界的に環境保護活動を推進し、より多く地球環境の保護に寄与して行きたいと思えます。今後も環境保護先進企業の皆様からのご教授ご鞭撻をお願い致します。最後に此处で紹介できませんでした環境保護活動は以下の HP にて公開しておりますので閲覧頂けたら幸いです。

<http://www.pioneer.co.jp/environment/>

[当組合、貿易関連環境問題対策委員 および 環境法規専門委員]

新刊図書のご案内

環境安全グループでは、今般次の書籍を刊行しました。

1. 「東南アジア3国の製品安全基準認証調査レポート ―タイ・マレーシア・シンガポール―」

欧州の製品安全関連基準認証制度であるCEマーキングについては、グローバル・スタンダードの地位を確立し世界各国に多大な影響を及ぼしておりますが、その勢いはもはや止まることを知らず、タイ・マレーシア・シンガポールにも、例外なく標準化の波は押寄せており、関連基準・認証制度改革が進められています。

このうち、タイについては、2002 年夏にAV機器の強制認証が実施されましたが、その認証書発給が遅れている一方、漸次新たな安全認証（Sマーク）に移行されつつあります。他方、IT機器のEMC規制は実施そのものが遅れている状況にあります。また、マレーシアについては、2003 年よりSIRIMマークに一本化される予定で、国際規格への標準化が一層促進されつつあります。さらに、シンガポールについては、2002 年 1 月に日本との間で新時代経済連携協定が締結され、その中で相互承認も含まれたことから、シンガポール国内法の動向が注目されておりましたが、安全マークが改定され、国際規格（IEC規格）への標準化が更に進められ、規制品目も拡大傾向にあります。

そこで、当組合「基準認証委員会」（委員長：岡崎憲二氏 ソニー(株) カスタマーサティスファクションセンター CS技術部主査）では、これらの国々における製品安全関連基準の実態と標準化への動向並びに関連認証制度の実態と国際化への動きについての調査を「(株)イーベックス・インターナショナル」に委託して行い、この度「東南アジア3国の製品安全基準認証調査レポート ―タイ・マレーシア・シンガポール―」として刊行致しました。

目 次： 第1章 調査概要

第2章 タイ、第3章 マレーシア、第4章 シンガポールの共通事項

1. 法規制の概要:

1.1 基本法、1.2 関連規制、1.3 規制対象製品、1.4 所管機関、1.5 認証機関、1.6 試験機関、1.7 適合マーク、1.8 通関時の証明書提出、1.9 規格の国際整合化、1.10 工場検査、1.11 相互承認協定、1.12 海外の認証・試験機関との提携

2. 申請手続き:

2.1 認証の申請、2.2 適合証明書、2.3 テストサンプル数、2.4 CBレポート、2.5 第三者試験機関・メーカーラボ試験レポートの受け入れ、2.6 申請資料、2.7 試験期間、2.8 試験費用、2.9 証明書有効期間、2.10 証明書更新、2.11 工場検査

第5章 関連法規及び関連資料

タイ強制規格リスト、タイ認証マークデザイン、タイ申請書、タイ製品品質管理規定、タイ労働安全法抜粋、タイ工業製品規格法、タイ工業製品規格法関連省令、マレーシア規制品目リスト、マレーシア認証マーク使用のガイドライン、マレーシア登録申請フロー、マレーシア認証企業・製品便覧、シンガポール Booklet 2002、シンガポール規制品目リスト、シンガポール登録申請フロー、シンガポール to Safeguard the Safety & Health of Persons at Work

体 裁： A4判 110 頁程度

販売価格： 4,000 円 （組合員割引価格 2,000 円）（消費税込み、送料別）

2. 「東アジア 3 国の製品安全基準認証調査レポート ―中国・韓国・台湾―」

東アジアの製品安全関連基準・認証制度については、欧州のCEマーキングの影響を受け、近年大きな改革時期を迎えております。その中でも、中国については、2001 年 8 月に 2 つの部局の「国家質量監督検検疫総局」への一本化及びその下の「国家認証認可監督管理委員会」の設立により CCC（中国強制認証）の実施に向けて大きな一歩を踏み出し、12 月には WTO 加盟及び「第 1 次実施強制製品認証品目リスト」の公布がなされました。また、2002 年 5 月に CCC が施行され、7 月には「第 1 次強制品目の HS コードと製品適用範囲」が公表される一方で、他の部局では無線機器及び通信端末機器関連規制が推進され、目まぐるしく改革が進められています。また、韓国では、2006 年の国際規格（IEC 規格）導入に向けての動きが活発化しており、産業資源部と情報通信部の間で、それぞれの EK マークと MIC マークの実施運用の調整が図られております。さらに、台湾では、本年 1 月より RPC（製品認証登録）が完全実施されるとともに、暫定措置として、従来より実施されてきたバッチ検査等の複数の制度も継続実施されるという複雑な状況にあります。

このように、これらの国々では依然として重要且つ影響力のある動きが続いており、産業界からは、昨年度に引き続きこれらの国々の調査を実施してほしい旨の強い要望が寄せられていたため、当組合「基準認証委員会」では、本年度も引き続き本調査を「(株)イーパックス・インターナショナル」に委託して行い、調査結果を「東アジア 3 国の製品安全基準認証調査レポート ―中国・韓国・台湾―」としてこの度刊行致しました。

目 次 : 第 1 章 調査概要

第 2 章 中国、第 3 章 韓国、第 4 章 台湾の共通事項

1. 法規制の概要:

同左

2. 申請手続き:

同左

第 5 章 関連法規及び関連資料

中国：認証マークデザイン、第一次強制認証実施製品の製品適用範囲、第一回目入網許可制度対象の通信設備リスト、各試験所ごとの試験可能な製品リスト

韓国：型式承認を得なければならない電気通信機資材の符号、電磁波適合登録をしなければならない電磁波障害機器および電磁波から影響を受ける機器の符号、EK マークの規制品目リスト

台湾：商品検査法概要、バッチ検査、製品認証登録、DoC、EMC 測定規格、商品検査マーク一覧、型式認証を伴うバッチ検査規制品目リスト、RPC 及びバッチ検査規制品目リスト、DoC 対照 19 品目

体 裁 : A4 判 220 頁程度

販売価格 : 4,000 円 (組合員割引価格 2,000 円) (消費税込み、送料別)

お問合わせ：国際業務部門 環境・安全グループ TEL：03-3431-9230
お申し込みは、当組合ホームページ <http://www.jmcti.org> にアクセスして下さい。

環境・安全グループ担当委員会の活動状況

1. 貿易関連環境問題対策委員会

＜平成 14 年度 第 4 回 通算第 72 回委員会（12/20：組合会議室）＞

- ◆ 「化学物質のリスクアセスメント」について
—— 横浜国立大学教授 中西 準子 氏より、化学物質のリスクアセスメントについて講演を
伺った後、意見交換ならびに質疑応答を実施した。
- ◆ 欧州環境関連動向について情報交換を行った。

2. 貿易と環境専門委員会

＜平成 14 年度 第 7 回委員会（12/6：組合会議室）＞

- ◆ 環境経営格付機構理事長 三田 和美 氏より「企業の環境経営格付けの現状と今後の方向」関
する報告後、意見交換を行った。

＜平成 14 年度 第 8 回委員会（1/28：組合会議室）＞

- ◆ WEEE & RoHS 関連動向、欧州リサイクル調査（JEITA ミッション）結果概要紹介等について事
務局及び委員より報告後、意見交換を行った。

3. 環境法規専門委員会

＜平成 14 年度 第 7 回委員会（12/13：組合会議室）＞

- ◆ 米国の環境法規制動向（リサイクル規制等）、欧州の環境法規制動向（WEEE & RoHS 指令、EUE
指令、化学品戦略等）、中国の環境関連情報について情報交換を行った。

＜平成 14 年度 第 8 回委員会（1/23：組合会議室）＞

- ◆ 米国の環境法規制動向（リサイクル規制等）、欧州の環境法規制動向（WEEE & RoHS 指令関連
等）、中国の環境関連情報について情報交換を行った。

4. 合同専門委員会（貿易と環境専門委員会・環境法規専門委員会）

＜平成 14 年度 （12/5：組合会議室）＞

- ◆ JBCE 環境委員会委員長（NEC ヨーロッパ ブラッセル事務所所長）杉山 隆 氏より、EU 環境関
連法規制の最新動向（①WEEE & RoHS 指令 ②EUE 指令 ③欧州の化学品戦略白書）について報
告があり、その後質疑応答を行った。

5. 環境問題関西委員会

＜平成 14 年度 第 5 回委員会（11/26：大阪支部会議室）＞

- ◆ 環境法規専門委員会委員長 三崎 均 氏（㈱東芝 環境保全推進部参事）より、「米国電子機器に
対する製品規則動向」について講演があり、その後意見交換を行った。

＜平成 14 年度 第 6 回委員会（12/12：大阪支部会議室）＞

- ♦ 欧州の EUE 指令案の概要、化学品戦略白書等に関して情報交換後を行った。

6. 基準認証委員会

＜平成 14 年度 第 4 回委員会（11/29：組合会議室）＞

- ♦ (財)日本品質保証機構（JQA）都留電磁環境試験所 主査 三枝 英一氏より「0.8 GHz～3 GHz 帯の電磁環境調査」について、また委員長より「CISPR/I（受信機、マルチメディア及び IT 機器の EMC）の最新審議動向」について講演があり、その後意見交換を行った。

＜平成 14 年度 第 5 回委員会（12/16：大阪支部会議室）＞

- ♦ 前 CE マーキング対策委員会副委員長 高橋 正明氏より「最近の JAB の動向等」について講演があるとともに、意見交換を行った。
- ♦ 客員研究員〔(財)日本品質保証機構（JQA）都留電磁環境試験所所長〕羽田 隆晴氏より「フィリピン動向」について講演があるとともに、意見交換を行った。

7. 海外 PL 問題対策委員会

＜平成 14 年度 第 3 回委員会（11/21：大阪支部会議室）＞

- ♦ 福岡大学法学部教授 朝見 行弘氏より「最近の欧州の PL 動向～製品安全問題を含めて～」について講演があり、その後、質疑応答を行った。
- ♦ 米国主要州の PL 制度実態調査の調査結果（中間報告）を行った後、意見交換を行った。

8. 環境セミナー

＜12/2：大林ビル（大阪）、12/3：タイム 24 ビル（東京）＞

- 「WEEE & RoHS の解説と今後の課題」について、Candido Tomas Garcia Molyneux 弁護士（在ブラッセル Covington & Burling 法律事務所）から講演を伺った後、質疑応答を行った。

□

事務局便り

- ◇ WEEE & RoHS 指令案については、調停委員会での合意によりその内容が最終的に固まりました。両指令がどのような内容になったのか、依然不明確でさらに詰める必要がある点は何か、また企業として今後、どのような点に留意して対応していけばよいのか、といった観点からブラッセルで環境関連の動向をウォッチしている弁護士を招いてセミナーを開催しました。今回は特に指令の内容が最終的になったこともあり、東京で約300人、大阪で約120人と多数の方が参加されました。その講演録は、企業が今後の対応を図る上で参考となると考えられますので、掲載しました。
- ◇ ブリュッセル短信においては、WEEE & RoHS指令では示されていない点や具体的な検討が必要とされる点について審議が行なわれる EU の技術委員会に向けて、現地 JBCE（事務局：JMC ブラッセル事務所内）が活発に動いていることが分かります。使用が禁止される有害物質の最大許容量についてのポジションペーパーを提出し、上市の解釈、RoHS の除外項目なども含めて欧州委員会や英国 DTI の担当官と意見交換した内容が紹介されております。
- ◇ EU の環境政策としては、「第6次環境行動計画」が決定され、昨秋、公表されましたが、今後の EU で環境関連の政策実施に影響を与えるとみられることからその仮訳を試み、掲載しました。予防原則、予防行動などへの依拠も唱えられており、注意深く読む必要がありそうです。
- ◇ モニタリング情報としては、欧州については化学物質に関する EU 域内販売規制の動き、米国がEUの物質科学部管理制度を WTO 上問題としている情報など化学物質関連の動きも目立ちます。米国の動向としては、環境対策が進んでいる HP と IBM の環境政策とリサイクル・プログラムが紹介されておりますが、HP の方針転換は欧州の WEEE が影響を与えているのかもしれない。中国関連にある清潔生産の実施やエネルギー効率ラベルの導入準備は前号のフォローアップとしてレポートしたものです。
- ◇ 組合員のページとしては、「地球はもう一人のお客様」と考える“パイオニア”から環境保護に対する取り組みをご紹介いただきました。パイオニアグループとして一段高い環境配慮製品を募集してエコチャンピオンモデルとして選定する制度により無鉛はんだ、ハロゲンフリーなど RoHS 指令を見据えた製品を開発するなど、同社が工夫を凝らした取り組みを行なっていることが良く分かりました。また、ウイスキーの樽材を使用したピュアルモルト・スピーカーは酒と木と音楽を愛する方々に至高の音を届けているということですが、このスピーカーの売上げの一部は国土緑化機構の「緑の募金」に寄付され広葉樹の植樹に役立っているなど、「趣味」と実益ならぬ「公益」を兼ねた興味ある話でした。